

学校防災マニュアル

平成26年3月改訂

東京都北区教育委員会

本マニュアルの活用にあたって

このマニュアルは、各災害の発生時に学校が児童・生徒等の命を守るために、具体的にどのように対応するかを定める「学校防災計画」の作成・見直しの参考にしていただくための指針となるものです。

① 読んで対応を確認する

まずは、じっくりと読んでいただき、各災害時の教職員等の対応及び児童・生徒等の行動の注意点を確認してください。

② 各学校の状況で考える

このマニュアルは、あくまで参考であり、各学校の防災体制はその地理的な条件や児童・生徒等の状態等により異なります。各学校において、どのような防災体制が必要か、考えましょう。

③ 参考にして計画の作成又は見直しをする

①、②の後、このマニュアルを参考に、各学校の「学校防災計画」を作成又は見直しをしていただき、各学校ごとの実情に応じた、災害発生時に教職員が担うべき役割とその対応方法を具体的に定めたものにしてください。

④ 訓練を実施して計画を見直す

③の後、学校防災計画に基づいて繰り返し訓練を実施し、課題を明確にするとともに、改善・改良を図りより実効性のある計画となるように、不断の見直しを行いましょう。

※本マニュアルは、区立幼稚園、小中学校を対象としている。特段の記載がない限り、学校、校庭、校長等の記述には幼稚園を含み、児童・生徒等の記述には幼稚園児を含む。

学校防災マニュアルの改訂にあたって

平成23年3月11日に、未曾有の大地震による津波が東北地方太平洋岸を襲い、多くの尊い命が失われました。学校も例外ではなく、多大な被害を受けました。

北区教育委員会では平成10年3月に、災害時等において、幼児・児童・生徒の生命・身体を守るため、阪神・淡路大震災を教訓として「学校防災マニュアル」を策定しました。

しかし東日本大震災の経験から、従前のマニュアルでは対処できない様々な問題が生じたことから、平成24年1月に学校防災マニュアルの暫定改訂を行ったところです。

このたび、これまで明らかになった様々な課題への対応や最新の災害に関する知見に基づき、「北区地域防災計画」が示す自助・共助・公助の役割を自覚し、進んで行動することを基本とした、学校防災マニュアルの全面改定をいたしました。

各学校・園におかれては、「3.11を忘れない」との思いを新たに、このマニュアルを今後の取り組みの指針として、平常時より地域との連携をしながら、地域の特性や学校・園の実態に即した防災対策の取り組みを推進していただきますようお願いしております。

平成26年3月

東京都北区教育委員会
教育長 内田 隆

目 次

第一章 総論

第1	東京都北区地域防災計画と学校防災マニュアル	1
1	東京都北区地域防災計画	1
2	東京都北区地域防災計画における学校の位置づけ	1
第2	震災時における学校の対応基準	3
1	児童・生徒等在校時の災害対応基準	3
2	夜間・休日等の参集の基準	4
第3	風水害における学校の対応基準	5
1	児童・生徒等在校時の災害対応基準	5
2	夜間・休日等の参集の基準（避難所開設）	6
第4	避難所としての学校	6
第5	非常時の組織体制	6
1	北区災害対策本部	6
(1)	本部の設置	6
(2)	本部設置の通知	7
(3)	本部の廃止	7
2	災対教育委員会事務局及び学校の災害対策本部	8
(1)	災対教育委員会事務局	8
(2)	学校の災害対策本部	8
(3)	災対教育委員会事務局の設置（機能の確立）【発災直後】	9
(4)	各課の役割分担表【概要】《平成25年4月現在》	10
3	指示系統	11

第二章 事前対策（災害への備え）

第1	計画の作成	1
1	学校防災委員会の設置	1
2	各学校の学校防災計画等の作成	3
(1)	学校防災計画の作成	3
(2)	消防計画（事業所防災計画を含む）の作成	6

3	学校災害対策本部の整備（地震発生時を想定）	8
	（1）授業日（震度5弱以上に対応）	8
	（2）夜間・休日等（震度5弱以上に対応）	11
	（3）非常配備態勢名簿の作成	13
4	情報連絡体制の整備	13
5	家庭との安否確認方法	14
6	避難経路の確保	17
7	通学路等の安全確認	17
8	校外学習や宿泊行事等実施の安全確保	17
9	児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引き渡し）及び保護体制	17
	（1）児童・生徒等の引き渡しルール	17
	（2）学校に待機させる場合の留意点	18
10	保護者への連絡体制	18
11	非常持出品の搬出体制	19
12	放課後子どもプラン・児童館・学童クラブとの連携	20
13	特別支援学級	20
14	避難者の受け入れ体制の整備	20
	（1）学校施設利用計画の作成	20
	（2）初動期における避難者の受入計画（手順）の策定	21
	（3）鍵の預託	21
第2	教育・研修・訓練	22
1	防災教育	22
	（1）目的	22
	（2）内容	22
	（3）現在北区で行われている防災教育の推進事業	22
	（4）発達段階に応じた安全指導のねらい	23
	（5）副読本「地震と安全」の活用	24
	（6）小・中学校版防災教育補助教材「3. 11を忘れない」の活用	24
	（7）幼稚園・児童用教材の活用	25
	（8）防災教育を進める上での留意点	25
	（9）ボランティア活動の推進	26
	（10）防災教育改善のための評価	26
2	教職員の研修	26
	（1）校内研修	27

(2) 教育委員会等が実施する研修・講習会	28
3 避難（防災）訓練等	28
(1) 避難（防災）訓練の計画的実施	28
(2) 避難（防災）訓練実施上の留意点	28
(3) 避難（防災）訓練の実施	29
(4) 安全指導をする際の点検項目	35
(5) 家庭、地域、関係諸機関との連携	36
第3 事前の準備	37
1 地域の危険性の把握	37
2 学校内に設置された防火設備・消防設備等の把握	37
3 学校防災用品の備蓄と管理	37
4 家具類の転倒・落下・移動防止対策	38
5 学校施設・設備等の安全点検	39
6 非構造部材の点検	39
7 日常の安全点検・検査	39
(1) 防火管理者及び火元責任者が行う日常の任務	39
(2) 教職員が日頃から留意すべき事項	40
(3) 学校防災体制の点検・検査	40
8 震災時等における危険物（燃料）の仮貯蔵・仮取扱い	40

第三章 東海地震への対応

第1 「東海地震に関連する情報」への対応	3
1 「東海地震に関連する調査情報」の発表	3
2 東海地震注意情報の発表	3
3 注意情報発表後の対応	3
4 予知情報と警戒宣言の発令	3
第2 「注意情報・警戒宣言」に対する事前の備え	3
1 学校での対応	4
(1) 在校時	4
(2) 登下校時	4
(3) 在宅時	5
(4) 校外活動時	5
2 その他の対応	5
(1) 注意情報・警戒解除の情報	5

(2) 被害軽減の措置	5
-------------	---

第四章 災害時の対応

第1 災害時における学校防災体制	1
1 学校の防災組織と教職員の役割	1
2 情報連絡活動	2
(1) 情報収集及び提供	2
(2) 災対教育委員会事務局への報告	2
3 避難誘導	2
4 校内の消火・校内巡視	3
(1) 一次巡視【第一次緊急対応】	3
(2) 二次巡視【第二次緊急対応】	3
5 救護活動	4
6 搬出活動	4
7 避難所運営支援	4
第2 地震への対応	5
1 緊急地震速報への対応	5
(1) 安全確保の指示	5
(2) 教室にいる場合	5
(3) 理科室・保健室にいる場合	6
(4) 家庭科室等にいる場合	6
(5) その他の特別教室にいる場合	6
(6) 職員室等にいる場合	6
(7) 給食調理室等、火気や熱湯を扱っている場所にいる場合	6
(8) 校庭にいる場合	6
(9) 体育館にいる場合	7
(10) プールにいる場合	7
(11) 登下校中の場合	7
2 在校中（校外学習等を含む。）に地震が発生した場合の対応	7
(1) 児童・生徒等の避難誘導	7
(2) 二次災害への対応	17
(3) 児童・生徒等の帰宅方法	18
(4) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護	19
(5) 登下校時の対応	19

(6) 児童・生徒等の保護体制	20
(7) 学校施設・設備の安全確認と対応	20
(8) ガス、電気、上水道の安全確認等	24
第3 風水害への対応	29
1 水害への対応	29
(1) 大雨・洪水警報発令時の対応	29
(2) 避難勧告等が出された場合の対応	29
■ 避難勧告等の内容	31
■ 特別警報について	32
2 竜巻への対応	36
(1) 竜巻注意情報が出された場合の対応	36
(2) 竜巻接近時の対応	36
3 土砂災害への対応	37
(1) 土砂災害警戒区域等の指定	37
(2) 学校が土砂災害警戒区域等の区域内にある場合	37
第4 火災への対応	39
1 火災の発見	39
(1) 火災報知機の感知	39
(2) 人為的に発見した場合	39
2 通報	39
3 校内連絡	39
4 避難誘導	39
5 初期消火	40
6 学校災害対策本部の設置	40
第5 テロ災害への対応	40
1 テロ行為	40
2 NBC災害（テロによる場合を含む）	44
第6 原子力災害への対応	46
1 情報収集と児童・生徒等への情報伝達	46
2 適切な退避と避難行動	47
第7 避難所運営支援	48
1 避難所の開設	48
2 初動態勢	48
3 避難所管理運営委員会設置後の態勢	49

4 児童・生徒のボランティア活動	51
------------------	----

第五章 教育活動の再開

第1 安否情報、被害状況の収集と把握	1
1 教職員による児童・生徒等の安否確認等	1
2 教科書、文房具等の被害状況の把握	1
第2 学校教育施設の再建	2
第3 授業再開の準備	2
1 校舎等の安全確認・整備	2
2 児童・生徒の通学路の安全確認等	2
3 授業再開時期の決定	2
4 授業再開の保護者への周知	3
第4 応急教育計画の作成	3
第5 心のケアの充実	4
第6 転出入に伴う学籍変更等	4
第7 就学（入園）相談に関する対応	5

参考・引用文献

様式編

資料編

附属資料Ⅰ：学校防災計画作成例

附属資料Ⅱ：消防計画作成例

第一章 総論

第一章

総論

第1 東京都北区地域防災計画と学校防災マニュアル

1 東京都北区地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、同法同条第2項各号に定める範囲で、本区の自然的条件及び過去の教訓を生かし、あらゆる自然災害に対処する総合計画である。

本計画は、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧・復興を対象とする。

平成20年の修正後、東日本大震災の教訓や、東京都の首都直下地震等による被害想定等を踏まえて平成24年に大幅に改定された。

地域防災計画は北区ホームページでも閲覧することができる。



2 東京都北区地域防災計画における学校の位置づけ

東京都北区地域防災計画は、区民と地域の防災力向上【予防対策】の中で、小・中学校の防災対策について、下記事項を記載している。

(1) 学校防災マニュアルの活用

(2) 事前対策

ア 校長の役割

- ・災害時の応急計画の策定

学校防災マニュアル等に基づき、学校の立地条件等を考慮し、常に災害時の応急計画を樹立し、指導の方法を明確にしておく。

- ・応急教育計画の策定

学校の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

イ 校長が、災害の発生に備えて、講ずるべき措置

- ・避難訓練の実施

児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、区又は地域の自主防災組織等が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

- ・避難計画の立案

在校中や休日等の部活動など、児童・生徒等が学校の管理下にある場合や

その他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

- ・協力体制の確立

教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

- ・教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画

勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

- ・保健室の資機材の充実と学校医等との連携

児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

ウ 児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引き渡し）及び保護

震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等が引き取りに来るまで、学校で待機させる。

引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引き渡したかを記録する。

さらに大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引き取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することも想定される。また、保護者等が被災又は交通網の遮断等により、長時間引き取りに現れない事態も想定される。このような場合に備え、必要な備蓄食料や毛布等を配備する。



北区総合防災訓練

第2 震災時における学校の対応基準

1 児童・生徒等在校時の災害対応基準

(1) 震度4以上の地震が発生した場合

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童生徒等の動き
北区で 震度5弱 以上の揺れが観測された場合	学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は副校長 ・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・関係機関へ状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等への避難指示 児童生徒等の安否確認 情報収集 施設の安全確認と被害調査 児童生徒等への待機指示と保護 保護者への連絡と児童生徒等の引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認と被害調査 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> （指示に従い）安全な場所へ避難 保護者等が引き取りに来るまで安全な場所で待機 授業再開の連絡があるまでの間、学校は臨時休校とする。
北区で 震度4 の揺れが観測された場合	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等への避難指示 児童生徒等の安否確認 情報収集 施設の安全確認と被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認と被害調査 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> （指示に従い）安全な場所へ避難 安全確認後、通常の授業に戻る。

※事務職員等とは、授業担当教員以外の事務職員、用務員、調理員、業務委託員等をいう。

(2) 東海地震注意情報等が発令された場合

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童生徒等の動き
東海地震注意情報 ・ 東海地震警戒宣言 の発令	学校災害対策本部の設置 ・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・関係機関へ状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等への状況説明 保護者への連絡 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> 注意情報又は警戒宣言が解除され安全が確認できるまで、原則待機とする。

2 夜間・休日等の参集の基準

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において 北区で 震度6弱 以上の揺れが観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、災害対策本部を設置する。	全教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 (第三次非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安否確認 ・施設の安全確認と被害調査 ・応急対策業務（学校参集職員と連携）
勤務時間外において 北区で 震度5強 の揺れが観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、災害対策本部を設置する。	予め指定された教職員（全体の7割程度）は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 (第二次非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務（学校参集職員と連携）
勤務時間外において 北区で 震度5弱 の揺れが観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、災害対策本部を設置する。	予め指定された教職員（全体の3割程度）は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 (第一次非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務（学校参集職員と連携）

(2) 東海地震注意情報等が発令された場合

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
東海地震注意情報 の発令	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、災害対策本部を設置する。	予め指定された教職員（全体の3割程度）は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 (第一次非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 ・応急対策業務の準備（学校参集職員と連携） ・注意情報が解除されるまでの間、臨時休校とする。
東海地震警戒宣言 の発令	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、災害対策本部を設置する。	予め指定された教職員（全体の7割程度）は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。 (第二次非常配備態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡 ・応急対策業務の準備（学校参集職員と連携） ・警戒宣言が解除されるまでの間、臨時休校とする。

※妊娠中や病気休暇中など、「北区地域防災計画」に定める非常配備態勢適用除外職員の要件にあたる教職員は除外する。

第3 風水害における学校の対応基準

1 児童・生徒等在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童生徒等の動き
北区で 大雨・洪水警報 の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、河川水位情報の収集状況によって、避難の判断又は一斉下校の判断をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常どおり授業を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の点検 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常どおり授業を継続する。
東京都で 竜巻注意情報 の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 気象状況の監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等への屋内退避指示 ・ 通常どおり授業を継続する。 ・ 児童生徒等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内に退避する。 ・ 通常どおり授業を継続する。
北区で 土砂災害警戒情報 の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集 ・ 関係機関との情報交換 状況によって、避難の判断又は一斉下校の判断をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の危険性の高い校地への立入禁止指示 ・ 校舎内の安全な場所に避難誘導 ・ 通常どおり授業を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示に従い安全な場所へ避難 ・ 通常どおり授業を継続する。
避難準備情報 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 の発令	学校災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・ 気象情報、河川水位情報の収集 ・ 関係機関へ状況報告 ・ 避難場所の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等への集団避難指示 ・ 児童生徒等の確認 ・ 避難場所への避難誘導 ・ 保護者への連絡 ・ 児童生徒等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集（避難経路や地域の被害状況等の確認） ・ 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示に従い安全な場所へ集団避難 ・ 避難勧告等が解除され安全が確認できるまで、原則避難場所で待機とする。

■ 大雨や台風時に北区に発表される主な警報・注意報

名 称	予想される災害など
大雨特別警報	大雨による重大な災害（浸水や土砂災害など）が発生するおそれが著しく大きい
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれ
洪水警報	大雨により河川が増水し、重大な災害（河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊など）が発生するおそれ
洪水注意報	大雨により河川が増水し、災害が発生するおそれ

暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きい
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ
強風注意報	強風により災害が発生するおそれ

高潮特別警報	台風などの低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が発生するおそれ著しく大きい
高潮警報	台風などの低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が発生するおそれ
高潮注意報	台風などの低気圧による異常な海面の上昇により、災害が発生するおそれ

2 夜間・休日等の参集の基準（避難所開設）

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒等の動き
避難準備情報 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 の発令	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は、勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置する。	予め指定された教職員（2名程度）は、勤務校に参集する。	避難勧告等が解除され安全が確認できるまで、学校は臨時休校とする。

※警報、避難指示・勧告等については、四章 31 ページを参照。

第4 避難所としての学校

小・中学校は、北区地域防災計画で避難所として指定されている。しかし、学校は、本来教育活動を行う場であり、災害により避難所として使用されていたとしても教育活動を再開しなければならない。そのため、避難所の開設・運営から、縮小、閉鎖、その後の復興（教育の再開）までの流れを記載した「避難所運営マニュアル」を参考とすること。

第5 非常時の組織体制

1 北区災害対策本部

北区は、区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、緊急に対応する組織として北区災害対策本部を設置する。

(1) 本部の設置

区長は、区の地域について災害（災害救助法の適用に達する程度の災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発する必要があると

○ 区災害対策本部における教育委員事務局職員

● 本部員 教育委員会事務局次長、学校適正配置担当部長

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事し、部の事務を掌理する。

● 連絡員 教育政策課職員

本部と災対教育委員会事務局の連絡調整に当たる。

● 暫定連絡員 災対教育委員会事務局参集指定職員3名

連絡員が参集するまでの間、連絡員の代理として、本部と災対教育委員会事務局の連絡調整に当たる。

2 災対教育委員会事務局及び学校の災害対策本部

北区災害対策本部が設置されると同時に、災対教育委員会事務局を設置する。

(1) 災対教育委員会事務局

ア 災対教育委員会事務局の設置

災対教育委員会事務局の場所は、区役所第二庁舎2階（教育政策課）とする。

災対教育委員会事務局の設置準備及び設置に必要な事務は、教育政策課が行う。

イ 災対教育委員会事務局の分掌事務

- ① 避難所の設置及び管理運営
- ② 園児、児童及び生徒の保護並びに救護
- ③ 応急教育
- ④ 所管施設の保全及び保安
- ⑤ 災害時の体育施設等の利用

(2) 学校の災害対策本部

ア 学校の災害対策本部の設置

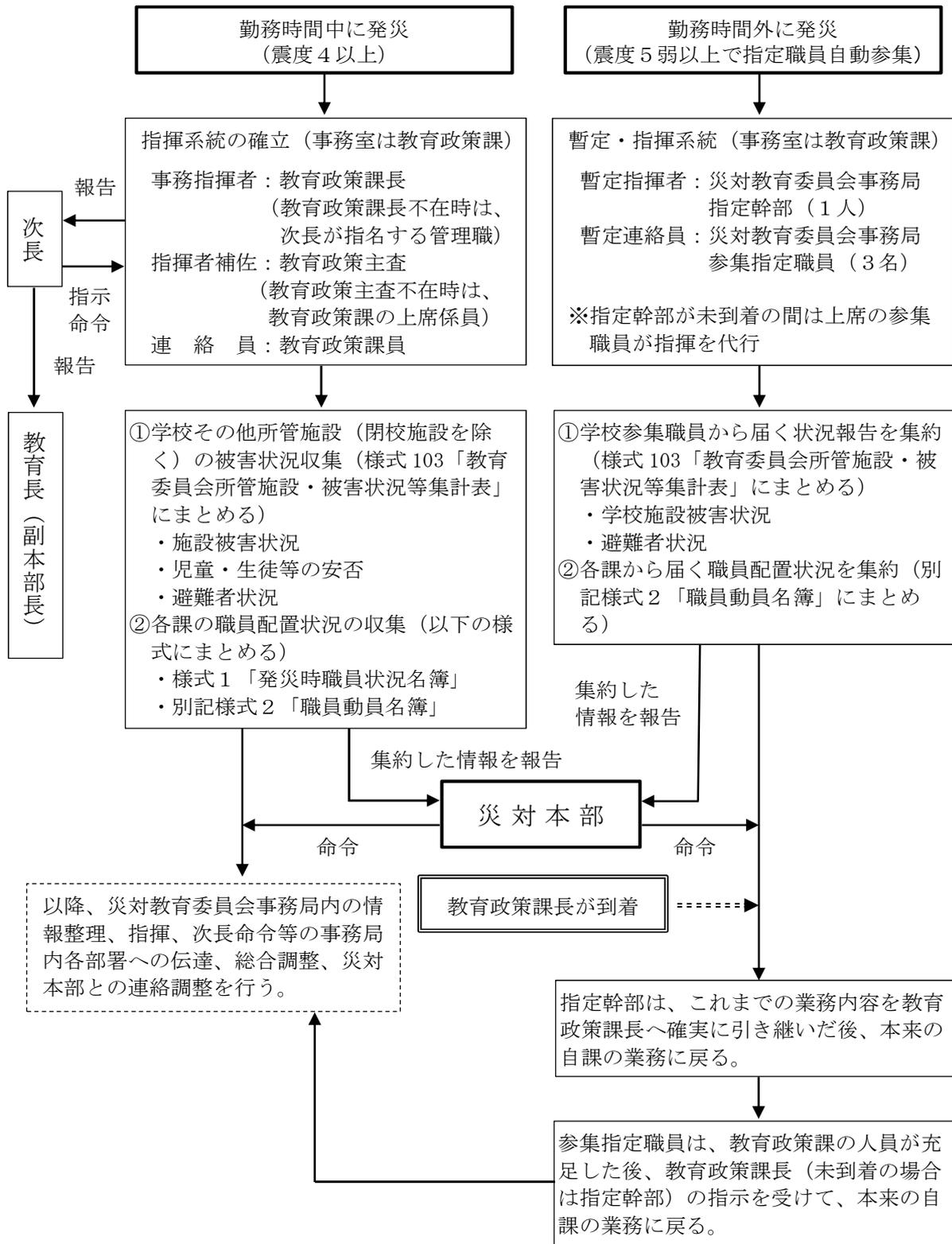
教育長は、災対教育委員会事務局の開設と同時に、区立学校の長に「（校名を冠した）災害対策本部」の開設を指示する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、本部を自動的に設置する。

イ 組織

校長又は園長を「（校名を冠した）災害対策本部長」とする。

校長又は園長が不在の場合は、あらかじめ定められている職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が、同本部長の職務を代理する。

(3) 災対教育委員会事務局の設置（機能の確立）【発災直後（初動期）】



任 務	統 裁 者	係 員 及 び 概 ね の 必 要 人 員
災対教育委員会事務局の本部機能	教育政策課長	教育政策課長 1 災対教委事務局連絡員（教育政策課員） 6

(4) 各課の役割分担表【概要】《平成25年4月現在》

課	係(人数)	役割分担【大枠】	
		避難所の管理運営	その他の業務
教育政策課 (学校適正配置担当を含む) (8)		—	・ 災対教育委員会事務局内の情報整理、指揮・命令、総合調整 ・ 災対本部との連絡調整 ・ 人員不足部署の応援 ・ 避難所管理運営の総合調整
教育未来館 (0)		—	教育未来館の保全及び保安
学校改築施設 管理課	管理係 (4)	—	学校施設(幼稚園、閉校施設を含む)の被害状況把握、現地調査、応急修繕等の復旧業務
	改築事業係 (3)	—	
	技術係 (5)	—	
学校支援課	学校支援係 (4)	—	学校支援課他係の応援
	学事係 (7)	旧・赤羽台東小	・ 応急教育に要する教科書、消耗品等の調達・配給 ・ 岩井学園の保全及び保安
	保健給食係 (4)	旧・豊島北中	
学校地域連携担当課 (5)			学校支援課の応援
教育指導課	教職員係 (8)	旧・清至中	教育指導課他係の応援
	指導係 (6)	旧・北園小	応急教育の支援
	特別支援教育担当 (5)		
生涯学習・ スポーツ振興課	生涯学習係 (3)	—	文化センター、那須学園の保全及び保安
	スポーツ振興係 (8)	旧・西浮間小	・ 体育施設の保全及び保安 ・ 体育施設を災害時に利用する際の施設の管理運営
スポーツ施策推進担当課 (5)		—	生涯学習・スポーツ振興課の応援
飛鳥山博物館	管理運営係 (6)	—	・ 博物館、ふるさと農家体験館の保全及び保安 ・ 博物館他係の応援
	事業係 (5)	旧・新町中	指定文化財の被害状況把握、被害拡大防止
中央図書館	管理係 (6)	—	・ 中央・地区図書館の保全及び保安 ・ 中央図書館他係の応援
	図書係 (18)	旧・桜田小 旧・桜田中 旧・富士見中	
	事業係 (2)	—	中央図書館他係の応援
	滝野川図書館 (7) 赤羽図書館 (8)	—	・ 担当地区図書館の保全及び保安 ・ 中央図書館他係の応援

※各係の人数：常勤職員＋再任用職員（ただし、管理職・指定除外職員・指定参集職員（災対本部、地域振興室、避難所）・再雇用職員は除く）。

3 指示系統

災害時には通信手段が制限されるとともに情報が錯そうして混乱する中、迅速かつ適切な対応が求められる。このことから、災害時には、原則として校長が学校種別や被害状況、地域の実情等に応じて速やかに判断し、対応する必要がある。

校長が判断すべき事項、教育委員会が判断すべき事項をそれぞれ次のとおり例示した。例示事項のほか、教育委員会が特に必要と認める事項については、校長はその指示に従う。

教育委員会から学校への指示は、原則として学校に直接指示する。

なお、教育委員会と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が予想される場合には、通信等が回復するまでの間、下記区分に関わらず校長が判断することとなる。

校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校長等が職務を代理する。

学校及び教育委員会は、指示や連絡等にあたり、その内容について相互に情報共有を図ることとする。

【校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項】

- 校内での児童・生徒等の避難場所等を決定し、教職員に指示すること。
- 学校災害対策本部の設置（北区災害対策本部が設置された場合には自動設置）
- 教職員の参集・配備態勢（震度5弱以上は自動参集）
- 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否。（教育委員会からの判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、児童・生徒等の家族構成及び自宅までの道路状況等を確認し、判断する）
- 児童・生徒等の保護や避難者受け入れにかかる施設利用の可否
- 避難所の開設（なお、閉鎖に当たっては、教育委員会と連携・調整する。）
- 避難所の管理・運営
- 備蓄物資の配布（発災時の状況を鑑みて、避難所用備蓄物資を地域の自主防災組織と協議して計画的に配布する。）
- 児童・生徒等のボランティア参加の可否（避難所の管理運営に参加させるかについて、避難者の受け入れ状況と、児童・生徒等の状況を考慮し、判断する。）
- 感染症等にかかった児童・生徒等、避難者等への対応（感染症にかかっているか明確に判断できない児童・生徒等及び避難者等の場合でも、他の児童・生徒等又は避難者等から隔離した場所に避難させるなどして大量感染を回避する。）

【教育委員会が判断すべき事項】

- 校長の判断に関する基準（一斉帰宅抑制の際の児童・生徒等の保護・帰宅にかかる考え方等）
- 避難所の開設・閉鎖に関する指示
- 教職員の職場待機・解除の指示

第二章 事前对策

第二章

事前対策（災害への備え）

はじめに

今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%以上といわれ、また、2008年（平成20年）版の「全国を概観した地震動予測地図」（地震調査推進本部）によれば、今後30年以内に東海地震が発生する確率は87%（参考値）としている。東海地震は、現在日本で唯一、直前予知の可能性がある地震と考えられている（日時を特定した予知は不可能と言われている。）が（気象庁ホームページ）、予知ができた場合の対応を確立しておくことで、被害を最小限とすることができる。

学校では、平成23年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上の場合は予知情報を校内放送により知らせることができるようになり、机の下に身を隠すなどの対応を取ることができるようになった。

しかし、首都直下地震の場合は、震源地が近いため、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことも想定されている。

学校は全て耐震補強を完了し、校舎の躯体が崩壊する危険性はなくなっているが、震災による被害を減少させるためには、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化を促進するとともに日頃から、児童・生徒等の活動する場所には、什器等の転倒、落下の防止に心がけておくことと避難訓練などの事前の備えが重要である。

また、学校保健安全法は、設置者は児童生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める（26条）。学校においては、施設設備の安全点検・通学路を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導・職員の研修等「学校安全計画の策定及び実施」をすること（27条）。また、学校の実情に応じて災害発生時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成する（29条）と規定している。

第1 計画の作成

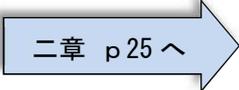
1 学校防災委員会の設置

校長又は園長は、校長、副校長又は副園長、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員及び用務職員からなる「学校防災委員会」を設置して防災体制の整備に努める。

学校防災委員会は、校長を委員長とし、事務局を防火管理者とする。委員長が必要と認めた時に召集する。

学校防災委員会は、災害時の応急計画（学校防災計画と消防計画）及び防災訓練等の指導計画（安全指導計画）、応急教育計画の策定をする。各計画の策定にあたって

は、調理員、用務員等の委託あるいは派遣社員にも協力を得る。

各学校で整備すべき防災関係計画	
学校防災計画	<p>災害時に児童・生徒等の安全の確保を図るため、教職員等が日常及び災害時にとるべき措置の具体的内容や手順、学校が避難所として活用される場合の施設利用計画等を定めた計画。</p> <p>【根拠】 学校保健安全法第29条 北区地域防災計画</p> <p style="text-align: right;">二章 p3へ </p>
消防計画	<p>火災発生時の活動計画や日常の防火対策など、防火管理者が定める計画。消防計画を作成（変更）後は、所轄消防署長に届出しなければならない。</p> <p>【根拠】 消防法第8条</p> <p style="text-align: right;">二章 p6へ </p>
事業所防災計画	<p>震災対策や、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画を定めた計画。ただし、防火管理に係る消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めればよいとされている。</p> <p>【根拠】 東京都震災対策条例第10条 同条例に基づく事業所防災計画に関する告示</p>
安全指導計画	<p>安全教育の一部をなす防災教育や児童・生徒及び教職員等が実施する避難（防災）訓練、教職員を対象とした防災研修の実施を定めた年間の指導計画。消防計画で定められた防火防災訓練の計画もこれに定める。</p> <p>【根拠】 学校保健安全法第27条</p> <p style="text-align: right;">二章 p25へ </p>
応急教育計画	<p>学校教育活動が正常に実施できるまでの間、校長が被害の状況等を判断し、休校、短縮授業等の応急的に実施する教育計画。</p> <p>【根拠】 北区地域防災計画</p> <p style="text-align: right;">五章 p3へ </p>

2 各学校の学校防災計画等の作成

(1) 学校防災計画の作成

本マニュアルは、北区の学校としての基本方針及び統一的対応が求められることを定めたものであり、各学校は校種の違いや地理的条件、児童・生徒等の状況について異なるので、本マニュアルを参考に、学校ごとに「学校防災計画」を作成する。

学校防災計画は、附属資料 I に作成例を示すとともに、共通ファイル（公開フォルダ）に格納してあるので、それを利用して作成する。なお、学校防災計画は毎年度作成し、作成又は変更したときは、教育委員会事務局教育政策課に提出すること。

■ 各学校で作成する「学校防災計画」の内容例

平成〇〇年度 〇〇〇学校防災計画

1. 日常の防災体制

(1) 学校防災委員会の組織

校長は、教職員の中から委員を指名して学校防災委員会を組織し、その構成メンバー及び担当業務を明記する。

二章 p1へ

(2) 情報連絡体制

発災場面に応じた、保護者、災対教育委員会事務局、北区災害対策本部、医療機関、ライフライン事業者等との複数の情報連絡体制を整備し、保護者及び各機関等に対する連絡手段を明記する。

二章 p13へ

(3) 安全点検

・点検の実施方法、学校施設・設備、備蓄品、通学路等の点検

日常の学校施設・設備及び備蓄品、通学路の安全点検をいつ、誰が実施するかを定め明記する。

○ 学校施設・設備等の点検 ○ 備蓄品の点検 ○ 通学路の安全点検

二章 p39へ 二章 p37へ 二章 p17へ

2. 東海地震に関連する情報への対応

東海地震に関連する情報や注意情報等が発令された場合の児童・生徒等への対応を定め明記する。

三章 p1へ

3. 大地震発生時の初動対応

・学校災害対策本部組織と教職員の役割

学校災害対策本部の役割分担を決め、組織図及び活動内容を明記する。

二章 p8へ

・職員の参集体制

夜間・休日等における職員の参集体制を整備し、非常配備態勢名簿及び職員の緊急連絡網を作成する。

二章 p11へ

・児童・生徒等の避難誘導方法

発災場面に応じた、児童・生徒等の避難誘導方法と避難場所（二次災害に備えた二次避難場所を含む）及び避難経路を定め明記する。

四章 p7へ

・学校施設・設備の被害状況及び安全の確認

各学校施設・設備の状況に応じた、学校施設・設備の被害状況及び安全確認の方法を定め明記する。

四章 p20へ

4. 大地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒等への対応

・児童・生徒等の保護

児童・生徒等を保護する場合の対応を明記する。

- 児童・生徒等の引き渡しルール ○ 児童・生徒等の保護体制

二章 p17へ

四章 p20へ

・保護者への引き渡し

保護者への引き渡し方法（手順）を定め明記する。

○ 緊急時引き渡しカード

二章 p18へ

○ 児童・生徒等の引き渡し方法

四章 p18へ

5. 学校再開への準備対応

・児童・生徒等の安否確認、学校施設の点検及び復旧、心のケア対応

学校の再開に向けた対応を定め明記する。

五章 p1へ

6. 風水害への対応

・避難勧告等発令時の避難方法及び避難場所等

避難勧告等の発令時における児童・生徒等の避難誘導方法と避難所及び避難経路を定め明記する。

四章 p29へ

7. 学校避難所開設支援

・避難者の受入手順、避難所として学校施設の利用計画

学校が避難所となった場合に備えて、避難所支援班の役割、避難者の受入手順、学校施設の利用計画を定め明記する。

○ 避難者の受入体制の整備

二章 p20へ

○ 避難所の開設

四章 p48へ

8. 非常持出品リスト

搬出品目の検討を行い、非常持出品、搬出担当者、搬出方法、搬出場所を定め明記する。

二章 p19へ

9. 緊急連絡先電話番号簿

・消防署、警察署、医療機関、区災害対策本部、ライフライン事業者等

各関係機関への緊急連絡先名簿を作成する。

※各学校の立地条件や特性などの実情に応じて、記載内容は適宜修正すること。

(2) 消防計画（事業所防災計画を含む）の作成

各学校は、消防法に基づき「消防計画」を作成し、また、東京都震災対策条例に基づき「事業所防災計画」を作成し、所轄消防署長に届出なければならない。ただし、事業所防災計画は、消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めて作成すればよいとされている。

平成25年4月、震災による帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所防災計画に規定すべき事項が追加された。

消防計画に変更があれば変更届を提出しなければならないが、学校については、通常、毎年度人事異動があるため、年度が替わる度に変更届を出さなければならない。

なお、消防計画を作成又は変更したときは、消防署に届出するとともに、教育委員会事務局教育政策課にも提出すること。

消防計画は、附属資料Ⅱに作成例を示すとともに、共通ファイル（公開フォルダ）に格納してあるので、それを利用して作成する。

■ 消防計画の届出

王子消防署	〒114-0002 北区王子四丁目2番1号 電話 03 (3927) 0119 FAX 03 (3927) 1526
十条出張所	〒114-0032 北区中十条一丁目7番10号 電話 03 (3905) 0119 FAX 03 (3906) 6674
東十条出張所	〒114-0001 北区東十条三丁目6番6号 電話 03 (3919) 0119 FAX 03 (3927) 2026
管轄区域	王子本町一丁目から三丁目まで、堀船一丁目から四丁目まで、王子一丁目から六丁目まで、豊島一丁目から八丁目まで、岸町一丁目と二丁目、東十条一丁目から六丁目まで、中十条一丁目から四丁目まで、十条仲原一丁目から四丁目まで、上十条一丁目から五丁目まで、十条台一丁目と二丁目

赤羽消防署	〒115-0044 北区赤羽南一丁目10番4号 電話 03 (3902) 0119 FAX 03 (3902) 2089
志茂出張所	〒115-0042 北区志茂二丁目3番15号 電話 03 (3901) 0119 FAX 03 (3902) 7999
浮間出張所	〒115-0051 北区浮間三丁目13番15号 電話 03 (3966) 0119 FAX 03 (3966) 0984
西が丘出張所	〒115-0056 北区西が丘一丁目4番6号 電話 03 (3909) 0119 FAX 03 (3906) 6878
赤羽台出張所	〒115-0053 北区赤羽台二丁目4番41号 電話 03 (3907) 0119 FAX 03 (3906) 6696
管轄区域	赤羽南一丁目と二丁目、赤羽西一丁目から六丁目まで、西が丘一丁目から三丁目まで、赤羽一丁目から三丁目まで、赤羽台一丁目から四丁目まで、桐ヶ丘一丁目と二丁目、赤羽北一丁目から三丁目まで、浮間一丁目から五丁目まで、岩淵町、志茂一丁目から五丁目まで、神谷一丁目から三丁目まで

滝野川消防署	〒114-0024 北区西ヶ原二丁目1番1号 電話 03 (3916) 0119 FAX 03 (3940) 4809
三軒家出張所	〒114-0023 北区滝野川五丁目39番3号 電話 03 (3940) 0119 FAX 03 (3576) 5765
田端出張所	〒114-0012 北区田端新町一丁目20番12号 電話 03 (3894) 0119 FAX 03 (3810) 3885
管轄区域	王子消防署及び赤羽消防署の管轄区域以外の区域



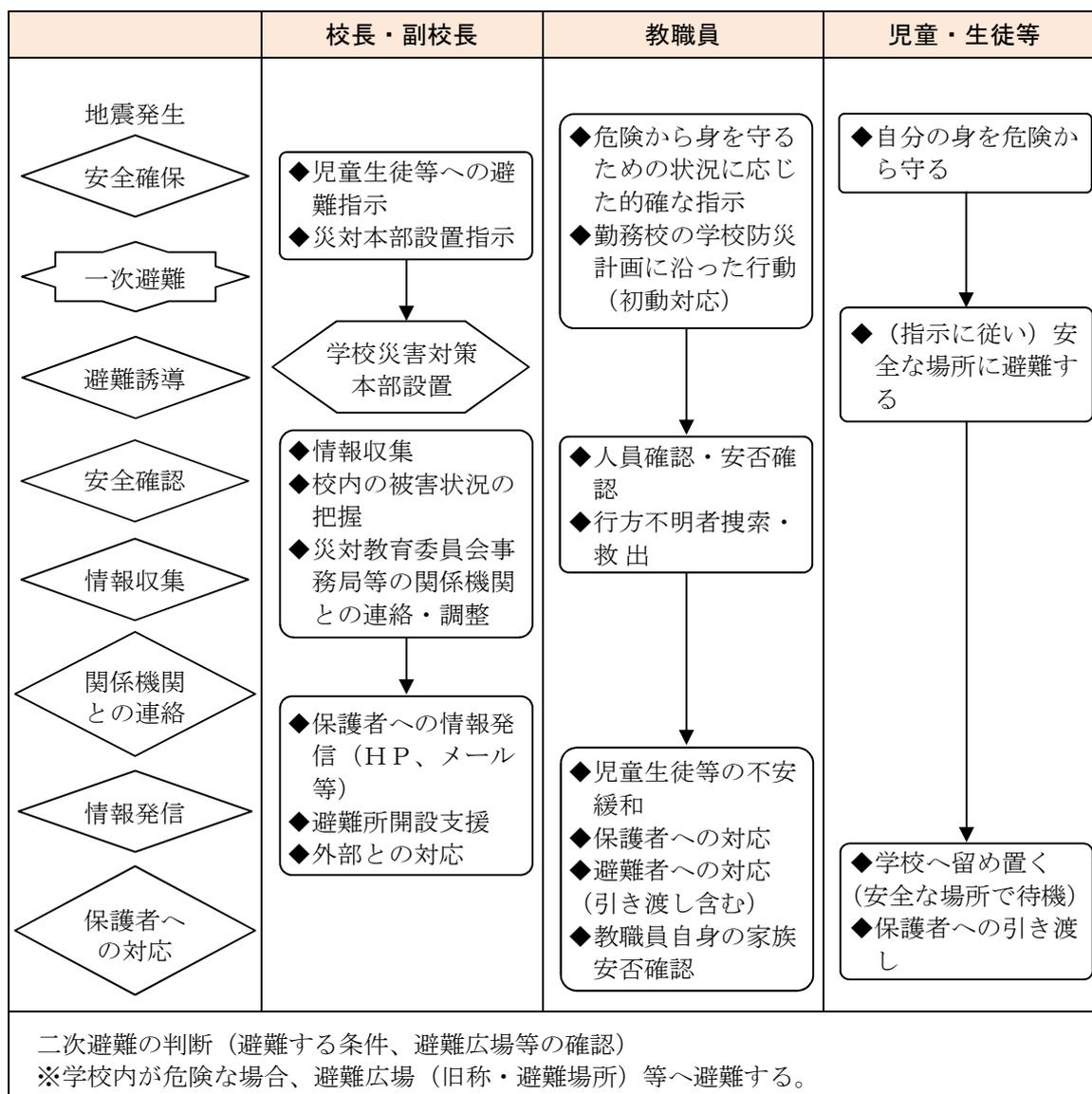
イ 各班の活動内容 [例]

役割分担	主な活動内容	準備物
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 校内の被害状況把握 校内放送等による連絡・指示 応急対策の決定 児童生徒等、教職員の安全確保 報道機関への連絡、対応 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急マニュアル 学校敷地図 ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 トランシーバー 携帯電話
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 119番通報 情報収集 非常時持出品の搬出 教育委員会との連絡調整（状況報告、必要物資要求等） 記録日誌、報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等及び教職員の安否確認（名簿による確認） 安全な避難経路で避難誘導 負傷者の把握 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告 児童生徒等の不安緩和 	<ul style="list-style-type: none"> クラスの出席簿 行方不明者の記入用紙
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 被害の状況確認 近隣危険箇所の巡視 二次災害の防止 避難場所の安全確認（学校内が危険な時は、避難広場等へ避難する） 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器 ヘルメット 道具セット 手袋 安全点検表 防災地図
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> 職員2人1組からなる数チームを編成、救出・救護にあたる 負傷者や危険箇所等の確認及び本部への通報 負傷者の搬出・応急手当 行方不明者の捜索 医師等の確保・救急医薬品の確認 関係医療機関との連携 医療的ケアが必要な児童生徒等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット 皮手袋 安全靴等 救出工具（バール、のこぎり、ハンマー等） 救急医薬品 健康カード 担架 毛布 AED 水
応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の構造的被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達と管理 危険箇所の処理 危険箇所の立入禁止表示 授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 被害調査票 ヘルメット 校内図 ロープ 標識
保護者対応班	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への情報発信 引き渡し場所の指定 身元確認 保護者等が到着した順に児童生徒等を引き渡す 児童・生徒等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等引き渡しカード 出席簿 集合場所のクラス配置図
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> 北区災害対策本部及び自主防災組織と連携した避難所の開設・運営支援 立入禁止区域の設定・表示 避難者受入れ場所の開放・表示 避難者の名簿作成 	<ul style="list-style-type: none"> マスターキー ラジオ ロープ テープ 校内配置図 避難者への指示（文書） 避難者カード

ウ 班編成・班活動の留意点

- ・班編成、名称等については、あくまで例であり、各学校の規模や教職員数等を考慮し実態に応じて編成する。
- ・平常時の準備を通して、各班の核となる責任者（班長）を定め進めていくが、責任者が出張、休暇等で不在の場合があるため、代理者を定めておくとともに、震災発生時は臨機応変に対応できるように教職員全体の共通理解を図る。
- ・震災発生時は、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。
- ・児童・生徒等の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合について、事前に地域住民や保護者とルールを決めておくことで、対応する業務を軽減することにもつながる。

エ 児童生徒等在校時のイメージ図

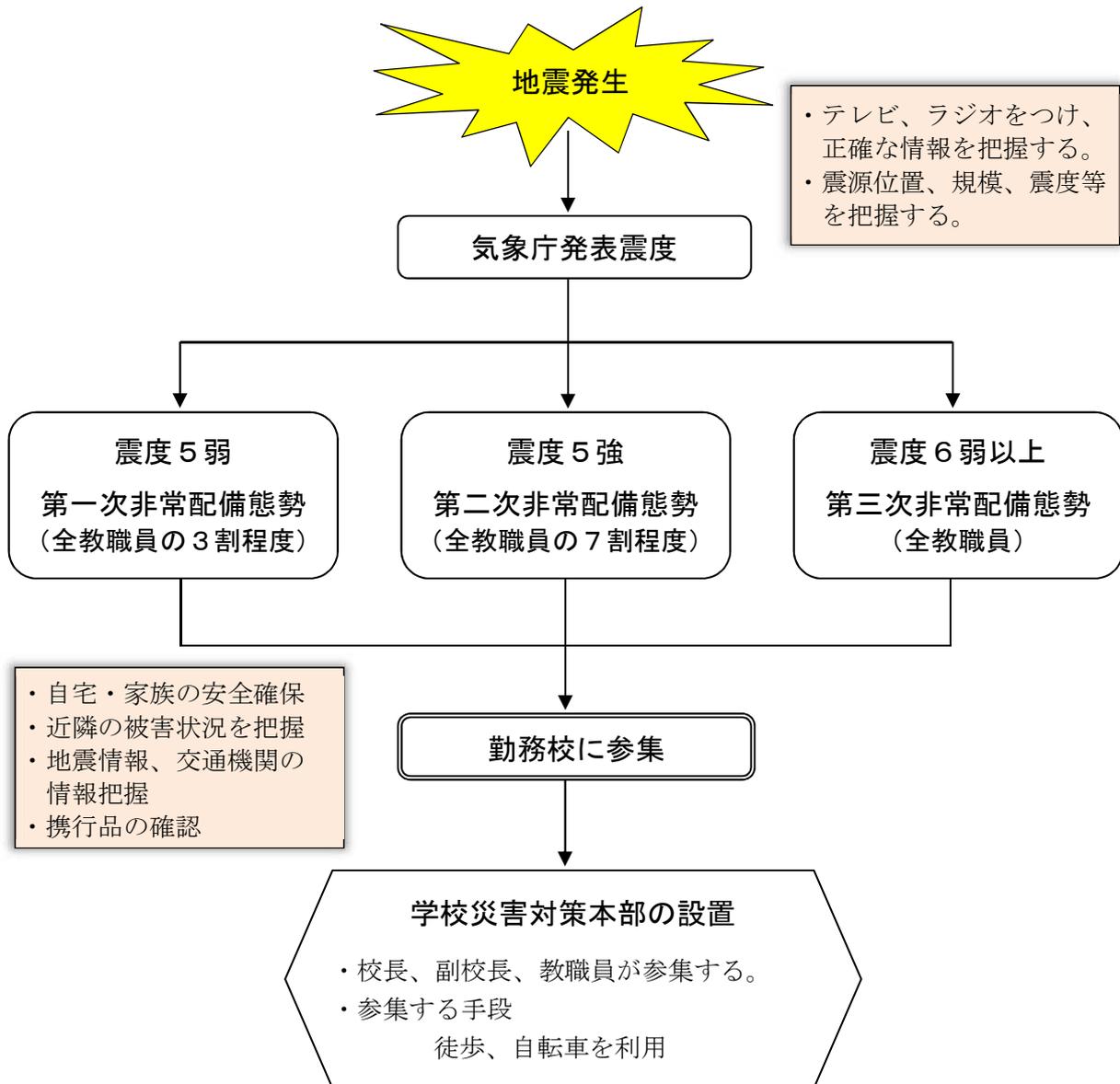


(2) 夜間・休日等（震度5弱以上に対応）

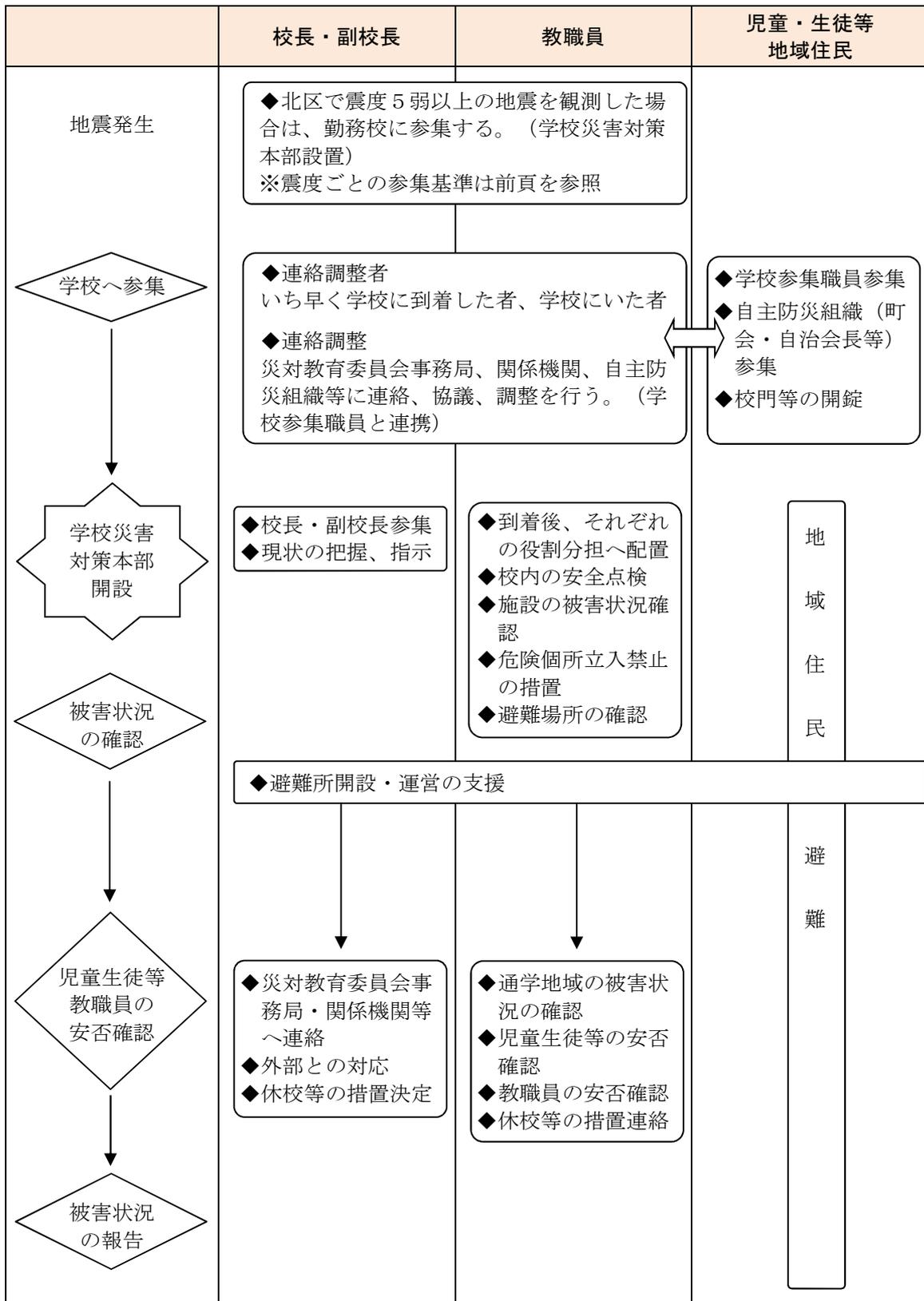
ア 学校災害対策本部の組織（二章8ページ参照）

校長・副校長が到着するまでの間、いち早く学校に到着又は在校中の教職員（連絡調整者）が、本部長の任務を代行する。また、どの教職員でも代行できるよう事前に十分な確認を行う。

イ 学校参集の基準



ウ 夜間・休日等の対応のイメージ図



(3) 非常配備態勢名簿の作成

毎年度当初に、非常配備態勢名簿及び緊急連絡網を作成し、教職員に周知する。

【非常配備態勢名簿の例】

非常配備態勢名簿（第一次）

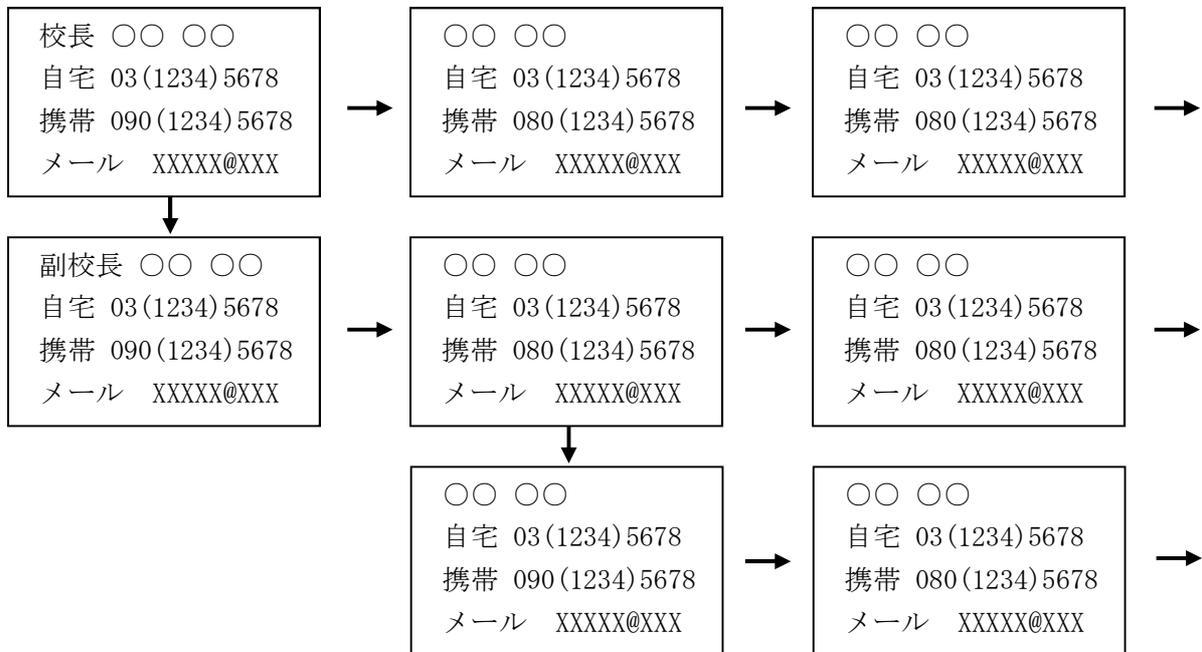
※第二次、第三次名簿も同様に作成する。

順	職	氏名	性	年齢	住所	参集方法	所要時間	備考
1	校長	〇〇 〇〇	女	58	北区王子本町1丁目	徒歩	30分	
2	副校長	〇〇 〇〇	男	52	豊島区西池袋	自転車	1時間00分	
3	〇〇〇	〇〇 〇〇	女	48	埼玉県川口市	自転車	1時間10分	

(時間の目安は、徒歩3km/h)

※「参集方法」「所要時間」欄は、徒歩又は自転車で記入する。

【緊急連絡網の例】



4 情報連絡体制の整備

在校中、登下校時、夜間・休日等の発災場面に応じた、保護者、災対教育委員会事務局、北区災害対策本部、医療機関、ライフライン事業者等との情報連絡体制を整備し、保護者、教職員に周知徹底する。

固定電話回線が不通となる場合も想定した複数の連絡体制を用意しておく。

各小中校幼稚園には「非常用PHS電話」が配備されているので活用する。

連絡手段には、携帯電話、電子メール、北区学校連絡メール配信システム、北区地域防災行政無線機、無線ファクス、衛星携帯電話、非常用PHS電話、学校ホームページ、ツイッター等の各種メディア、徒歩等がある。

保護者への連絡体制については、二章18ページも参照のこと。

5 家庭との安否確認方法

災害発生時に児童・生徒等の安否を迅速に確認すること及び各家庭と連絡を取り合う方法をあらかじめ定めておく必要がある。すでに各学校においては、個人情報の保護を念頭に置き、保護者の緊急連絡先等を用いた「緊急連絡網」を作成し、活用しているところではあるが、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先について把握するなど、より確実に連絡がとれるように工夫する。また、学校ホームページやツイッター等の各種メディアの活用を検討し、保護者に周知しておく。

ここでは、保護者家族間での安否確認方法について、東京都防災ホームページに災害用伝言ダイヤルの取扱方法がまとめられているので、参照するよう保護者に周知しておく。

なお、児童・生徒等が親戚の家など自宅以外に避難する場合は、保護者に対し、早めに学校に連絡させることも併せて周知しておく。

東京都「災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板（携帯用・web171）」

<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/message/index.html>

■ 災害用伝言サービス（体験日）

- 毎月1日・15日
- 防災週間（8月30日～9月5日）
- 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- 正月三が日（1月1日～1月3日）

ア 災害用伝言ダイヤル（171）（固定電話・携帯電話を用いて行う安否確認）

災害用伝言ダイヤルは、地震・噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTT東日本により提供される声の伝言板。

- 利用できる電話：固定電話、携帯電話、公衆電話、避難所等に設置する特設公衆電話。
- 提供開始：地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に提供される。
- 伝言の録音ができる電話番号（被災地電話番号）
伝言の録音が可能な電話番号は、被災地（概ね都道府県単位）にある固定電話の電話番号。携帯電話やPHS、IP電話の電話番号は利用できない。
- 伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積
伝言録音時間：1伝言当たり30秒以内
伝言保存期間：録音してから48時間
伝言蓄積：一つの電話番号当たり1～10伝言可能
- 伝言消去：保存期間を経過した時点で消去される。



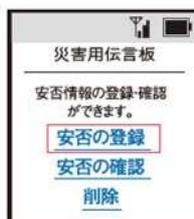
【利用方法】



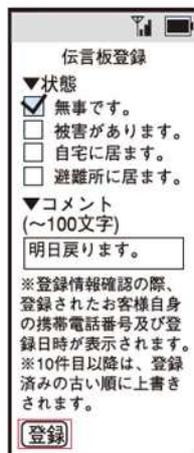
イ 災害用伝言板（携帯電話を用いて行う安否確認）

携帯電話会社各社は、インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧ができるサービスを提供している。

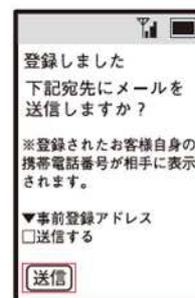
1 [安否登録]を選択
10件まで登録
できます。



2 [状態]を選択。
任意で100文字
以内のコメント
を入力した後
登録を押します。



3 登録完了。
設定したアドレス
に登録内容を通知
する場合は、**送信**
を押します。



※ 画面は各通信事業者によって異なる。

ウ 災害用伝言板（web171）（パソコン・携帯電話を用いて行う安否確認）

災害用伝言板（web171）は、インターネットを利用して被災地の方の安否の登録・確認を行う伝言板です。

○ サービス概要

このサービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む。）の住民がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号等をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能。登録された伝言情報は、電話番号等をキーとして全国（海外も含む。）から閲覧、追加伝言登録が可能。

○ 提供開始

災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかに利用が可能となる。

○ 伝言の蓄積数・伝言保存期間

伝言蓄積数：最大20件

伝言保存期間：最大6カ月

○ 伝言の入力文字数：1伝言あたり100文字以下

○ 伝言の消去

伝言を預かってから保存期間を経過した時点及び運用終了時に消去される。

【利用方法】

- ① <https://www.web171.jp/> へアクセスする。
- ② メッセージの閲覧と登録
- ③ メッセージを閲覧又は登録したい電話番号を入力する。
- ④ 画面の指示に従ってメッセージを閲覧・登録する。

エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、平常時の利用だけでなく、災害時には安否確認手段としても活用できる。

代表的なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、下記のとおりである。

- twitter
- mixi
- facebook

6 避難経路の確保

校庭への避難のみならず、地震発生後に起こる火災等の二次災害に備え、適切な避難場所・避難経路を定め、円滑に避難できるようにしておく。

避難にあたっては、災害の状況により避難経路が断たれることを想定して複数の経路を用意する。

7 通学路等の安全確認

登下校時に発災した場合に備え、教育委員会、道路管理者、地域住民と連携の上、児童・生徒等の通学路の安全性を定期的に点検する。特にブロック塀の多いところ、落下しそうな看板など、危険個所を把握する。

また、地区別の児童・生徒等の名簿を作成し、通学区域地区担当の教職員を決めて保護者に周知する。



8 校外学習や宿泊行事等実施の安全確保

学校は、校外学習や宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地の避難場所、避難所等の確認を確実にを行い、災害情報の収集及び連絡体制を確保する。必要に応じて、学校支援課から衛星携帯電話の貸与を受ける。

あらかじめ、校外学習活動場所付近の公立小中学校の所在地を調べておき、万一の場合は一時避難場所とする。

発災時における児童・生徒等の安全確保対策について「校外活動計画」に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

9 児童・生徒等の帰宅方法（保護者への引き渡し）及び保護体制

（1）児童・生徒等の引き渡しルール

北区で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や被害状況の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者又は、緊急時引き渡しカードに記載の引取人（以下、「保護者等」という。）に引き渡すまでは、校内で保護する。

震 度	学校の対応
震度 5 弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できるまで、児童・生徒等は、原則として学校で待機させる。 ・保護者等が引き取りに来た時点で、下校させる。 ・さらに大きな地震が予想される場合には、引き取りに来た保護者を含めて、校内で待機させる。
震度 4	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できたら、通常の授業に戻る。 ・必要な場合は、放課後の活動を取りやめ、地区別に集団下校させるなどの措置を講ずる。 ・自宅の鍵を保持していない児童・生徒等は、保護者に連絡し、必要に応じて引き取り等を依頼する。（保護者がすぐに来られない場合は、学校で待機させる。）
震度 3 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・状況確認後、通常授業・通常下校。

(2) 学校に待機させる場合の留意点

大地震などにおける、学校等での待機が長時間に及ぶことも考えられ、児童・生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- ・不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。
- ・近隣からの火災など二次災害への対策が十分とれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食糧の確保や宿泊の対応なども考えておく。

10 保護者への連絡体制

児童・生徒等の保護体制及び引き渡し方法については、毎年保護者に繰り返し周知しておく。

児童・生徒等の引き渡しを円滑に行うため、入学時に「緊急時引き渡しカード」を作成し、学級ごとに編綴^{へんてつ}しておく。交通網の遮断等により保護者が引き取りに来られないことを想定し、保護者が引き取りを依頼できる親族等の代理者を確保させ、カードに記載しておく。記載内容は毎年度当初に見直しを行う。

北区学校連絡メール配信システム、学校ホームページほか、災害時に回線がつながりにくくなることを想定し、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアなどを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

緊急時引き渡しカード（例）					
(児童生徒名)		(きょうだい)			
年 組		学校名 年 組 年 組			
現 住 所					
緊急連絡先		電話（ ）			
番号	引取り者氏名	連絡先（電話、住所）		児童との関係	チェック欄
1	保 護 者	電話 [- -]			
		携帯 [- -]			
		住所 []			
2					
3					
引き渡し日時		月 日 時 分	確認教職員		
避 難 場 所					

1 1 非常持出品の搬出体制

発災時、児童・生徒等及び教職員の安全確保を第一に考えながらも、必要な書類や物品等の搬出に努める。学校の状況に応じ、搬出品目の検討を行い、非常持出品、搬出担当者、搬出方法、搬出場所について計画する。

なお、持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けとともにラベルを貼付するなどの表示をしておく。また、災害の状況によっては、散逸を防止するため、耐火金庫等校内で保管することも想定しておく。

【学校災害対策本部用持出品の例示】

(1) 書類関係

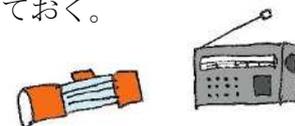
1	出席簿	児童・生徒等の安否確認
2	緊急時引き渡しカード及び一覧	保護者等への引き渡し
3	児童生徒個票	保護者との連絡
4	連絡網	
5	健康診断に関する記録簿	避難後、児童・生徒等の健康管理等対応
6	職員連絡網	職員との連絡
7	関係機関名簿	関係機関との連絡
8	緊急マニュアル（学校防災計画等）	災害時の対応を確認
9	学校敷地図	被害状況等の確認

(2) 物品関係

1	ラジオ	6	学級旗
2	ハンドマイク	7	携帯電話
3	懐中電灯	8	救急用品
4	トランシーバー	9	事務用品
5	ホイッスル	10	予備電池

※搬出しやすいようにケース又は非常持出袋等にまとめて用意しておく。

※その他、必要なものを用意する。



1 2 放課後子どもプラン・児童館・学童クラブとの連携

災害時における児童館・学童クラブとの連絡・協力体制を構築するため、対応策をあらかじめ協議しておく。

特に、学校に併設している「放課後子どもプラン」に参加している児童については、当該校の学校防災計画に従うこととする。そのため、災害時の対応について運営スタッフに周知しておく。

1 3 特別支援学級

障害のある児童・生徒等は、自分の身を守り、避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。一人ひとりの予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う。なお、障害種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する。

児童・生徒等の状況に応じて、次の点に留意して、計画を作成する。

ア 児童・生徒等の障害種別に応じた安全確保の方法

イ 発作、体調変動などに対応するための医療機関との連携による移送体制

ウ 児童・生徒等の緊急時の連絡先、服薬状況、かかりつけ医等の情報を集め、一覧表を作成しておく。

1 4 避難者の受け入れ体制の整備

(1) 学校施設利用計画の作成

発災後の避難所開設に備え、校長は、自主防災組織と協議した上で次のスペースを確保した学校施設利用計画を作成する。

ア 児童・生徒等の安全確保のスペース

イ 教育機能・避難所管理機能のスペース

ウ 高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）並びに女性に割当てるスペース

エ 感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース

オ 一般避難者の避難所スペース

計画の作成にあたっては、女性や外国人の避難者への対応として、女性による女性用備蓄品の配布や施設状況を踏まえた授乳室の設置、外国語に堪能な教職員の配置、外国語での施設案内の表示等を検討する。

また、校庭については、物流拠点等に利用されることが予想されるため、自動車の乗り入れは禁止する。校庭は、発災当初の避難スペースであるので、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒等の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ定める。

(2) 初動期における避難者の受入計画（手順）の策定

発災から避難所開設までの活動を円滑に行うため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- ア 施設の安全点検の方法
- イ 避難者の誘導の方法
- ウ 生活必需品の手配の方法
- エ 備蓄品の配布の方法

(3) 鍵の預託

夜間・休日の災害発生時に備え、校門や校舎・体育館入口等の鍵を、防災課を通じて、学校参集職員、自主防災組織、地域振興室に預託してある。

○ 学校参集職員

夜間・休日に震度5弱以上の地震が発生した時、学校に自動参集して避難所の開設準備を行う者として、区が各校に3名ずつ指定した区職員をいう。

役割：学校避難所の開錠、及び自主防災組織（及び避難者）を中心とした避難所運営態勢の確立に向けた支援

参集：発災後60分以内に徒歩あるいは自転車で参集する

活動期間：避難所管理運営委員会の活動が軌道に乗り、自主防災組織（及び避難者）による避難所運営態勢が確立するまで
(発災から概ね1週間)

第2 教育・研修・訓練

1 防災教育

(1) 目的

防災教育は安全教育の一部をなすものであり、児童・生徒等が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解すること、安全に関して自ら危険を予測し的確に対応できる判断力や行動力を身に付けること、災害時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養うことなどを主なねらいとしている。

特に、突然起こる地震に対しては、児童・生徒等が瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、臨機応変に対処できるようにするため、教職員が安全指導と安全管理の両面から効果的に防災教育を進めることが必要である。

また、児童・生徒等が日頃から学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるように指導することが大切である。

(2) 内容

防災教育は児童・生徒等の発達段階、地域特性や実態に応じて、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。

一般に防災教育の内容としては、次の三つが挙げられる。

ア 自然環境や地域における過去の災害の特性や災害時における危険の認識、避難場所の確認などの日常的な備え、防災体制の仕組み等、災害や防災に対する基礎的・基本的な事項について

イ 危険を予測し、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための基本的な行動について

ウ 災害発生時及び事後に、災害復旧支援活動に参加するなど、進んで他の人々や地域に役立つことができるような思いやりの心や社会的連帯性の育成について

これらの内容に関する指導内容を整理し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の関連を図りながら効果的な防災教育を行う必要がある。

(3) 現在北区で行われている防災教育の推進事業

	事業名	平成25年度 末までの状 況（見込み）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1※1	小中一貫型防災教育の推進	モデル実施	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育の重点SF（サブファミリー）を指定 小中で連携した避難訓練等の実践モデル研究を通じた、児童生徒の防災への意識の向上と啓発 				
			----- 継続実施				

2※ ¹ ※ ²	中学生地域防災力向上プロジェクト	実施	<ul style="list-style-type: none"> 中学生を将来の地域防災リーダーとして育成することを目指し、自主防災組織や消防署と連携し、防災意識の啓発と防災力を向上させる。 地域防災活動への参加を促す仕組みを構築し、地域全体の防災力の向上を図る。
			継続実施
3※ ¹	子ども防災プロジェクト	実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児から児童生徒までの各世代において防災に親しむ事業（遊び、教育、指導）を実施し、将来の防災リーダーの芽を醸成する。
			継続実施
			<table border="1"> <tr> <td>備蓄物</td> <td>資更新</td> </tr> </table>
備蓄物	資更新		

※¹ 中期計画にて計画事業化

※² 基本計画にて計画事業化

<中学生地域防災力向上プロジェクト>

災害時に地域防災の貴重な担い手となることが期待される中学生をターゲットとして、全区立中学校で「防災学校」を開催し、防災に関する基本的な知識・技術を習得する機会を設け、災害時に地域の一員として活動できるよう支援している。さらに、防災学校を終了した中学生は、地域の防災訓練に参加するなど、地域防災の要として重要な役割を担っている。

○中学生防災学校での実施内容（例）

- (1) 災害時の心配事、過去の地震からの教訓、地震の被害を最小限にとどめるポイント、災害時の行動等について学習する。
- (2) 地震体験、煙体験、応急救護、ロープワーク、初期消火、搬送法等を体験学習する。



(4) 発達段階に応じた安全指導のねらい

ア 幼稚園

地震、火災や水害発生時における、基本的な身の守り方を理解させるとともに、災害時に落ち着いて安全に行動する能力を育てる。

イ 小学校

地震、火災や水害発生時における行動の仕方や対処の方法について考えさせたり、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解させたりするとともに、的確な判断の下に安全な行動ができるよう、危険を予測し回避する能力を身に付けさせる。

ウ 中学校

地震、火災や水害発生時に予想される状況について理解を深めるとともに、日常生活において危険を事前に予測し回避する能力を育て、災害が発生した際には適切な行動がとれる能力を身に付けさせる。更に、他の人々や地域の安全に役立つ態度や能力を養う必要がある。

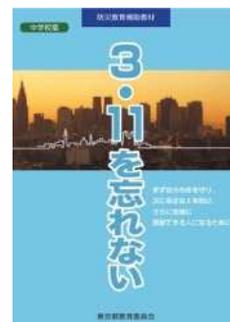
エ 特別支援学級

特別支援学級における安全指導は、基本的には幼稚園、小学校、中学校における考え方と同じであるが、児童・生徒等の障害の種別、程度及び発達段階に即して具体的、個別的な指導を積み重ねる必要がある。特に、一人通学時に発災した場合は、自ら安全な場所に避難したり、学校が作成する緊急連絡カードや都が標準様式を定めた「ヘルプカード」を用いて、周囲の人に助けを求めたりできるよう、一人ひとりの状態に応じた指導の工夫が必要である。

(5) 副読本「地震と安全」の活用

東京都教育委員会が発行する副読本「地震と安全」（小学校低学年編・高学年編、中学校編）を、各学校において関連する教科、道徳、特別活動や避難（防災）訓練の事前事後の指導等において効果的に活用するよう工夫する。

また、教師用指導資料として「『地震と安全』の活用にあたって」を添付している。そこには、「安全教育プログラム」に示した指導内容と関連付けて、地震が発生した時の行動、地震の被害、応急手当、地震の備え等の指導事例が示されているので効果的に活用する。



- 【主な内容】
- ・大地震への備え
 - ・いざというときに身を守る方法
 - ・避難所でのボランティア
 - ・東日本大震災や阪神・淡路大震災等の被災地の写真
 - ・災害用伝言ダイヤル171の使い方
 - ・緊急地震速報について
- 等

(6) 小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」の活用

東日本大震災を踏まえ、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育成する防災教育を一層推進するために、東京都教育委員会が作成した防災教育補助教材を教科等において横断的に活用する。（小学校第5・6学年、中学第2・3学年時に使用する）

また、教師用指導資料として、小・中学校版「『3.11を忘れない』活用の手引」及びCD-ROMを各学校に配布して



いるので、効果的に活用する。

- 【主な内容】
- ・自然災害の年表や写真
 - ・被災地の児童・生徒等の作文
 - ・関東大震災とその後の復興
 - ・大島・三宅島の火山の噴火等、東京都の過去の災害
 - ・地震後の土地の様子の変化
 - ・東日本大震災についての新聞記事や写真
 - ・古典文学に見られる大地震

(7) 幼稚園・児童用教材の活用

大地震が起きたとき、園児や低学年の児童が、とっさに身を守るための「だんご虫のポーズ」が取れるようにするため、慶応義塾大学大木聖子准教授が監修した「じしんだんごむし」の歌を教材として活用する。

下記サイトから歌と体操の動画を見ることができる。

「NHK for School」 (<http://www2.nhk.or.jp/school/>)



(8) 防災教育を進める上での留意点

ア 安全指導計画（年間指導計画）の作成

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。その際、東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」を参考とする。

東京都教育委員会「安全教育プログラム」

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/ankenkyoikuprogram.htm

イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的、計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関や地域の自主防災組織等との連携を図る。

ウ 視聴覚教材、映像教材等の活用

指導にあたって、副読本「地震と安全」や防災教育補助教材「3. 11を忘れない」を活用するとともに、児童・生徒等がより興味・関心をもって学習できるように、東京消防庁、警視庁、北区、民間団体等で発行している防災に係る各種の資料や視聴覚・映像教材等を活用する。

防災に関する教材の作成にあたっては、地域に関連したものを教材化すると効果的である。また、臨場感が高められる北区防災センターや起震車を活用する。

○ 北区防災センター（地震の科学館）

防災センターでは、地震対策の学習、地震体験、煙体験、初期消火体験などの訓練・体験を通して、防災に関する正しい知識を身につけることができる。

住 所：東京都北区西ヶ原２－１－６

電 話：３９４０－１８１１

開館時間：午前９時から午後５時

休 館 日：毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律の休日にあたる時は、月曜日を開館し火曜日を休館）・国民の祝日（ただし土曜日の場合は開館）・年末年始



（９）ボランティア活動の推進

児童・生徒等が体験を通して、ボランティアの基本となる他人を思いやるという心や社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

特に、中学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当などの災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校している場合、避難している方々への物品配布の手伝いや清掃活動等、地域においては避難移動中の救済活動や避難場所での運営補助などが考えられる。

このことについては、日頃から非常時に地域において児童・生徒等がどのような役割を担うことができるかを周知するなど、消防署、警察署、北区防災課や地域の自主防災組織との緊密な連携を図る必要がある。

（１０）防災教育改善のための評価

安全指導計画に基づく実践を共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価し、次年度の防災教育の計画に生かすことが大切である。

２ 教職員の研修

教職員が災害発生時における児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

このため、教職員の防災意識と使命感、災害対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の防災に関する研修を充実する。

(1) 校内研修

ア 研修テーマ

安全指導計画の教職員研修計画に防災に関する研修主題を位置づけて実施する。主な研修テーマは以下の通りである。

- ① 地震、その他の災害について
- ② 学校災害対策本部組織と教職員の役割
- ③ 教職員の安全確保と安否確認の方法について
- ④ 児童・生徒等の安全確保、安否確認、引き渡し方法について
- ⑤ 効果的な防災教育
- ⑥ 効果的な避難（防災）訓練
- ⑦ 備蓄品や防災資機材等の取扱い
- ⑧ 避難所の開設について
- ⑨ 学校が避難所となることを想定した実働訓練
- ⑩ 地域の防災体制の理解
- ⑪ 防災無線通信訓練



イ 校内研修の具体例

① 防災教育の充実

- ・防災に関する研修に参加した教員が、防災教育副読本など、防災に関する資料の活用事例について、全教員に説明するとともに、サブファミリーを単位とするなどにより、それを取り入れた研究授業を行う。

② 防災体制の確立

- ・学校防災マニュアル等に基づいた訓練を実施し、評価・改善を全ての教職員で共通理解する場を設定する。
- ・防災訓練に先立って校内の安全点検及び防災設備の点検を行うとともに、自動火災報知設備や屋内消火栓等の設備の使用方法について実習する。
- ・区の防災担当者から、区の防災体制や避難所開設の手順等について説明を受け、避難所開設のシミュレーションを行う。

③ 防災リテラシーの向上

- ・養護教諭や消防署員からAEDの使用方法等について指導を受けるとともに、心肺蘇生法、三角巾を使った応急処置等について実習を行う。
- ・臨床心理士等の専門家の研修や指導を受けながら事例研修を行い、児童・生徒等に対する個別のケアができるようにしておく。

文部科学省「こころの窓口」

http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1303886.htm

④ 防災無線通信訓練

- ・全小中学校に防災無線を配備しており、定期的に通信訓練を行っている。無線機

器を、多くの教職員が使えるようにする。

(2) 教育委員会等が実施する研修・講習会

初任者や安全教育担当者等を対象とする防災についての研修に参加し、研さんに努める。また、震災時の心理的ケア対策を視野に入れた教育相談等の研修を受講することにより、発災後の児童・生徒等に対する個別のケアができるようにしておく。

北区教育委員会では、毎年度、防災安全教育研修会が開催している。

3 避難（防災）訓練等

(1) 避難（防災）訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程の中に位置づけ、児童・生徒等が体験的に理解できるよう計画的に実施する。実施にあたっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実践的な訓練を行う必要がある。

特に地震は突発的で予測できないため、避難（防災）訓練の際には様々な場面における危険回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

(2) 避難（防災）訓練実施上の留意点

ア 実施時期や回数は、児童・生徒等の実態や、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連等を考慮して設定する。

イ 学校全体だけでなく、学級単位や部活動単位で実施することも考慮する。

ウ 事前にその意義を児童・生徒等に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に移動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は、明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。

また、児童・生徒等に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加していこうとする態度を養うよう指導する。

エ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、いかなる場合にも安全に対処できるように、適宜選択して実施するようにする。

- ・地震や火災、風水害等の規模
- ・設定日時の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）
- ・設定日時又は時刻を予告しない方法
- ・全教職員による参集。初動対応などの訓練
- ・児童・生徒等を安全かつ迅速に保護者に引き渡す訓練
- ・児童・生徒等を保護し、校内に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
- ・教職員による避難所の管理運営を想定した訓練（避難住民役も設定）
- ・学校備蓄室、防災資機材倉庫の開錠、防災用品の搬出・取扱い訓練、備蓄品・

防災用品等の点検訓練

- ・児童・生徒等によるボランティア活動

オ 消火器、屋内消火栓、D級ポンプ、発電機、炊き出しバーナー等の防災資機材を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。

カ 教職員の一人ひとりが役割分担（指揮系統、情報収集、関連機関への通報・連絡、搬出、救助、発電機等の防災資機材の使用等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

キ 特別な支援を必要とする児童・生徒等には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練を行う。

ク 実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点等を反映させる。

ケ 所轄消防署や防災機関との連携を十分行うとともに、PTA、地域の自主防災組織との合同訓練等も実施するように努める。

(3) 避難（防災）訓練の実施

ア 想定される災害状況に応じた避難（防災）訓練

想定される災害状況は以下の通りである。状況に応じ、学校の状況や地域の実情に即した避難（防災）訓練を実施する。

【想定される災害状況の例】

① 火災

② 地震

- ・緊急地震速報（直前に発せられる）
- ・東海地震注意情報又は警戒宣言（事前に発せられる）
- ・直下型地震（事前に把握できない）

③ 風水害

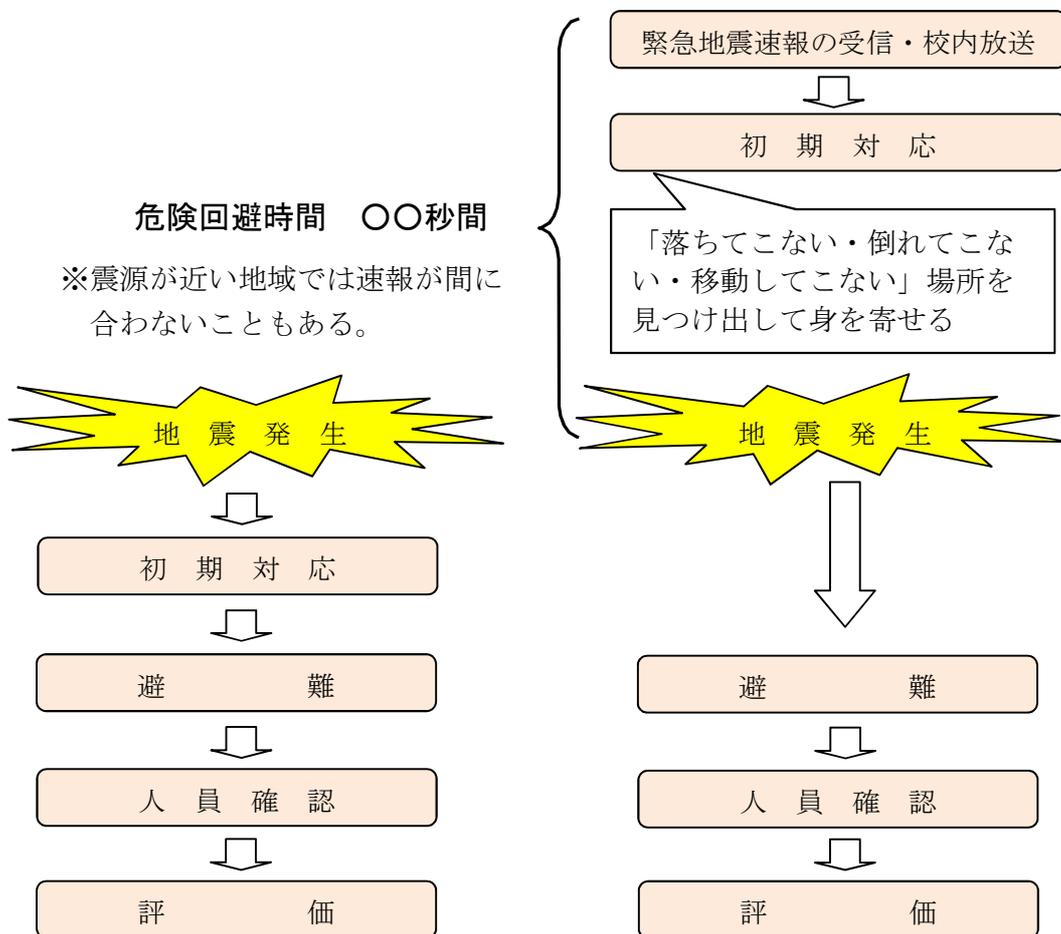
- ・避難勧告等の発令



○ 地震感知の避難訓練と緊急地震速報を利用した避難訓練の違い

地震感知の避難訓練

緊急地震速報を利用した避難訓練

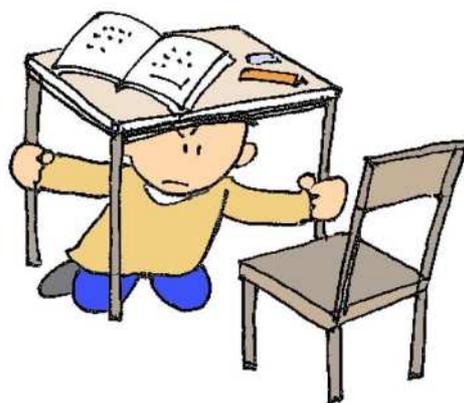


イ 「揺れたら」（初期対応）の訓練

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」

「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。教職員の指示を待たずに児童・生徒等が自ら判断し行動できるように繰り返し訓練して、とっさに行動できるようにしておく。

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教職員自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動し



てくるものとはどんなものなのか校舎内の非構造部材について日ごろから把握しておく。

突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から探す訓練からまず始める。

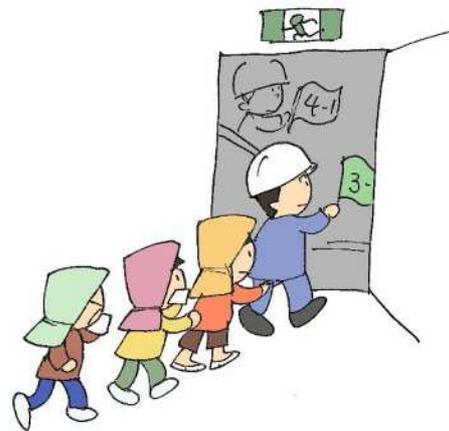
また、各学校に、緊急地震速報システムが導入され、緊急地震速報の報知音を利用し、地震発生時と同様に身の安全を確保する訓練を行う。

教室等机の下に身を隠せる場所では、イラストのように机の下に身を寄せて安全を確保することができるが、身を寄せる場所がない所では、体を丸めて危険から身を守る姿勢「だんご虫のポーズ」を取るようになる。

ウ 「揺れが収まったら」（二次対応）の訓練

耐震化された校舎では、地震で倒壊する危険性は低いと考えられる。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられる。これらを想定し、より安全な場所に素早く避難し、集合する行動訓練を行う。

校庭に集合する訓練だけでなく、校庭が亀裂などで使用不能な状況や、近隣からの延焼火災などを想定した、避難広場等への二次避難訓練も実施する。



エ 火災を想定した避難（防災）訓練

校内あるいは周辺施設から出火したことを想定し、校庭中央など、あらかじめ決められた避難場所や校外への避難訓練を実施する。

また、教職員は、児童・生徒等の避難訓練と同時に、119番通報訓練や屋内消火栓や消火器を使った初期消火訓練を行うなど実践的な訓練を行う。

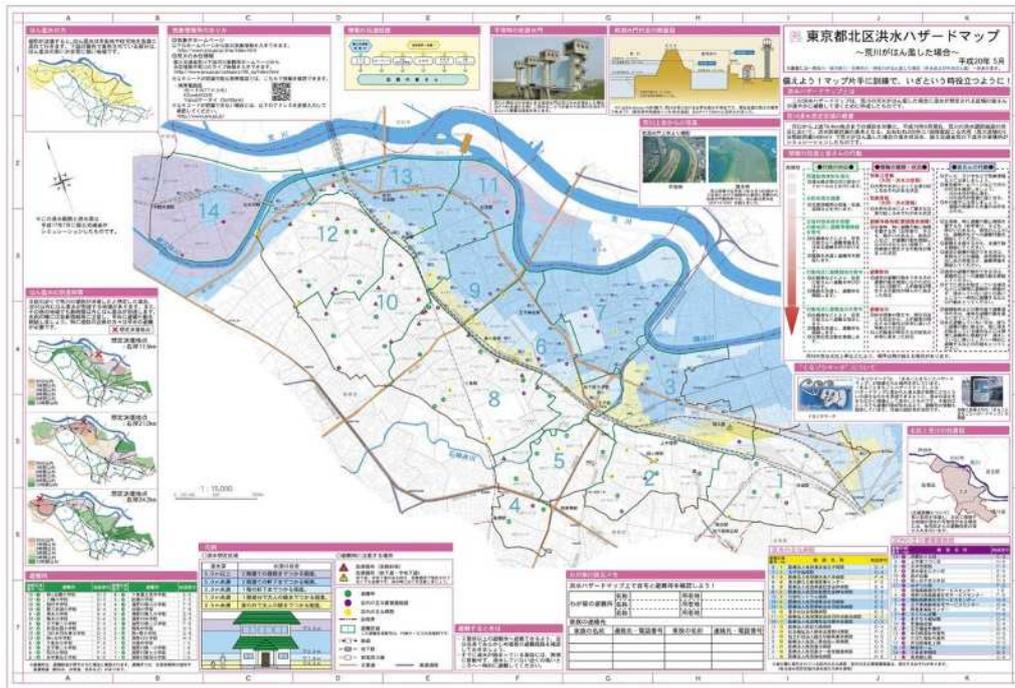
オ 水害を想定した避難訓練

荒川、隅田川、新河岸川、石神井川又は神田川のはん濫による浸水が想定される学校では、年1回以上、避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令（以下「避難勧告等」という。）された場合を想定し、あらかじめ決められた避難所の学校へ避難訓練を行う。訓練に際しては、避難先の学校と連絡・調整を行い連携して実施する。

指定避難場所の学校においては、避難の際の受け入れ方法や場所をあらかじめ決めておく。

① 学校の浸水想定

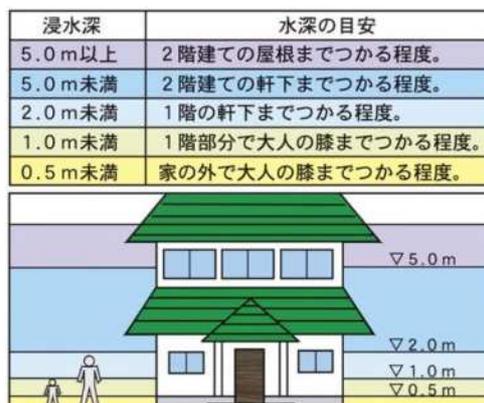
a. 荒川がはん濫した場合の浸水想定



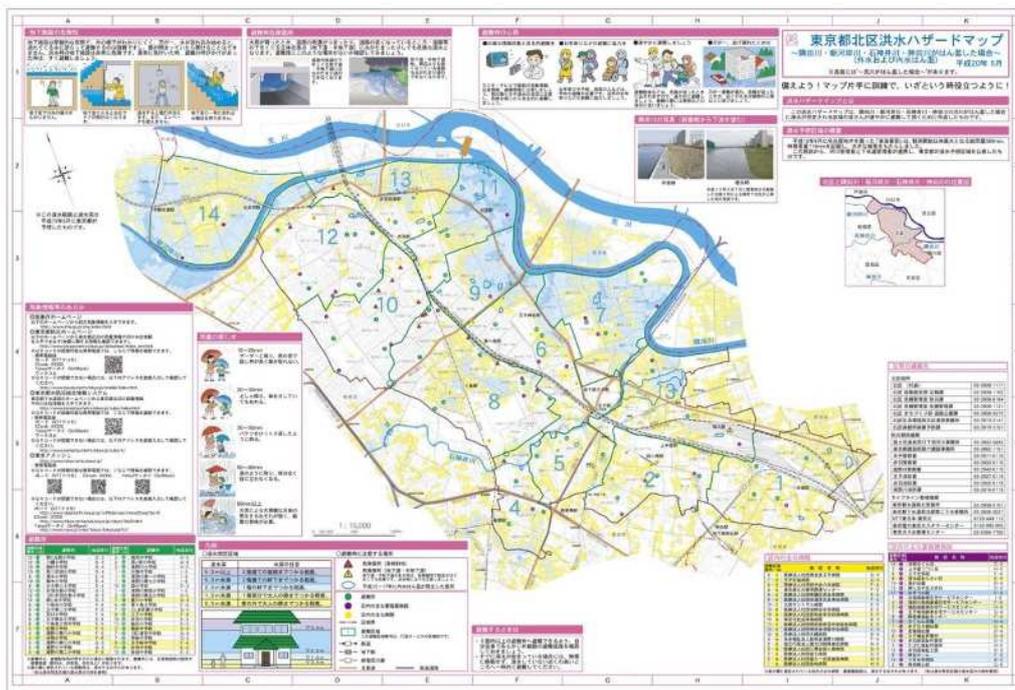
東京都北区洪水ハザードマップ～荒川がはん濫した場合～（平成20年5月）

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/071/007166.htm>

浸水深	浸水が想定される学校
5 m以上	【小学校】 浮間小 西浮間小 【中学校】 浮間中
5 m未満	【幼稚園】 ふくろ幼稚園 ほりふな幼稚園 【小学校】 袋小 第四岩淵小 岩淵小 なでしこ小 神谷小 王子第一小 豊川小 柳田小 堀船小 【中学校】 赤羽岩淵中 神谷中 明桜中 堀船中
2 m未満	【幼稚園】 さくらだ幼稚園 【小学校】 赤羽小 稲田小 東十条小 王子小 としま若葉小 滝野川第五小 【中学校】 王子桜中



b. 隅田川・新河岸川・石神井川・神田川がはん濫した場合の浸水想定



東京都北区洪水ハザードマップ（平成 20 年 5 月）

～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川がはん濫した場合～（外水および内水はん濫）

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/072/007269.htm>

浸水深	浸水が想定される学校
2 m未満	【小学校】 浮間小 第四岩淵小 なでしこ小 【中学校】 浮間中
1 m未満	【小学校】 西浮間小 岩淵小 王子第一小 堀船小 【中学校】 浮間中 神谷中 明桜中
0.5m未満	【幼稚園】 ふくろ幼稚園 ほりふな幼稚園 【小学校】 袋小 神谷小 豊川小 柳田小 王子小 滝野川第五小 【中学校】 堀船中 王子桜中

c. 局地的大雨（ゲリラ豪雨）により石神井川の溢水した場合

石神井川の溢水により校庭の一時的な浸水等の恐れがある学校
【小学校】 堀船小 柳田小 紅葉小 【中学校】 堀船中 滝野川紅葉中

※現在想定されている浸水予測を上回る事態も想定しておく。

② 水害時の指定避難場所

荒川、隅田川、新河岸川、石神井川又は神田川がはん濫の危険があり、避難勧告等が発令された際には、浸水が想定される学校（避難対象校）は、指定避難場所に避難をする。

避難対象校はであらかじめ指定避難場所までの避難経路を決め、安全性を確認しておく。

ただし、現在想定されている浸水予測を上回ることも想定して、全ての学校において児童・生徒等の上層階への避難、あるいは非常持出品の移動、避難勧告等に基づく校外への避難の必要が生じる場合を想定しておく。

また、水害時の指定避難場所の学校等は、水害により、地域住民等も避難してくる場合がある。避難所開設を予測して、教職員の役割分担をあらかじめ定めるなどの準備をしておく。

避難対象校		指定避難場所
浮間小 袋小	→	桐ヶ丘郷小
ふくろ幼稚園 西浮間小 浮間中	→	桐ヶ丘中
四岩小 岩淵小	→	八幡小
赤羽小 なでしこ小	→	(旧) 赤羽台東小
稲田小 神谷小	→	清水小
赤羽岩淵中 神谷中	→	王子第三小
さくらだ幼稚園 東十条小 王子第一小	→	荒川小
としま若葉小 明桜中	→	十条台小
王子小 王子桜中	→	王子第二小
柳田小 豊川小	→	滝野川仮庁舎 (旧滝野川紅葉中)
ほりふな幼稚園 堀船小 堀船中	→	滝野川第三小
滝野川第五小	→	滝野川小

カ 保護者への引き渡し訓練

児童・生徒等が在校中に災害が発生した場合、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しが行われる。保護者への引き渡し方法を確認し、「緊急時引き渡しカード」を活用して実際に保護者に引き渡しを行い、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練を実施する。

■ 各体験等の相談窓口

体 験	窓 口	連 絡 先
初期消火訓練	消 防 署	王子消防署 3927-0119
応急救護訓練		赤羽消防署 3902-0119
救命講習		滝野川消防署 3916-0119
煙体験		
防災講演	防 災 課	防災普及係 3908-8194
地震体験		
学校備蓄室見学		防災計画係 3908-8184
学校防災資機材活用訓練		

(4) 安全指導をする際の点検項目

都教育庁指導部では昭和50年3月8日に「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について」を各学校に通知しているが、安全指導を実施するにあたっての点検項目としては、次のような事項が挙げられる。

- ア 小・中学校の学級活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか。
- イ 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。
- ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。
- エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。
- オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。
- カ 地震の発生時における教師の指示の方法や児童・生徒等の最初の行動の仕方が明確にされているか。
- キ 必要により児童・生徒等を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。
- ク 教師の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。
- ケ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒等を集合させる場所が明らかになっているか。
- コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。
- サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。

シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。

(5) 家庭、地域、関係諸機関との連携

ア 家庭、地域との連携

学校は、平素から避難（防災）訓練の方針や計画について、保護者やPTA、地域の自主防災組織に連絡し理解と協力を求める。また、児童・生徒等の引き渡し訓練などを通して保護者との連携を密にする。

なお、家庭でも防災に関する話し合いの場を設けるよう働きかける。さらに、児童・生徒等のボランティア活動への参加に関して、地域との日常的な連携を進めるとともに、保護者に対しては災害時における児童・生徒等の具体的な支援活動の内容などを周知し、教育活動の一環として実施することの意義について理解を深めておく必要がある。

イ 消防、警察、医療機関等との連携

学校は、消防、警察、医療機関などの関係諸機関に対して災害発生時に連絡すべき事項や、協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく。また、避難（防災）訓練の際、実地の指導や講評等について関係機関の協力を得る。

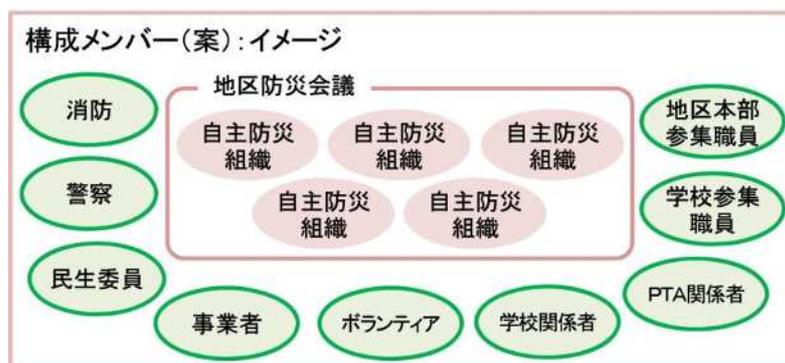
ウ 区との連携

全ての学校は、北区地域防災計画で避難所に指定されている。そのため、区、教育委員会や地域の自主防災組織等と連携を密にし、日頃から物資の備蓄や避難者の受け入れにあたるための体制づくりなど、防災に対する準備を整えておくことが大切である。

エ 地区防災運営協議会との連携

区では新たに、地区防災会議の機能強化・活性化や地域の防災意識・結束力の向上、また災害発生時の防災態勢の迅速な構築を図ることを目的に、地区防災会議を主体に地域の関係者で構成される「地区防災運営協議会」を設置する。

協議会を通じて、学校と地域、関係機関とのさらなる連携強化を図っていく。



第3 事前の準備

1 地域の危険性の把握

防火管理者は、ハザードマップ等を定期的を確認し、学校が置かれた地域の危険性について把握するとともに、教職員への周知を図る。

2 学校内に設置された防火設備・消防設備等の把握

学校内には、火災を早期に発見する「自動火災報知設備」や初期消火のための「消火器」など様々な防火設備・消防用設備等が設置されている。各学校に設置されている防火設備・消防用設備等を把握し、その仕組みや機能を十分に理解し、操作方法などを習熟しておく。

■ 学校に設置されている主な防火設備・消防用設備等

【防火設備】

- ・防火戸
- ・防火シャッター

【消防用設備等】

- ・消火器等
- ・屋内消火栓設備
- ・自動火災報知設備
- ・救助袋
- ・避難口誘導灯・通路誘導灯
- ・防火水槽

3 学校防災用品の備蓄と管理

大地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者が企業等に概ね3日間留まるなど、長時間引き取りにこないことも想定される。

また、さらに大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引き取りにきた保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することも想定される。

このような場合に備え、全児童・生徒等及び教職員用に、3日分の食糧・飲料水と毛布を必要数見積もって備蓄する。さらに、保護者用に10%程度の量を余分に備蓄しておく。

各学校には、区防災課が避難所用に物資を備蓄している。現場の状況によりそれらの備蓄物資を活用するなど、柔軟に対応する。

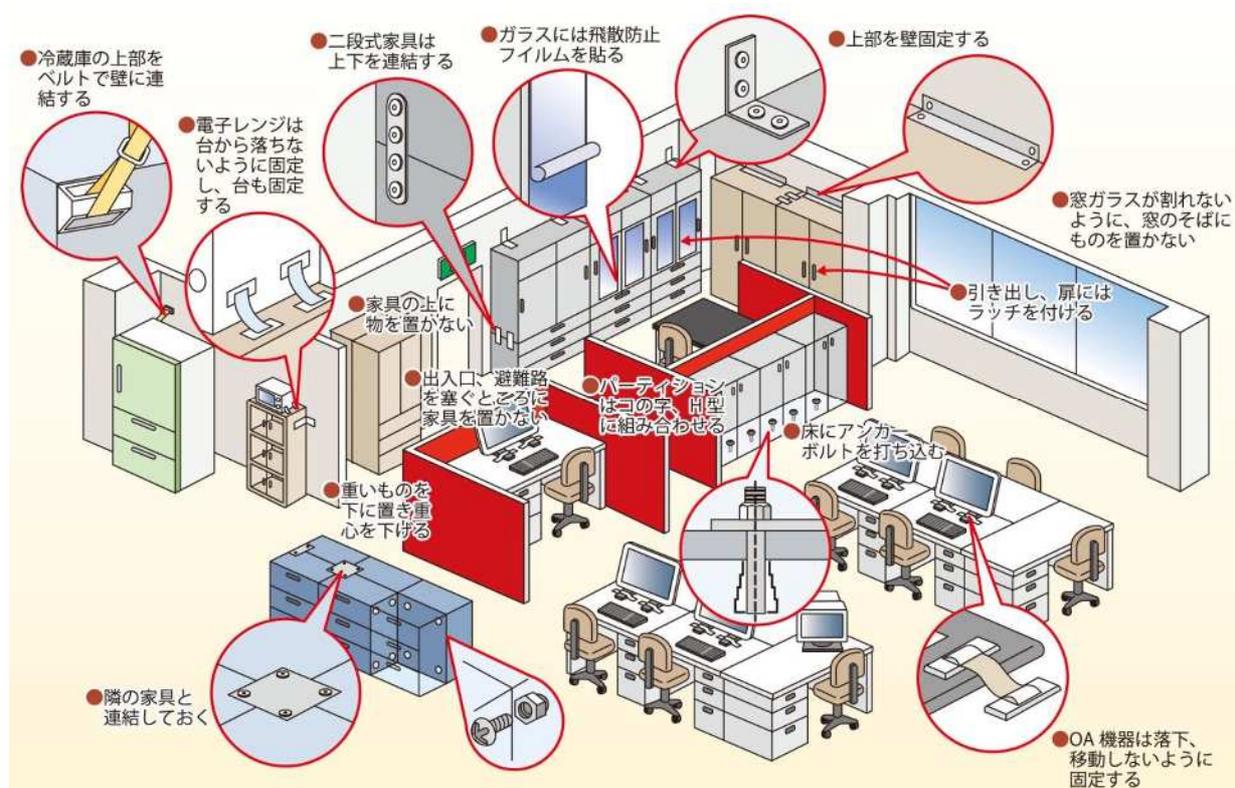
防火管理者は防災用品及び備蓄物資を定期的に点検し、不備があれば教育委員会や区防災課に対応を求める。

なお、各物資の保管場所については、浸水が想定される学校では、浸水しない上層階に保管するなど、各学校の状況に応じて検討する。

3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

4 家具類の転倒・落下・移動防止対策



出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

ア 地震発生時の家具類の転倒・落下・移動による被害には次のようなものが想定される。

- ① 転倒・落下・移動による人的、物的被害
- ② 避難通路の障害
- ③ 火気使用設備機器等に転倒・落下・移動することによる火災の発生
- ④ 収容物の落下や破損

イ 家具類をしっかりと固定するとともに、万一、固定器具が外れて転倒した場合でも、被害を受けにくい配置の工夫をする。

ウ 避難通路や出入口をふさがないように、転倒、移動しやすい家具類を置かないようにする。

エ 窓際に背の高い家具類を配置しない。窓ガラスに衝突し、割れる危険性がある。また、屋外にガラスの破片や収納物が落下した場合、通行人がけがをする危険性もある。

オ 家具類の天板の上に物を置かない。

カ 家具類を部屋の間仕切り代わりに配置することはしない。固定が床に限られるほか、収容物の落下の危険がある。

5 学校施設・設備等の安全点検

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒等の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。災害時に、緊急対応を効果的に行うためには、日常の施設管理の積み重ねが大切である。

学校施設・設備の安全点検については、避難経路を中心に、日ごろから安全点検に努めるとともに、「学校施設・設備安全確認チェックリスト」（様式1）により定期的実施し、保安状況を確認する。異常があれば、教育委員会や区防災課に対応を求める。

また、発災時に速やかに点検を行うためには、止水弁、ガス緊急遮断弁、電気分電盤、消火器、消火栓、防火扉、防火シャッター等の配置図を職員室、事務室及び主事室に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成し掲示する。

6 非構造部材の点検

学校は、教育活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことから安全性の確保は重要である。学校施設の構造体は、耐震化されているが、天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策も行う必要がある。

教職員は、建築の専門的な知識は有しないものの、施設を日常的に使用している者として、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険個所を察知できる立場にある。このため、「点検チェックリスト（非構造部材・学校用）」（様式5）により、非構造部材の点検を定期的実施し、異常があれば教育委員会に対応を求める。

7 日常の安全点検・検査

（1）防火管理者及び火元責任者が行う日常の任務

ア 喫煙の管理及び吸い殻の処理

イ 閉校時の火気使用設備の確認

ウ 電気を使用する設備等の電源の遮断の確認

- エ 準備室、倉庫等の施錠の確認
- オ 火気使用設備器具の異常の確認
- カ 電気器具の配線の劣化・損傷
- キ 避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害の確認

(2) 教職員が日頃から留意すべき事項

- ア 避難口、廊下、階段、避難通路などの避難施設には、避難の障害となる物品を置かないようにする。置かれていることを発見した場合は、速やかに除去する。
- イ 防火戸・防火シャッターとは、階段等の出入口に設けられている扉、シャッター等を指し、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たしており、これらの障害となる物品を置かないようにする。置かれていることを発見した場合は、速やかに除去する。
- ウ 火気使用場所以外の場所で、ストーブなど火気を臨時的に使用する場合は、防火管理者がその使用状況を把握しておく。

(3) 学校防災体制の点検・検査

地震への備えとして、「日頃からの大規模地震への備えチェックリスト」(様式2)により、学校における防災体制について日頃から点検・検査を行う。

8 震災時等における危険物(燃料)の仮貯蔵・仮取扱い

震災等により学校が避難所となり、発電機などの燃料を確保するため一時的に避難所に、指定数量以上の危険物(ガソリン:200L以上、灯油及び軽油:1000L以上、重油:2000L以上)を仮貯蔵・仮取扱いをする場合、所轄消防署長の承認を受けて、10日以内(同一場所での繰り返し承認は3回まで)の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(「少量危険物」という。)も同様の扱いとされている。

しかし、震災時等においては、交通手段や通信手段が十分確保できないことに加え、所轄消防署の対応が困難となるなど、承認手続きが遅れる可能性がある。

学校は、震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、実施計画書により事前に所轄の消防署と協議をしておくことで、仮貯蔵・仮取扱いの申請から承認までの期間が大幅に短縮できる。

第三章 東海地震への対応

第三章

東海地震への対応

気象庁では東海地震は科学的な直前予知ができる可能性があり、予知できる場合と予知できない場合の両方に対する備えが必要としている。東海地震は前兆現象を伴う可能性があること、想定されている震源域の周辺に精度の高い観測網を整備できたこと、捉えられた異常な現象が前兆現象であるか否かを科学的に判断するための考え方として「前兆すべり（プレスリップ）モデル」があらかじめ明確化されていることから東海地震は、現在、日本で唯一直前予知のできる可能性がある地震と考えられている。

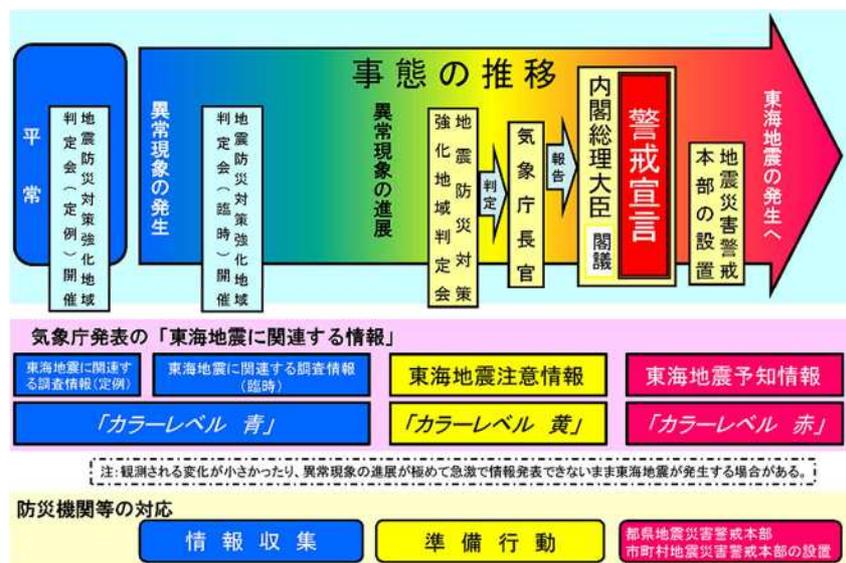
国は地震による被害を防止・軽減することを目的とした「大規模地震対策特別措置法」などにより、その危険度により「調査情報」、「注意情報」、「予知情報」を発することとしている。

東海地震発生によって著しい被害が予想される「地震防災対策強化地域」は、静岡県全域及び神奈川県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県の一部地域のほか東京都新島村・神津島村・三宅村の8都県263市町村が指定されている。

一方、北区は、強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されているが、局地的にはかなりの被害が予想されるとともに、東京都は高度に人口及び都市機能等が集中していることから、警戒宣言が発せられた場合の混乱の発生が懸念されている。

校長は、東海地震が予知できた場合に備え、児童・生徒等の安全確保を図るため、警戒宣言に関する計画を作成するとともに、教職員及び保護者に周知徹底し、宣言時の混乱を最小限に止めることに努める必要がある。

■ 異常現象の検知から警戒宣言までの流れ



出典：気象庁ホームページより

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <p>臨時</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>定例</p> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

出典：気象庁ホームページより

第1 「東海地震に関連する情報」への対応

1 「東海地震に関連する調査情報」の発表

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査が行われた場合に、東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表する。

この段階では、特に防災対応は必要なく報道等に注意しつつ、平常どおりの授業を行う。

2 東海地震注意情報の発表

気象庁に集められた観測データに、東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に、東海地震注意情報が発表される。

この段階で、救助部隊、救急部隊など防災関係者の派遣準備が行われ、政府、自治体ともに防災活動の準備行動を開始する。

3 注意情報発表後の対応

北区教育委員会では、注意情報発表の連絡を受けたときは、ただちに電話、無線ファクス等を活用し、校長に連絡する。

学校災害対策本部を設置して、注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒等に注意情報が発表されたことを伝え、いたずらに危機感や不安感を抱かせないように発達段階に応じた、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム終了後、原則として学校で児童・生徒等を保護するが、第2「注意情報・警戒宣言」に対する事前の備えによること。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休校とする。

4 予知情報と警戒宣言の発令

2～3日以内（又は数時間以内）に東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は警戒宣言を発する。

区長は、警戒宣言が発令され、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

第2 「注意情報・警戒宣言」に対する事前の備え

学校では、「学校防災計画」の中で、児童・生徒等の在校時、校外活動時、登下校時について注意情報が出された場合、警戒宣言が発せられた場合を想定して対応策を定めておく。

なお、教職員、保護者に対して、注意情報時・警戒宣言時の学校の対応策について周知徹底しておく。

また、心身に障害のある者、健康管理に配慮を要する者、急激な環境の変化に不応を起こしがちな者など、警戒宣言時の対応に必要と考えられる情報を収集する。

注意情報が発せられた以降の対応として、校長は次のような措置をとることを定める。

1 学校での対応

(1) 在校時

ア 学校災害対策本部を設置して、教職員を校内放送で招集する。

イ 必要な役割分担等の打ち合わせ後、それぞれの職務に当たらせる。

ウ 児童・生徒等の避難と安全管理を校内放送で指示する（例示：東海地震の「注意情報」が出されましたので、児童・生徒等をホームルーム教室に集合させてください。また、来校者の方は、PTA控え室に集合してください。）

エ 学級担任は、東海地震の「注意情報」が出されたことを説明し、今後の対応について児童・生徒等を指導する。

- ・今後、注意情報が解除されるのか、警戒宣言が出されるのか、現段階ではわからないこと。
- ・解除宣言が出されるまでは、原則的に安全のため学校に留め置くこと。
- ・学校は耐震補強が行われており安全なこと。
- ・担任の指示に従って行動すること。

オ 保護者への連絡

学校から保護者へ北区学校連絡メール配信システム又は電話等で、解除宣言が出され安全が確認されるまで、学校で児童・生徒等を保護する旨を伝える。ただし、地震に関する情報が安定しており、保護者の状況等を総合的に判断して帰宅させた方がよい場合は、個別に判断する。

カ 教育委員会への報告

校長は、保護した児童・生徒等の人数、保護体制について「東海地震警戒宣言への対応状況報告書」（様式3）により、教育委員会に報告する。

(2) 登下校時

ア 登校中に児童・生徒等が「注意情報」を知ったら、そのまま登校させる。

イ 下校中に児童・生徒等が「注意情報」を知ったら、そのまま帰宅させる。

ウ 教育委員会への報告

校長は、保護した児童・生徒等の人数、保護体制について教育委員会に報告する。

(3) 在宅時

登校前に児童・生徒等が「注意情報」が出されたことを知った場合、学校から指示があるまで自宅で待機させる。

(4) 校外活動時

ア 宿泊を伴わない行事を都内もしくは近郊で行っていた場合、自校に連絡を入れた上で、速やかに中止して帰校する。

イ 宿泊を伴う行事（移動教室、修学旅行等）を行っていた場合も自校に連絡を入れた上で速やかに中止して帰校するが、帰路で「警戒宣言」が出された場合は、「地震対策強化地域」内であれば現地の「地震災害警戒本部」の指示に従う。具体的には、現地の教育委員会に連絡し、最寄りの小中学校などの避難所を紹介してもらう。「警戒宣言」が出された場所が「地震対策強化地域」外であれば、自校に連絡を入れた上で、現地の教育委員会に保護を求める。

ウ 校長は、児童・生徒等の状況について逐次、教育委員会に報告するとともに、状況を保護者に連絡する。

エ 帰校後の対応は、在校時と同様の措置により原則学校で保護する。

2 その他の対応

(1) 注意情報・警戒解除の情報

学校は、注意情報・警戒解除宣言の情報を教育委員会、区災害対策本部、ラジオ、テレビ、インターネットのホームページ等から入手する。

(2) 被害軽減の措置

東海地震の発生に備えて、被害軽減のための必要な措置を行う。

第四章 災害時の対応

第四章

災害時の対応

大地震等の災害が発生した場合は、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先する。このため、教職員は、児童・生徒等の避難誘導にあたって、災害の状況、発災時間帯別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒等の発災時の所在別（在校時や登下校時、校外学習時の別）に応じた的確な指示をするとともに、落ち着いた態度で児童・生徒等を励まし、安心感を与えることが重要である。

第 1 災害時における学校防災体制

1 学校の防災組織と教職員の役割

学校では、大地震等の災害が発生した際、東海地震注意情報又は警戒宣言の発令、大規模な水害の恐れがあるときには、速やかに校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。なお、校長が不在のときは、予め指定する代理の者を本部長とする。（代理の者は事前に複数指定の上、順位付けを行う。）

教職員は、本部長の指揮の下にあらかじめ定められた役割分担に従い、災害応急活動に従事する。児童・生徒等が在校中の発災と夜間・休日の発災では対応が異なるので、それぞれに応じた組織体制とする。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろってない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

災害時には、教職員は北区地域防災計画、学校防災計画、災害対策本部の決定・指示等により執務することとなり、一時的に学校職員サービス取扱規定が適用除外となる。



■ 学校職員サービス取扱規定第 2 1 条（非常の場合の措置）

- 1 職員は、別に定めがある場合を除き、校舎及びその付近に火災その他の非常事態が発生したときは、速やかに登校して臨機の処置をとらなければならない。
- 2 職員は、非常災害の場合においては、別に定めるものに従い執務しなければならない。職員は、別に定めがある場合を除き、校舎及びその付近に火災その他の非常事態が発生したときは、速やかに登校して臨機の処置をとらなければならない。

2 情報連絡活動

(1) 情報収集及び提供

情報連絡班は、児童・生徒等及び教職員の安否の確認や区災害対策本部への情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するにあたっては、確実な情報であること及び通信手段が断たれた場合を想定して複数の手段を確保しておくことが重要である。

【必要とする情報内容及び収集・提供手段の例】

情報内容	収集手段	提供手段
災害情報（地震・水害等） 被災、被害状況（児童・生徒等・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等） ライフライン、交通機関等の状況	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部からの情報、防災無線・北区防災気象情報メール配信サービス・報道機関（テレビ、ラジオ）・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒等からの情報・携帯・固定電話、ファクス、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報	<ul style="list-style-type: none">・掲示板等への表示・担当者からの文書報告・携帯・固定電話、ファクス、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。

(2) 災対教育委員会事務局への報告

情報連絡班は、児童・生徒等及び教職員、学校施設・設備等の被災状況を把握し、「学校被害状況報告書」（様式101）で災対教育委員会事務局（教育政策課）に報告する。

報告手段としては、非常用PHS電話又は無線、無線ファクス等、使用可能な通信機能を活用する。

※非常用PHS電話、無線、無線ファクス番号一覧表は、日頃から見やすい場所に掲示しておく。

3 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導にあたっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善のルートを選択する。

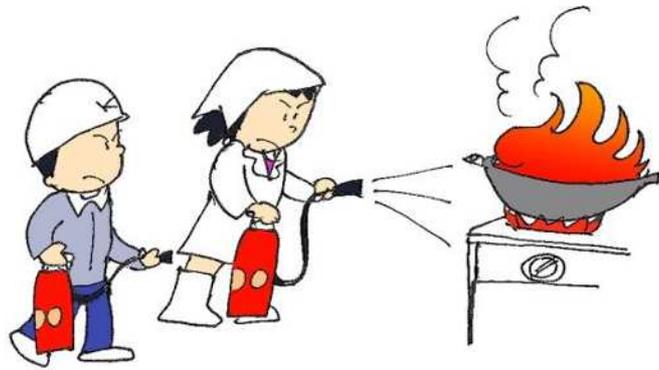
児童・生徒等の避難誘導（指針）等については、四章7ページ以降参照

4 校内の消火・校内巡視

出火防止対策を日頃の避難（防災）訓練で実施し徹底する。万一、出火した場合は、児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。その際、二次災害に遭わないよう生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視にあたっては、二段階に分けて実施する。被災した建物の中での巡視の場合もあり、二人以上で、ヘルメット、懐中電灯などの必要機材を用意し、安全に配慮して実施する。

巡視の結果は、学校災害対策本部に報告する。



（１）一次巡視【第一次緊急対応】

- ・行方不明の児童・生徒等の所在確認、捜索を行う。
- ・出火の危険性が高い室（管理諸室、理科室、家庭科室、給食調理室）を優先的に巡回し、初期消火可能な火災については消火活動を行う。
- ・ガスの臭いがする場合には、窓を開けるとともに、児童・生徒等を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。

（２）二次巡視【第二次緊急対応】

二次巡視は、施設・設備の被害状況の把握と立ち入り禁止区域の設定など、二次災害の防止策を講じることを目的とする。

- ・鉄骨が破損したり、建物が傾いたりしている場合は、余震によって崩壊する危険性があるので、「立入禁止」の掲示やロープ等で閉鎖するなどの措置を行う。
- ・破損、ヒビ割れしているガラスは、テープやダンボール等で補修する。
- ・転倒しかかっている書棚・ロッカー等は、横に寝かせて安定させる。
- ・防火シャッターが地震により自動的に作動した場合、必要が生じるまで復旧させない。

(巡視点検場所・項目の例)

		月 日 時 分～ 時 分		担当者氏名		担当者氏名			
点検場所	異常の有無	点検項目							特記事項
		ストーブ・火気・ガスの元栓	柱の亀裂	天井の破損	照明器具の破損	ガラスの破損	器具の転倒状況		
校長室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
給食室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
音楽室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	

注 (1) 巡回して、危険場所には立入禁止の表示をするとともに、ロープ等により立入禁止の措置をとる。

(2) ガスの臭いがする場合、窓を開けるとともに、ガス供給会社へ連絡する。

5 救護活動

大震災により大勢の負傷者が出るのが予想される。救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救出救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒に対しては救護の補助を依頼する。

校庭等に避難する場合、救出救護班は救急医薬品を携帯する。



6 搬出活動

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

なお、災害状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

7 避難所運営支援

児童・生徒等及び教職員の安否が確認でき、二次災害のおそれがないことが確認できたときを目安に、学校災害対策本部組織に、避難所支援班を設置する。

避難所支援班は、発災直後における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、地域の自主防災組織による避難所運営態勢が確立するまでの支援を行う。



第2 地震への対応

1 緊急地震速報への対応

教職員は、緊急地震速報発報時、自らの安全確保に十分配慮しつつ、児童・生徒等の安全確保に万全を期す。以下に示す場所ごとの対応例を参考に、各学校の施設の状況に応じて、予め発報時の対応について定め、教職員の共通理解を図る。

また、休み時間や放課後等の対応についても各学校で事前に共通理解を図っておく。緊急地震速報を聞いたら1分程度は身の安全を確保し、それでも地震の揺れを感じない場合であっても、引き続き地震に関する情報を収集し、適切な対応をする。

震度3以上の揺れを観測した場合、気象庁から地震発生後約1分半程度で震度速報が発表される。

■ 緊急地震速報の流れ



出典：気象庁ホームページより

～ 緊急地震速報が校内放送により流れたとき ～

(1) 安全確保の指示

- ア 転倒・落下・移動の恐れのあるものから離れさせる。
- イ 机などの下に身を隠させる。
- ウ 防災頭巾、本、かばんなど身近にあるもので頭部を覆わせる。

(2) 教室にいる場合

- ア 児童・生徒等が机の下に潜るのを確認すると同時に、出入り口の扉を開け、避難経路の確保を図る。

- イ 地震が収まった後、教室の児童等の避難誘導等にあたる。
- ウ 地震が収まった後、使用中の火気器具の火を消す。

(3) 理科室・保健室にいる場合

戸棚の転倒、薬品棚の転倒や薬品の流出、実験中の薬品、ガス器具、アルコールランプの転倒による発火ややけどの危険が予想される。安全確保を指示し、使用中の火気は消火して遠ざける。

(4) 家庭科室等にいる場合

戸棚の転倒、熱湯や火でのやけど、ガスコンロからの引火、ガス漏れや爆発、包丁やナイフの危険が予想される。危険な道具の除去、消火、ガスの元栓を閉める、熱湯に注意させ、食器棚から離れさせる。

(5) その他の特別教室にいる場合

以下の点について配慮する。

- ・彫刻物、絵画の落下（美術室・図工室）
- ・ピアノの急激な移動（音楽室）
- ・書架の転倒や本の落下（図書室）
- ・パソコンやディスプレイの落下や急激な移動（パソコン教室）
- ・テレビの転倒やスクリーンの落下（視聴覚室）
- ・はんだごてによるやけど、工作機械の転倒（技術科室等）

(6) 職員室等にいる場合

- ア 一旦、廊下に出て周囲を確認し、近くに児童・生徒等がいる場合は、落下物の危険の小さい場所で、頭部を保護させ、姿勢を低くして、待機するよう指示する。
- イ 地震が収まった後、校舎内外を回り、児童・生徒等の安全を確認する。

(7) 給食調理室等、火気や熱湯を扱っている場所にいる場合

- ア その場で火が消せる場合は、消火する。
- イ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯から離れさせる。
- ウ 家庭科室、理科室等で授業を行っている場合は、地震が収まった後、児童・生徒等の避難誘導等にあたる。

(8) 校庭にいる場合

窓ガラスの飛散、外壁の倒壊、サッカーゴール等の転倒が予想される。

- ア 児童・生徒等を落下物の危険が小さい校庭中央部に集合させ、勝手に離れさせない。
- イ 地震が収まった後、校庭に集合する他の児童等と合流させ、避難誘導にあたる。

(9) 体育館にいる場合

- ア 児童・生徒等を体育館内のあらかじめ確認してある落下物の危険の小さい場所で、頭部を保護させ、姿勢を低くして、だんご虫のポーズで待機するよう指示する。
- イ 地震が収まった後、体育館内の児童・生徒等の避難誘導等にあたる。

(10) プールにいる場合

- ア 速やかにプールの縁に移動させ、縁をつまむよう指示する。
- イ 揺れが収まった後、速やかにプールから出るよう指示して、靴を履き、衣類やバスタオルで頭を守らせ、安全な場所に避難誘導する。

(11) 登下校中の場合

教職員による誘導ができないので、危険な行動にはしる恐れがある。日頃から一人でも落ち着いて行動できるよう指導しておく。

- ア 石塀、ブロック塀、建物から離れる。
- イ 通学途上の広場、空き地に避難する。
- ウ 学校の近くにいるときは、校庭に避難する。
- エ かばん等で頭を守る。

2 在校中（校外学習等を含む。）に地震が発生した場合の対応

教職員は、学校防災計画の役割分担を基本としながらも、地震が発生した場合は、目前にある緊急事態を最優先とするなど、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

初動の活動内容等については、四章1～4 ページ参照

(1) 児童・生徒等の避難誘導

大地震時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉かけとともに、常に、児童・生徒等一人ひとりを把握し、避難誘導に努める。



教職員の避難誘導の指針

児童・生徒等の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も（「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」）を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒等を掌握する。
- 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先にする。
- 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒等が残っていないか迅速に確認する。
- 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
- 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。

なお、出席簿及び緊急時引き渡しカードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管しておく。



押さない



かけない



しゃべらない



もどらない

■ 発災別の避難誘導（例）

発災時の対応・行動として必要なことであり、日頃から訓練しておく必要がある。

発災時の区分	児童・生徒等が在校中	校舎内での避難	→ ①
		校庭等への避難	→ ②
		避難広場等への避難	→ ③
	休日・夜間		→ ④
	登下校時		→ ⑤
	校外活動中		→ ⑥

① 校舎内での避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度5弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。（緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒続く。 ・蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。 <p>○児童・生徒等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。 ・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。 ・恐怖のため、動けなくなる。 	<p>○児童・生徒等に安心させるような声をかける。（授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 <p>○体育館、校庭、屋上、共有部分の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。 <p>（休み時間、放課後）</p> <p>○教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒等を含む。）。 <p>○教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室・体育館・校庭・屋上の場合 <p>・廊下、階段の場合</p>	<p>○身を守る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。 ・防災頭巾、座布団、かばん等の身近にあるもので頭を保護する。 <p>○その場で頭を保護してしゃがむ（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後。）。</p> <p>○授業中、給食中などの行動と同じ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。 階段：その場で腹ばいになり又は手すりにつかまり転落を防止する。</p>

② 校庭等への避難（一次避難）

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○大きな揺れが収まる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 	<p style="text-align: center;">（授業中、給食中）</p> <p>○教室・特別教室の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ファンヒーター等の火を消す。又は指示する。 ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出、応急手当をする。 ・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。 ・防災頭巾、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 <p>○体育館、校庭、屋上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室の場合と同じ。 ・校庭の場合、液状化していない場所に集める。 <p style="text-align: center;">（休み時間、放課後）</p> <p>○教室に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、給食中の場合と同じ。なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保も図る。 <p>○教室に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任は、原則として受持ちの教室に行く。なお、担任している児童・生徒等だけではなく、教職員の近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>○廊下、階段に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、近くの教室に入り、児童・生徒等への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 <ul style="list-style-type: none"> ・上履きのまま、防災頭巾、ヘルメット、カバン等で頭を保護し、何も持たないで、校庭の中央などの避難場所への避難に備える。 ・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。 <ul style="list-style-type: none"> ・教室・特別教室の行動と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、給食中の行動と同じ。 <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・授業中、給食中の行動と同じ。

続く ② 校庭等への避難（一次避難）

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○大きな揺れの後で、児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p> <p>○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。</p> <p>○傾斜地では、崖崩れが発生する。</p>	<p>○校庭に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。 <p>○屋上、体育館に教職員がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。 <p>○校庭、屋上等に教職員がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員は、校庭、屋上等に行き、児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>○本震の後には、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するよう指導する。</p> <p>[避難開始等]</p> <p>○児童・生徒等の人数を確認し、校庭・屋上へ避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 ・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所に避難・誘導する。 ・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。 <p>・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 <p>・速やかに整列し、その場にしゃがむ。</p> <p>※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>○校庭への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：押すな 「か」：かけるな 「し」：しゃべるな 「も」：戻るな ・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 <p>・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</p> <p>・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通過して避難する。</p> <p>・体育館の場合：速やかに並び避難する。</p>

続く ② 校庭等への避難（一次避難）

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○一時（いつとき）集合場所、避難所に指定されている場合、校庭は、避難して来る住民や児童・生徒等を引き取りに来る保護者等により、混乱が予想される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等の保護を優先するよう指示する。 ・避難誘導の際、火災場所近くや上層階の児童・生徒等の避難を優先させる。 ・周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。 ・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。 ・できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。 <p>○教職員は、トイレ等に児童・生徒等が残っていないかを確認する。</p> <p>○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救出救護班は行方不明者の捜索及び負傷者の応急手当をする。 ・情報連絡班は児童・生徒等の安否や施設・設備の被害状況を災対教育委員会事務局に報告する。 ・安全点検・消火班は避難場所への避難経路を確認する。 ・救出救護班は救助を必要とする児童・生徒等がいる場合は、消防署などへ救助要請する。 ・ラジオ等で情報を収集する。 <p>○避難者、保護者の対応に当たる。</p> <p>○児童・生徒等の引き渡しは、緊急時引き渡しカードで行う。（児童・生徒等を引き渡す際、何時に、誰に引き渡したか必ず確認する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し児童・生徒等を保護者等へ引き渡す。 ・発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなってしまった児童・生徒等の心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。 <p>○中学校の生徒に対し、初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒等を皆でかばい、助け合う。 <p>○校庭等に集合したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を降ろして低い姿勢で待機する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が引き取り又は避難して来る。 <ul style="list-style-type: none"> ・それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。

③ 避難広場等への避難（二次避難）

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○二次災害等（火災、崖崩れ等）で学校が危険にさらされる。</p> <p>○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。</p>	<p>○避難の際の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないようにするため、児童・生徒等に対して教職員の指示に従うよう指導する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。 ・自力で避難できない児童・生徒等の実情にあわせて介添者を決め、級友の助力により避難できるように指導する。 <p>○避難広場等への避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校門などに避難先を掲示する。 ・避難誘導する前に、教職員は児童・生徒等の人員を点呼する。 <p>○集団の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体指揮（校長）、学年指揮（学年主任）、学級指揮（学級担任） <p>○避難集団の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。 <p>・避難広場等の避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。</p> <p>・避難広場等の避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒等がいる場合は、搜索する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難できない児童・生徒等の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 ・教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。 ・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない人をみんななかばい、助け合う。 ・防災頭巾、ヘルメット、かばん等で頭部を守りながら行動する ・避難途中に負傷した方などがいたら、みんななかばい、助け合う。 <p>○避難広場等の避難場所に到着したら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を下ろして、低い姿勢で待機する。

④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
<p>○突然、震度5弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒続く。 <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・傾斜地では崖崩れが発生する。 <p>○大きな揺れの後で児童・生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○震度5弱以上の地震が発生した場合、参集計画に基づき家族の安全を確認した後、所属校に参集する。</p> <p>○教職員は、学校にいる児童・生徒の安全確保を最優先する。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途上で知り得た情報を情報連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 <p>○発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒の安否確認などの業務に従事する。</p> <p>○児童・生徒の安否及び施設・設備の被災状況を区災対教育委員会に報告する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りなくなった児童・生徒をの心のケアを行うとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○クラブ活動等で在校中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活担当者の指示に従い行動する。 <p>○家庭等にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。 <p>・わが身・家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。</p> <p>・自らの安否について、学校に一報を入れる。電話が使えないときのための連絡手段を日頃から決めておくこと。</p>

⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
<p>○突然、震度5弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒続く。 <p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・傾斜地では崖崩れが発生する。 <p>○大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途中で知り得た情報を、情報連絡班に報告する。 <p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集途中で知り得た情報を、情報連絡班に報告する。 <p>○在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭に避難するよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員を点呼する。 それ以降については、在校中の場合と同じ。 <p>○児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を区災対教育委員会に報告する。</p> <p>○発災後保護者が亡くなり身寄りなくなった児童・生徒等をの心のケアを行うとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<p>○電車・バス乗車中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手近なカバンや上着等で頭部を守る。 ・運転手・駅員等の指示に従う。 <p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、避難広場のいずれか一番近い所に避難する。 ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・すぐに学校又は家に戻れない場合、避難広場に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。

⑥ 校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応

校外活動中に大震災が発災した場合、揺れが収まったら、直ちに実地踏査で確認し、「校外活動計画」に記載している最寄り避難場所、避難所に避難する。

なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う（避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。）。

また、教職員は、児童・生徒等の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童・生徒等に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

交通機関の不通等が生じた場合は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒等の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。

あらかじめ、校外学習活動場所付近の公立小中学校の所在地を調べておき、万一の場合は一時避難場所とする。



(2) 二次災害への対応

地震の揺れが収まった後、次に発生する火災等の二次災害についても正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動を行う。



想定すべき二次災害の例	
火災	<input type="checkbox"/> 学校からの出火 <input type="checkbox"/> 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	<input type="checkbox"/> 建物の倒壊 <input type="checkbox"/> 非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 水害（堤防決壊） <input type="checkbox"/> 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等） <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 雪害

それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例		
二次災害	判断材料	避難場所
火災	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（出火と延焼の有無、避難経路の状況） <input type="checkbox"/> 区災害対策本部からの避難勧告・避難指示 <input type="checkbox"/> 消防署への通報と情報収集 <input type="checkbox"/> 発災時の気象条件（風向、風速、湿度等）	校庭・公園などの広い空間 一時避難場所 避難広場 ※風上に避難（複数の方角に避難場所を用意）
余震	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士による判定	校庭 近隣の耐震性のある建物 落ちて来ない・倒れて来ない・移動してこない場所
その他の災害	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等） <input type="checkbox"/> 学校の自然環境・社会的環境	危険区域外の建物 緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋

ア 素早い情報収集

学校の立地等を考慮して、考えられる二次災害について、あらかじめ教職員が理解し、ラジオや防災行政無線、インターネット等を活用する他、直接現場に出向くなどして情報収集にあたる。

イ 臨機応変な判断と避難

自然災害は、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える規模で襲ってくる危険性を常にはらんでいる。想定を超える災害では、防災マニュアルに書かれた内容が適切ではなくなる場合がある。災害時は、防災マニュアルの内容に留まらず、その時々状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択する。二次避難先でも安全確認をして、必要があればさらに避難する姿勢が重要となる。

ウ 避難誘導時の留意点

実際の避難行動では、混乱が予想され、パニックや移動中の事故を防ぐためにも的確な指示が要求される。避難経路の状況が刻々と変わることにも留意する必要がある。余震による道路の破損、液状化によるマンホールの隆起、火災の煙の向き等、避難の途中でも的確な判断が求められる。

また、避難時には、児童・生徒等を見失わないようなバランスのよい教員の配置、遅れた児童・生徒等への対応も必要。

○ 正常化の偏見

人には、自分の身に迫っている危険を、根拠なく過小評価してしまう性質があると言われている（正常化の偏見）。「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらす。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常化の偏見」を打ち破って、一刻も早く避難を開始することが求められる。

児童・生徒等の避難誘導に際しては、自分の心の中の「正常化の偏見」や、防災マニュアルの想定以上の災害が起こる可能性を、常に意識することが求められる。

(3) 児童・生徒等の帰宅方法

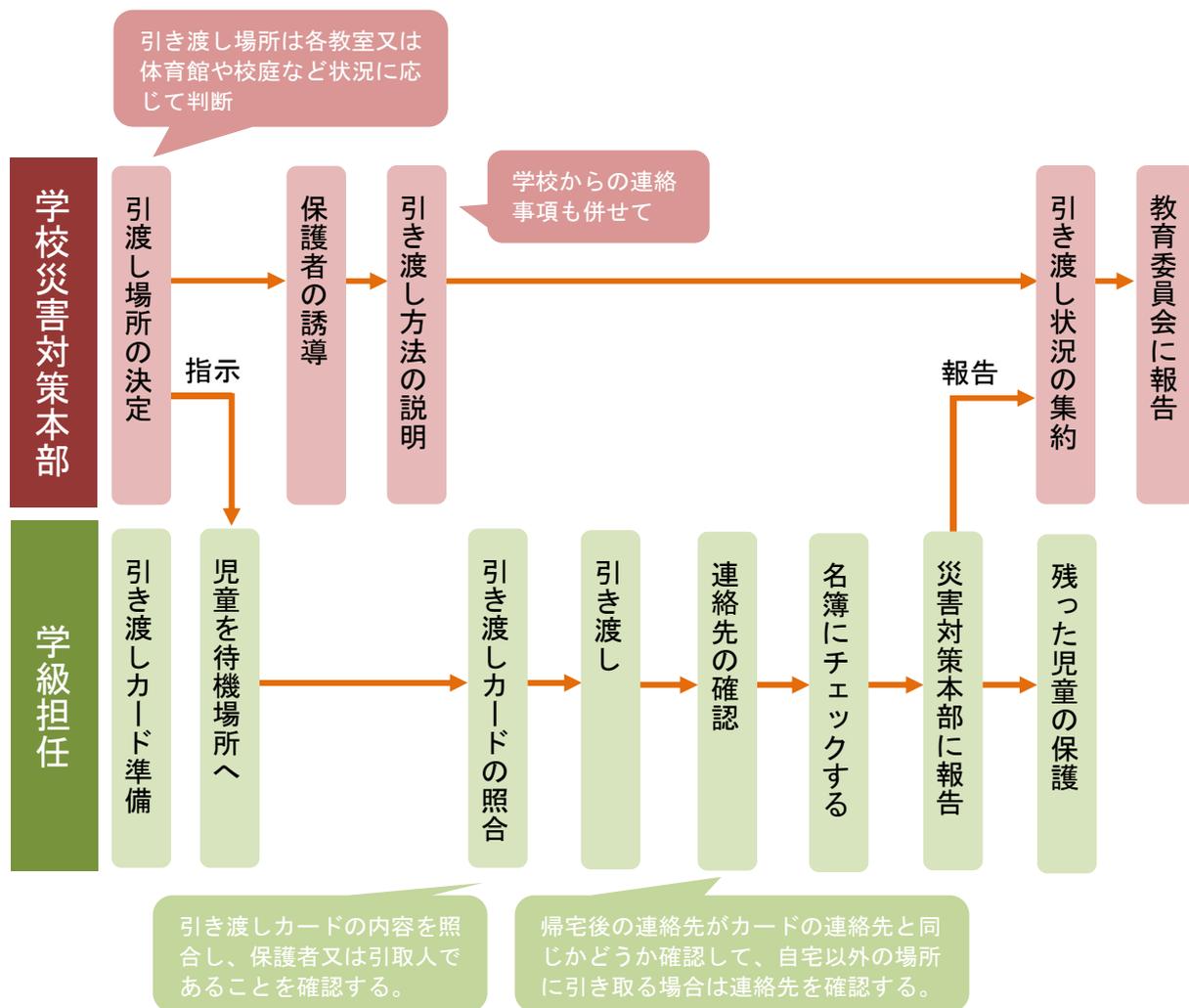
校長は、あらかじめ定めてある保護者又は、緊急時引き渡しカードに記載のある引取人へ、あらかじめ定める引き渡し方法により児童・生徒等を帰宅させる。

引き渡しは原則として担任があたるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引き渡しは、緊急時引き渡しカードを利用して行う。

なお、登録していない人が来た場合は、確認できるまで引き渡しを行わない。

また、引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引渡したかを必ず引渡しカードに記録する。





(4) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護

児童・生徒等が在校中で震災が起き、保護者と連絡が取れない場合は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護する。保護者が亡くなり親戚等身寄りがなくなってしまった児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。

児童・生徒等が在宅中などで、学校が児童・生徒等の安否確認を行う中で保護者等が亡くなったことが判明した場合は、担任等が早急に駆けつけ、同様に保護を欠くこととなった児童・生徒等を児童相談所に適切に引き継ぐとともに学用品等の補助を適切に行う。

○ 関連資料：北区震災復興マニュアル（復興施策編）

5-3-7 「乳幼児・児童・生徒への支援」（資料編9ページ）

(5) 登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅に帰宅するか、近くの学校、避難所に避難し、学校等の保護を受けるよう指導する。通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等又は

下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

（６）児童・生徒等の保護体制

地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は原則として、３日間程度、企業等に留め置かれることとなる。

このことから、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から３日間程度、学校において、児童・生徒等を保護することを原則とする。

帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることになった場合には、児童・生徒等を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒等の安全を確保するため、避難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒等を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害用伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段を適時活用する。

＜教職員の主な役割＞

- ・ 保護している児童・生徒等の人員を把握する。
- ・ 保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等に、今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・ 児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。
- ・ 状況に応じて、学校で保護している児童・生徒等の家庭訪問を行う。

（７）学校施設・設備の安全確認と対応

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

ア 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認等は、主に二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行う。巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡視点検場所・項目一覧等を持って、校内を巡視する。

- ① 発火しやすい室（管理諸室・理科室・家庭科室・給食室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な火災に対しては、消火活動を行う。

理科室・家庭科室については、化学薬品・包丁等が放置されていないかを確認する。
放置されている薬品等は格納し、施錠する。

- ② 区内の学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、万が一、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。場合によっては、避難所としての機能の停止を行い、専門家による応急危険度判定を要請する。
- ③ 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊の恐れがある箇所（脱落しかけた天井、はくりした壁、落下しかけた照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。被害の状況判断が難しい場合は、応急危険度判定員に相談する。さらに、破損箇所の修繕を教育委員会に依頼する。
- ④ 破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る（図1参照）。
- ⑤ 横転しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。
- ⑥ エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる時は、消防署又はエレベーター会社に連絡し、救助要請をする（連絡先を災害時緊急連絡先一覧に整理しておく。）。
- ⑦ 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めてある校長室、職員室、理科室、備蓄倉庫、保健室等は施錠し、立入禁止の掲示をする。
- ⑧ 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。なお、復旧させる必要があり、かつ、危険のおそれがない箇所は復旧させる（図2参照）。
- ⑨ 北区では、平成25年2月に「災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定」及び「災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定」を区内の建築・設備の関係4団体（以下「防災協定4団体」という。）と締結している。必要に応じて災対教育委員会学校改築施設管理課に出動を要請する。

協定の主な内容

協定4団体に対して協力を要請する応急対策業務は以下のとおり。

(1) 対象建築物

北区が所有又は管理する建築物（特に、避難所を優先する。）

(2) 応急対策業務

- ① 災害時の被災状況調査
- ② 建築物の安全点検（被害調査及び機能の確認点検等）
- ③ 安全対策と応急措置
危険個所の是正措置
電力・給排水管・通信等の応急措置

<即時出場の場合>

震度5強以上の地震が発生した場合は、避難所となる学校等に、協定団体の担当者が駆けつけ、直ちに安全点検や機能確保の確認を行い、避難所としての使用の可否の判断を施設管理者と共に行う。また、必要に応じて応急措置を実施する。

<要請出場の場合>

震度5弱の地震が発生した場合は、被災した「区有建築物等」（特に避難所となる学校）に、区からの要請出場により協定団体の担当者が駆けつけ、直ちに安全点検や機能確保の確認と必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 安全点検の内容

- ① 建築物の構造躯体にひび割れ等がないか。
- ② 窓ガラスは割れてないか。
- ③ 崖等がある場合は崩壊してないか。
- ④ 避難所への通行は可能か。

(2) 機能確保の内容

- ① 電気は大丈夫か。
- ② 上水道は大丈夫か。

(3) 応急措置の内容

安全点検・機能確保の確認の結果による。

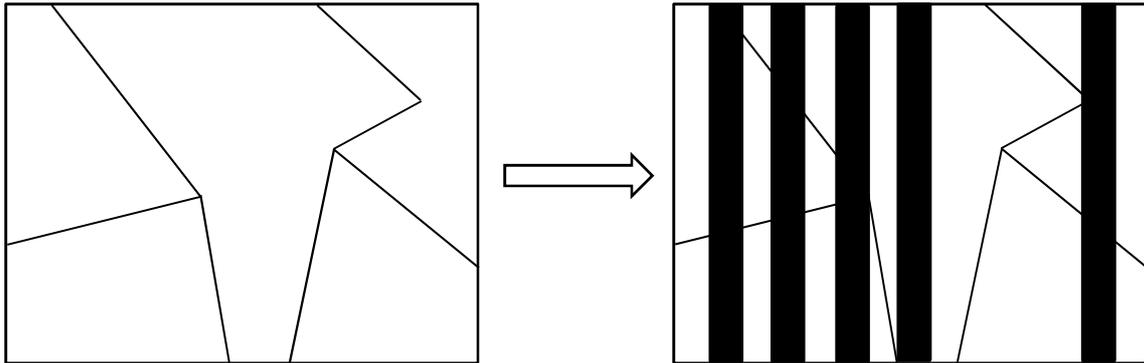
出典：北区防災協定に基づく災害時区有建築物等安全点検運用マニュアル

イ 学校を避難所として利用するための応急対策

- ① 避難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。
- ② 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、緊急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

図 1

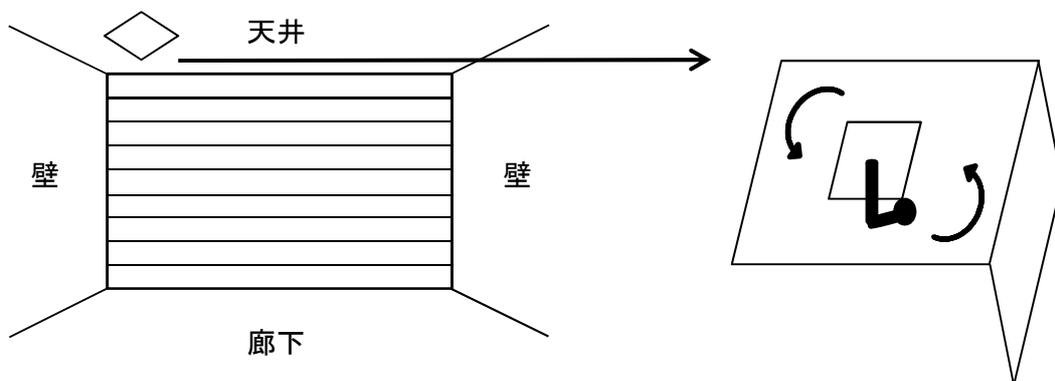
窓ガラスにシールを貼る。



ひび割れた部分にシールを貼る

図 2

防火シャッターのそばの天井又は壁にあるふたを開け、ハンドルを回して（又はチェーンを引き出して）シャッターを巻き上げる。



(8) ガス、電気、上水道の安全確認等

ガス、電気、上水道の安全確認等について次のとおり行う。

ア 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスにはガスメーター付近に地震を感知し遮断するマイコンメーターが設置され、より安全なシステムが整備されてきている。しかし、学校へのガス供給管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況である。

＜ガス遮断機能が無い場合＞

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

＜ガス遮断機能がある場合 → ①から③までは共通である。＞

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

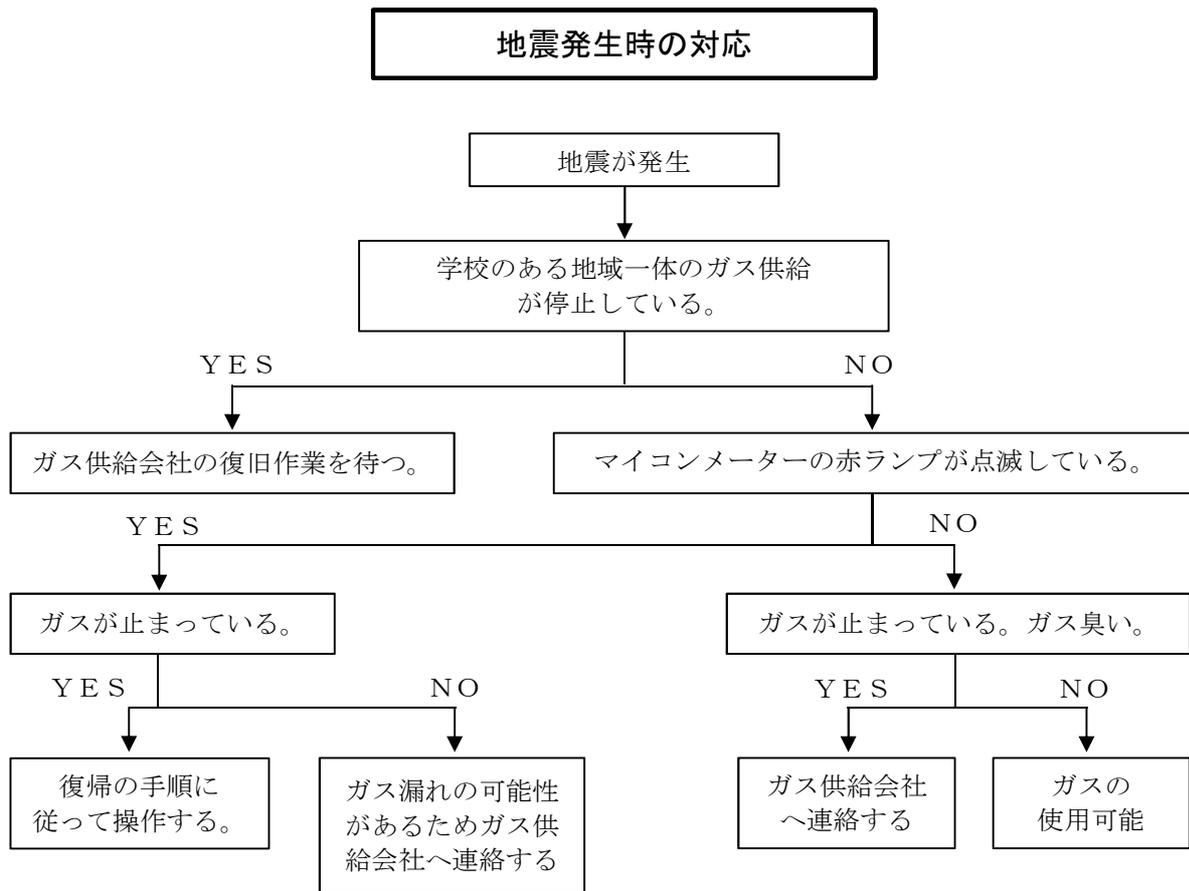
「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

- ④ マイコンメーターが遮断したとき。

マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するので、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

- 注意 赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。



■ 参考

<都市ガスの安全装置>

原則として、120号^{※1}以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター（以下、マイコンメーター）である。マイコンメーターは震度5強相当以上^{※2}の揺れを感知したときにガスを遮断する^{※3}。マイコンメーターは地震発生時や地震直後にガスの流量を検知した場合に危険と判断するため、次の場合には遮断を行わない。

- ・地震発生時にガスを使用していなかった場合
- ・地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合ただし、平成10年1月以降に製造された1～6号メーターについては、ガスの使用の有無にかかわらず震度5強相当以上で遮断する。

-
- ※1 号数とは、ガスメーターが1時間当たりに流すことが可能な最大のガス量（ m^3 ）のことを示し、120号=120 m^3/h となる。一度に使用するガスの量が増えると号数も大きくなる。号数はメーターの刻印もしくはガス供給会社に問い合わせることで確認できる。
- ※2 震度は気象庁発表によるものではなく、メーターでの揺れ方で判断するので、地震、建物の構造や高さなどの状況により、震度5強未満でも作動することがある。
- ※3 マイコンメーターは全てのガス漏れを遮断したり、ガス爆発事故や火災などのあらゆる事故を完全に防止したりするものではない。

イ 電気の安全確認等

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

① 安全確保

校内受変電設備には絶対にさわらない。このことは遵守する。

水に浸かった電気器具の使用禁止
切れた電線には絶対にさわらない。
コンセントからプラグを抜く。

→ 二次災害防止のため、児童・生徒等
や避難者に対して指導、周知する。

② 緊急点検

発電後停止し、数分後復旧した

NO

※③に続く

防災協定4団体による緊急点検

↓ YES

校内電気設備を点検し、異常の有無

→ 有り

→ なし

→ 使用再開

○ 使わない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。

③ 復旧

防災協定4団体による緊急点検・応急措置

→ 使用再開

↓ 規模の大きな補修

教育委員会へ連絡・復旧計画協議

○ 協定に基づき即時出動してきた防災協定4団体の担当者は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、教職員が校内電気設備に案内する。

○ 防災協定4団体による点検により、構内の電気配線の断線があるようであれば、協定に基づき応急措置を依頼する。

○ 東京電力（株）が学校内外で行う電気工事等の情報を復旧工事担当者に提供する。

④ 学校が避難所となった場合

a. 避難者への要請

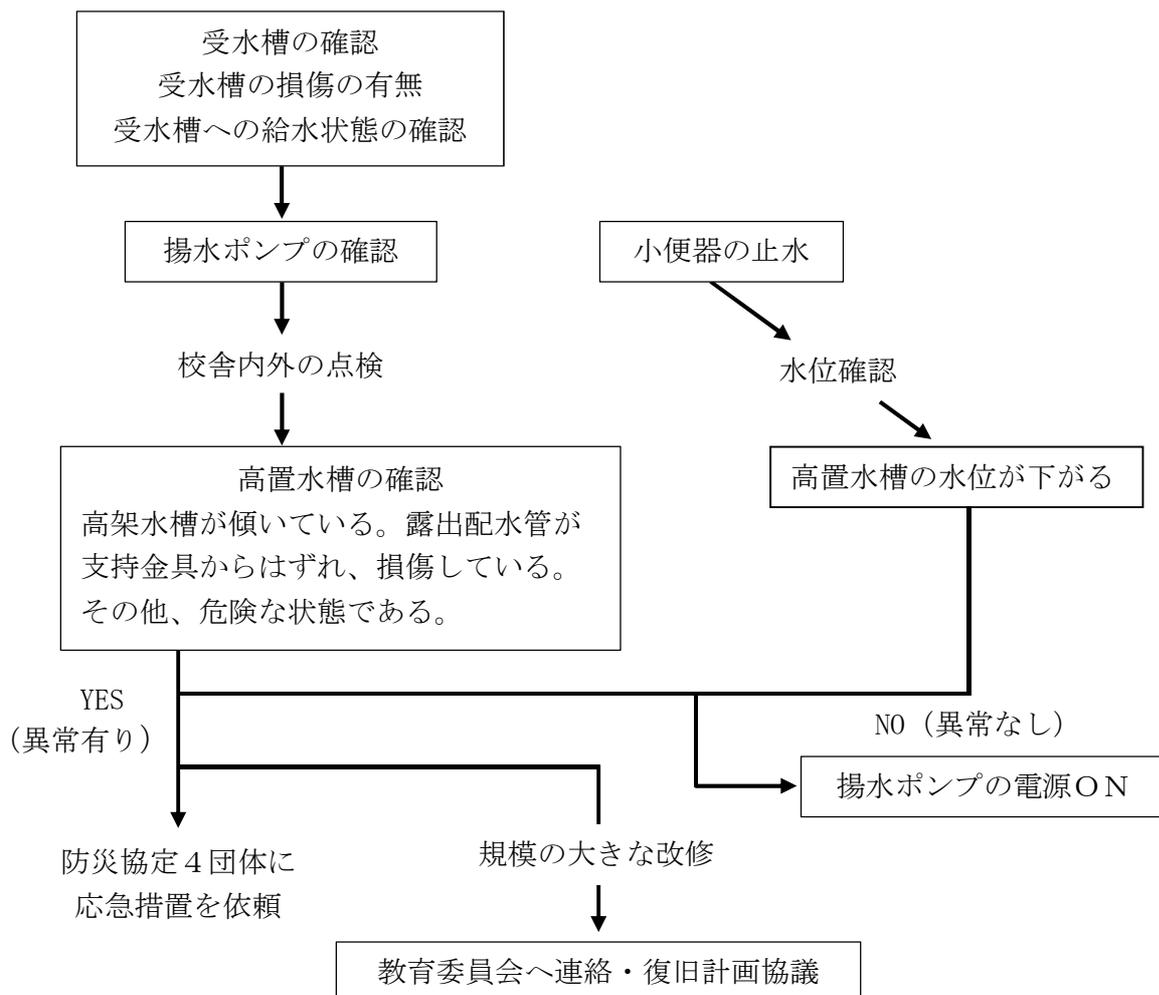
b. 東京電力（株）への連絡

- 電気器具の勝手な使用は停電の恐れがあるため、電気器具の使用に当たっては、教職員（防災協定4団体の担当者を含む。）の指示に従う。
- 校内受変電設備・分電盤には手を触れない。
- 電力供給復旧作業の優先的な実施を受けるために連絡する。

ウ 上水道の点検等

① 緊急対応

児童・生徒・教職員に加えて、避難所としての飲料水確保も必要であり、水の確保の重要性から、発災後は、速やかに校舎内外（宅内給水管等）を点検し、次の緊急対応に取り組む。



② 留意事項

- 受水槽や高置水槽内には相当量の水が貯留されており、この水は、諸般の状況により異なるが、発災時には、およそ2日間程度は飲料水として使用できる。
- 避難所用に、学校備蓄室にペットボトルの水を備蓄している。
- 学校備蓄室に配備している手動ろ水器は、プールの水をろ過して飲料水としても利用できる。
- プールの水は、消防用水利としても利用されることがある。
- 水の利用方法については、飲料水・生活用水等の優先度を決め、活用していくことが大切である。
- 受水槽以下給水管等の損傷に備え直接給水栓を設けている場合は、必要に合わせそれを活用する。
- 断水後給水が再開されたとき、赤水の発生が考えられるが、目で見て、通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題があると認められる場合は、水道局営業所、区災害対策本部等に連絡し、指示を受け、対処する。
- 漏水時に迅速な対応をするため、給水管の主要バルブの取付場所、行き先（系統）を把握しておく。
- 受水槽に「緊急遮断弁装置」が取り付けられている場合は、地震を感知すると自動的に揚水ポンプへの給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧の操作が必要である。このため、教職員は定期的に操作訓練を実施する必要がある。

③ 東京都水道局による水道施設復旧活動

- a 水道施設の応急復旧は、被害状況を把握し、復旧方法及び復旧態勢等を定める復旧計画に基づき実施する。
- b 管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。
- c 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。
- d 応急復旧は、送・配水管及び給水管の被害箇所について、立ち上がり水栓（仮設の蛇口）等を設置するまでの過程を対象とする。
- e 地震発生後3日間は、被害状況調査、配水調整作業及び首都中枢機関等への供給管路の被害箇所の復旧を行い、4日後から本格的な復旧作業を開始し、早期の復旧に努める。

<優先復旧一覧>

順位	配 水 施 設
1	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等の継続性を保持するための当該施設に至る管路)
2	あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管)
3	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管の骨格となる路線)
4	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (応急給水施設、避難所等に至る管路)

(注：上記の順位に入らない対象がある)

第3 風水害への対応

1 水害への対応

区内には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れている。学校においては、荒川の堤防決壊による大規模かつ広範囲に及ぶ大規模水害、隅田川・新河岸川・石神井川・神田川がはん濫した場合の局地的水害及び局地的大雨（ゲリラ豪雨）による石神井川の溢水による一部地域の浸水等が想定される。

学校の立地により、各学校ごとに水害危険度が異なるので洪水ハザードマップ等で把握しておく。

(1) 大雨・洪水警報発令時の対応

在校中に大雨警報又は洪水警報が発令された場合は、雨量等の気象情報や河川の水位情報の収集に努め、特に、避難対象校においては、河川の水位の状況に注意をはらい、校内に水が迫る危険を感じた時は、避難勧告等の発令を待つことなく、校長の指示により、児童・生徒等を上層階に避難させ、非常持出品を移動するなどの対応を行う。

学校は、局地的水害により、地域住民の避難所となる場合がある。水害の恐れがあるときは、避難所の開設を予測して、教職員の役割分担を決めるなどの準備を開始する。

(2) 避難勧告等が出された場合の対応

水害の恐れがあり避難が必要な場合は、区から避難勧告等が出される。在校中に避難勧告等が出た場合には、下記の対応をとる。

- ア 校内放送により、避難勧告等が出たことを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。
- イ 学級担任が出席簿で出席者を確認する。
- ウ 北区学校連絡メール配信システム等により、保護者に指定避難場所へ向かうこ

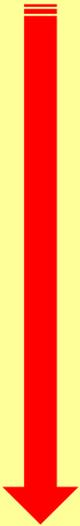
- と及び避難勧告等が解除されるまで学校で保護する旨を通知する。
- エ 指定避難場所の学校等に受け入れ準備を依頼する。
 - オ 学級担任が学級単位で引率して指定避難場所へ引率する。
 - カ 非常持出品の持出又は移動する。
 - キ 指定避難場所到着時に出席簿で確認する。
 - ク 本部長は避難の完了を区災対教育委員会事務局へ報告する。
 - ケ 指定避難場所まで浸水の恐れがないか逐次確認する。

避難勧告等が解除され安全が確認できるまで、水害時の指定避難場所等で児童・生徒等を保護する。なお、避難勧告等が解除されるまで臨時休校とする。

○ 状況に応じた避難の必要性

0.5m以上の水深があると大人でも歩行が困難となることから、浸水が始まった後に移動することは大変危険である。そのため、避難のための十分な時間を確保できない場合や浸水深によっては、予定された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、校舎の2階以上への退避避難など状況に応じて避難を行う。

■ 避難勧告等の内容

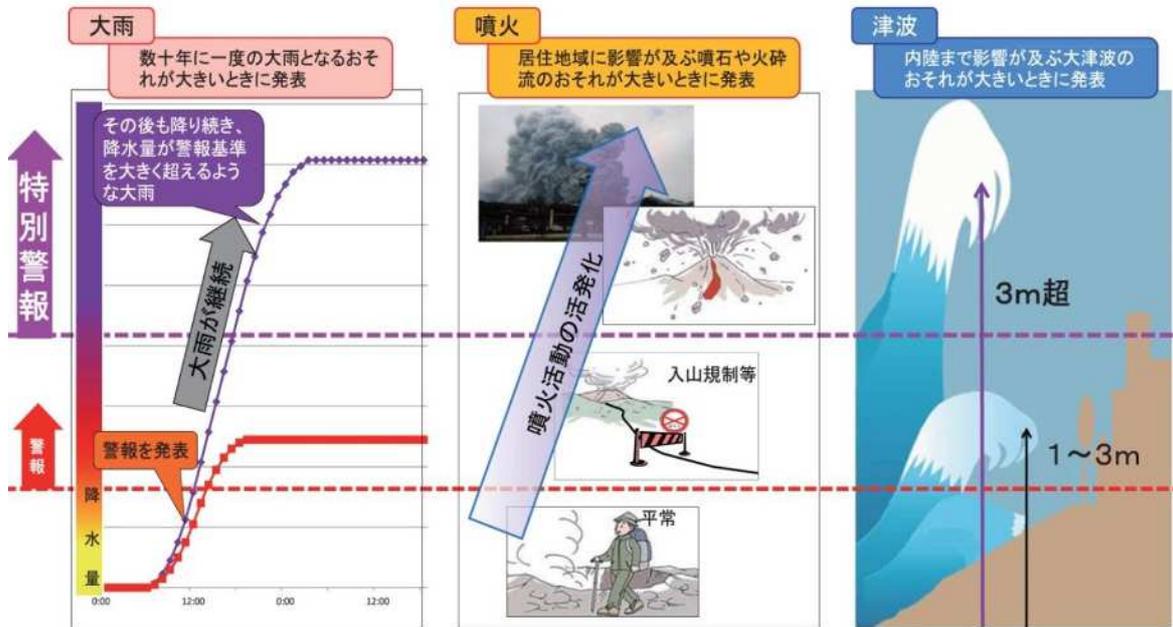
緊急度	発令時の状況	発令時の状況	住民の行動
低  高	避難準備情報 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難広場（旧称：避難場所）へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難広場等への避難行動を開始
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

■ 大雨による注意報・警報等

危険度		
低  高	大雨注意報	大雨による「災害が発生するおそれ」があると予想したときに発表する。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。
	大雨警報	大雨による「重大な災害が発生するおそれ」があると予想したときに発表する。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続する。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表する。
	土砂災害警戒情報	大雨警報が発表された後、降雨によりさらに「土砂災害発生の危険度が高まった」とき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する。
	大雨特別警報	大雨による「重大な災害の危険性が著しく高まっている」ときに発表する。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとる。

■ 特別警報について

「特別警報」イメージ



出典：気象庁「特別警報リーフレット」より

○ 特別警報とは

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表し、注意や警戒を呼びかけているが、平成25年8月30日から警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

○ 特別警報が対象とする現象

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨、平成12年の「三宅島の噴火」等が該当する。

○ 特別警報が出たときには

地域は、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にある。周囲の状況や区から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。

また、特別警報が発表されないからといって安心してはいけない。特別警報の運用開始以降も、警報や注意報は、これまでどおり発表される。大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切である。

○ 特別警報の発表基準

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯大気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

(2) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

具体的には、津波については「大津波警報」、火山噴火については「噴火警報(居住地域)」*、地震については「緊急地震速報(震度6弱以上を予想したもの)」を特別警報に位置づけている(下表を参照)。

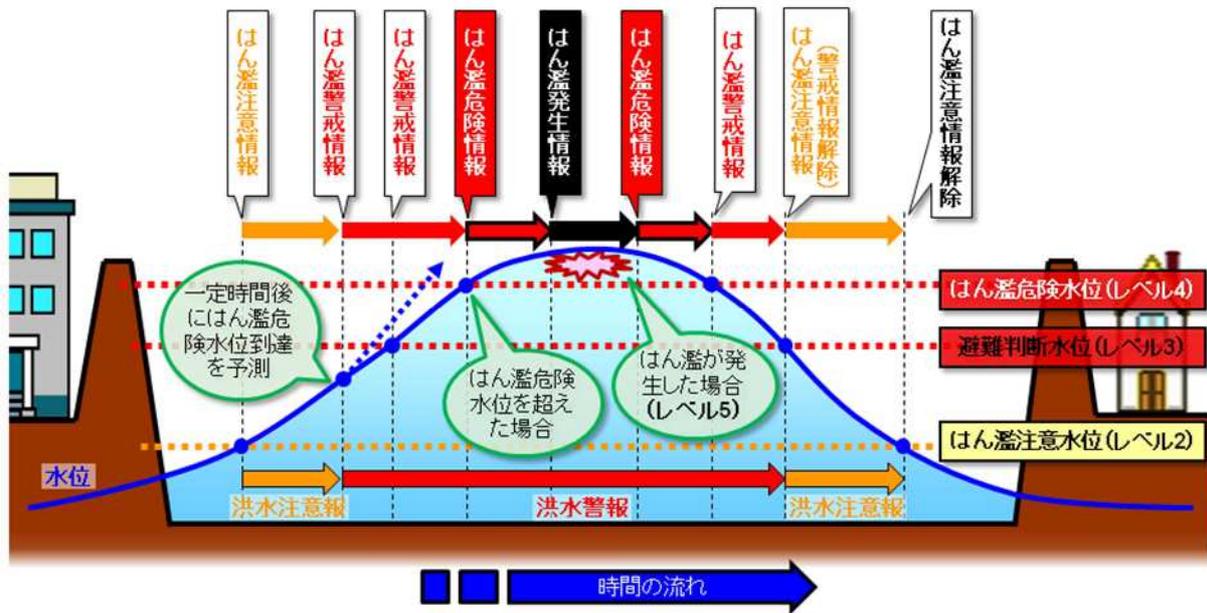
これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表する。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味となる。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、火山噴火であれば噴火警戒レベルに応じ避難や避難準備を行う、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとること。

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4又は5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード: 居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけている。

■ 北区に関する洪水予報



出典：気象庁ホームページより

平成24年4月現在

種類	河川及び区域	名称	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫危険水位(計画高水位)
荒川洪水予報	荒川(旧川の除く) 左岸：埼玉県深谷市から海まで 右岸：埼玉県から海まで	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.51m
		治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.60m
		岩淵水門(上)	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

(荒川洪水予報の種類と発表基準)

情報	種類	予報地点	発表基準
はん濫注意情報 〔洪水注意報〕	荒川はん濫注意情報	熊谷・治水橋・岩淵水門(上)	基準地点のいずれか1地点の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫警戒情報 〔洪水警報〕	荒川はん濫警戒情報	熊谷・治水橋・岩淵水門(上)	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫危険情報 〔洪水警報〕	荒川はん濫危険情報	熊谷・治水橋・岩淵水門(上)	基準地点のいずれかの水位が、はん濫危険水位に到達したとき。
はん濫発生情報 〔洪水警報〕	荒川はん濫発生情報	洪水予報区域内	洪水予報を行う区域内で、はん濫が発生したとき。

○ 気象情報・水位情報の入手方法

気象等の情報を入手する方法は下記によるものとし、その情報の目的、性質を十分に理解し、その情報を有効に利用して被害軽減に努めるものとする。

● 北区防災気象情報メール

北区の防災や気象に関する情報を誰でも電子メールで受けることができる。最新の災害・防災情報等が即時に送信されるので、登録しておくとうい。

<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/620/062092.htm>

● 北区防災気象情報

区役所屋上の雨量の確認、石神井川の水位、ライブ映像等
<http://www.micosfit.jp/kita-city/>

● 東京都下水道局【東京アメッシュ】

東京の雨の様子が地域・時間別で分かる降雨情報
<http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

● 国土交通省【XRRAIN】

東京の雨の様子がリアルタイムで分かる雨量情報
<http://www.river.go.jp/xbandradar/index.html>

● 国土交通省【荒川下流河川事務所】

荒川の水位・雨量情報、荒川ライブ映像等
<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>

● 東京都建設局河川部【東京都水防災総合情報システム】

東京都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムで掲載
<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/im/tsim0101g.html>

● 気象庁

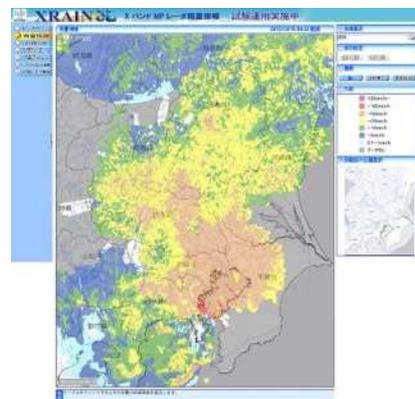
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

● 国土交通省【川の防災情報】

<http://www.river.go.jp/>



北区防災気象情報メール



国土交通省【XRRAIN】

2 竜巻への対応

近年、竜巻などの激しい突風による災害が相次いでいる。都内でも過去に竜巻による被害が発生し、北区でも竜巻の発生が想定される。

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には学校として迅速な対応が求められる。

(1) 竜巻注意情報が出された場合の対応

竜巻注意情報が発表された場合には、校内放送等により児童・生徒等に注意を呼びかけ、屋内退避を指示する。

さらに、空の様子に注意を払い、竜巻の発生するような積乱雲が近づいている兆しを確認できた場合又は竜巻の発生が確認できたら速やかに校内放送等により竜巻接近を周知し、身の安全確保を指示する。

竜巻注意情報の発表から約1時間は竜巻の発生に注意し、さらに危険な情報が続く場合は、改めて气象台から発表される。

■ 発達した積乱雲が近づく兆し

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。



(2) 竜巻接近時の対応

竜巻は発生予測が難しく、移動速度も速いことから、竜巻の発生に気づいてから避難行動を開始するまで時間的な余裕がほとんどない状況も想定される。

ア 教室にいる場合

- ① 窓を閉め、カーテンを閉める
- ② 窓ガラスからできるだけ離れる。
- ③ 丈夫な机の下に入り、身の回りにあるもので頭と首を守る工夫をする。

イ 教室以外の校舎内にいる場合

- ① 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- ② 壁に近いところで避難姿勢をとる。

ウ 登下校時

- ① 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- ② 近くの頑丈な建物に避難する。
- ③ 電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。

3 土砂災害への対応

東京都の調査では、大雨等により急傾斜地（傾斜度30度以上、がけ高5m以上の急斜面）において、がけ崩れが発生する危険があり、人家等に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域が北区内に58カ所（平成24年3月末現在）存在する。

東京都土砂災害危険箇所マップ

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasen/map/SakuinALL.html>

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

現在北区内では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等は指定されていないが、今後東京都において、急傾斜地崩壊危険箇所等を参考に指定する可能性がある。

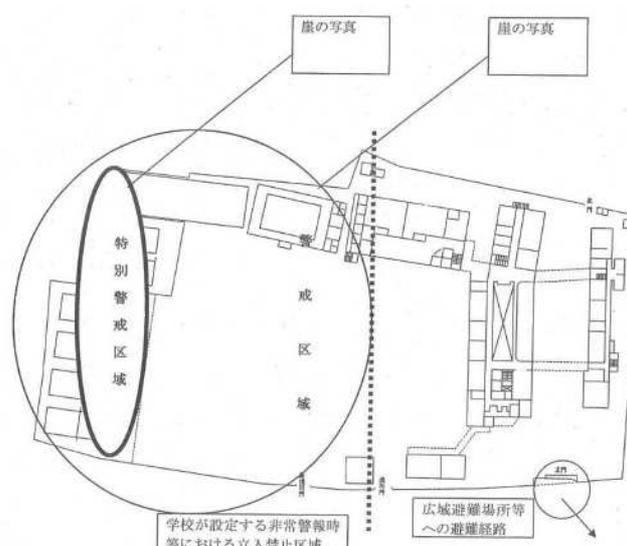
<p style="text-align: center;">土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。</p>
<p style="text-align: center;">土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</p>

(2) 学校が土砂災害警戒区域等の区域内にある場合

土砂災害警戒区域等が指定され、その区域内に学校がある場合は次のとおり対応し、学校防災計画に図面や土砂災害への対応を記載すること。

ア 児童・生徒等への周知

土砂災害防止法による調査で、本校校地及び校舎が、特別警戒区域や警戒区域にかかっていることが判明し、地形的にがけ崩れ等の危険の高い箇所があることを、図面を添付して、教職員、児童・生徒等、保護者に周知をする。



土砂災害警戒区域等の図面作成例

イ 土砂災害への対応

① 大雨警報が出された場合の対応

大雨警報が発表された場合には、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害の危険箇所を定期的に巡視して、土砂災害の兆候（前兆現象）が起きていないか確認する。

■ がけ崩れの主な前兆現象

- ・がけにひび割れができる
- ・小石がパラパラと落ちてくる
- ・がけから水が湧き出る
- ・湧き水が止まる、濁る
- ・地鳴りがする

② 土砂災害警戒情報が出された場合の対応

土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害の危険性の高い校地への教職員、児童・生徒等の立入を禁止し、校舎内に避難させる。なお、校舎内も警戒区域に含まれているので、校舎上階の教室を児童・生徒等の一時待機場所とする。

校長又は校長に指名された教職員は、北区教育委員会に連絡を取り、（電話 03-3908-9279・FAX 03-3908-9373）校長が帰宅指導や避難等の判断を行う。

③ 避難勧告等の発令又は土砂災害の兆候が確認された場合の対応

水害時の避難勧告等が出された場合の対応（四章 29 ページ）に従って行動する。

第4 火災への対応

1 火災の発見

(1) 火災報知機の感知

点灯した受信機の地区表示等の表示区域を確認し、現場へ急行する。消火器、懐中電灯、マスターキーを携行する。現場確認にあたっては、煙や炎が見えなくても安易に誤報と判断することなく、天井裏、パイプスペース、ダクトスペース、電気配線スペース等の隠ぺいされた部分を見落とさないようにする。確認に手間取るときは、応援を要請する。

情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

(2) 人為的に発見した場合

大声で火事であることを伝えるとともに、非常警報設備、自動火災報知設備の発信機を押す。情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

2 通報

消防への通報は、火災の状況が十分に把握できない場合でも、まず通報し、状況が確認でき次第、随時通報する。

通報内容は、

- ・火災であること
- ・所在地
- ・学校名
- ・火災の状況（出火場所、燃焼物、逃げ遅れの有無等）



【通報文例】火事です。北区〇〇X丁目〇番〇号

〇〇小学校の〇階〇室が燃えています。

3 校内連絡

非常ベルを鳴動させ、校内放送で出火場所、避難誘導等を連絡する。

4 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導にあたっては、避難経路の安全を確保しながら、校庭中央など学校内の指定場所へ誘導する。避難誘導は、出火階から始め、順次、出火階の直

上階から上の階へ移る。最後に出火階より下の階に対して行う。

学校外へ避難する状況が生じたときは、本部長の指示により避難する。

ア 校内放送により、避難することを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。（校舎内が危険な場合は、安全な場所に学級単位に集合させる。）

イ 学級担任が出席者の人数を確認する。

ウ 学級担任が学級単位で引率して避難する。

エ 避難場所到着時に出席簿で確認する。

5 初期消火

初期消火は消火器、バケツ、屋内消火栓設備等を使って行う。初期消火は、①消火器やバケツを使う場合は、天井に火が移るまで、②屋内消火栓設備を使う場合は、熱又は煙等の発生により安全管理上危険と判断されるまでを目安とし、それを超える状況においては、消防署に任せる。危険物が燃えている場合や、火災現場の近くに危険物がある場合も同様である。

6 学校災害対策本部の設置

火災が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、本部長の指揮の下に消防計画で定められた自衛消防隊組織の役割分担に従い活動に従事する。

児童・生徒等の安全確認後、本部長は、授業継続又は打切りの判断を行い、保護者へ連絡する。また、教育委員会に火災の発生状況やけが人の有無等を報告する。

第5 テロ災害への対応

1 テロ行為

警察庁組織令第17条は、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

米国の連邦捜査局（FBI）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

この定義によると、テロ行為は、次の三つの要素からなる。

- 政治的又は社会的な目的に裏付けられている。
- 脅威を与え又は威圧することを企図している。
- 非合法的で、武力の行使を伴う。

したがって、政治的、社会的な目的をもたない爆発事件、脅威を与えることを企図しない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などは、大規模なものであってもテロ行為に該当しない。しかし、事件の発生当初は、その目的や企図は不明であることが

多いから、「テロ行為」と断定されるのは、事件の全貌がほぼ解明された段階となる。

(1) テロ行為の分類

- 核兵器 (Nuclear)
- 生物兵器 (Biological)
- 化学兵器 (Chemical)
- 放射性物質 (Radiological)
- 放火 (Incendiary)
- 爆発物 (Explosive)
- サイバーテロ (Cyber terrorism)



(2) テロの標的対象

- ア 政府又は軍施設
- イ 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- ウ エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- エ 銃砲、火薬類を保管する施設
- オ スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

[出典] 「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：(株)ぎょうせい

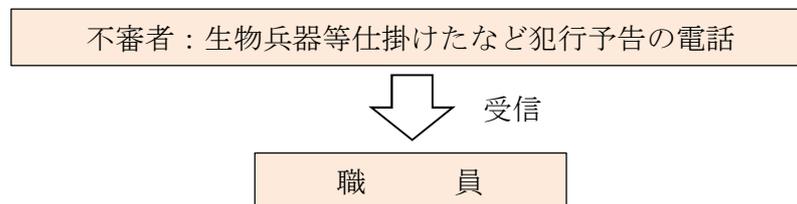
であるが、学校がテロの標的になることも十分に考えられるので注意が必要である。

(3) テロが行われる(た)場合

ア 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に教育委員会からの指示により対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、次のとおり行動する。



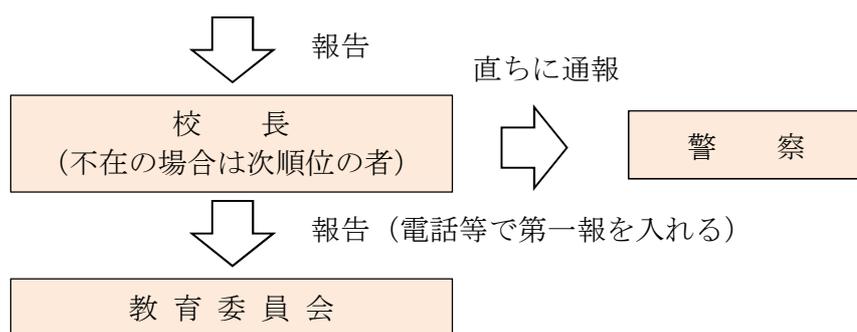
- 「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り（予めサイン等を決めておく）、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。

- 予告電話をいわずら電話と感じた場合でも校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等の予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・ どうなるか	爆弾等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認 (電車の走行音、放送等)

※テロの形態としては、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。



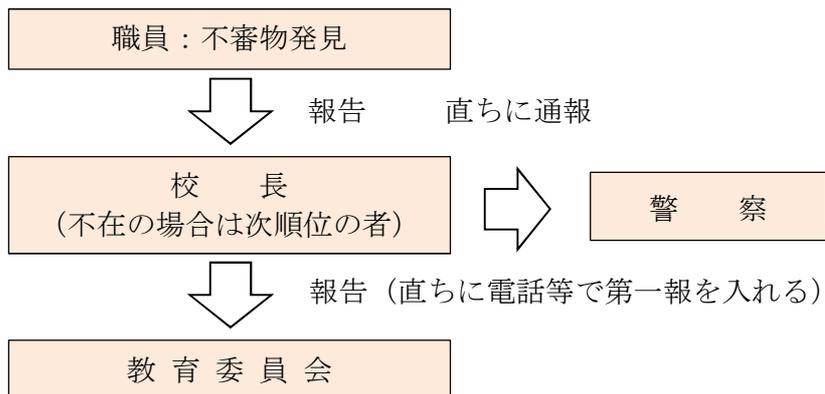
☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。

爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は・・・

- 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で行う。
- 指揮者は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

イ 事前に犯行声明がなかった場合



- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
- 核、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- 汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- 汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- 警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

【不審物等に対する着眼のポイント】

- 導火線、乾電池、時計の設置
- 火薬等の薬品臭
- 金属や粉のような物が入っている。
- 秒を刻むような音がしている。
- 包装に粉等が付着している。
- 不自然な形状や重さ など

2 NBC災害（テロによる場合を含む）

NBC災害とは

核（物質）（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）に起因する災害をいう。ここでは、「東京都NBC災害対処マニュアル」からそれぞれの災害の概要と特徴、基本対応を示す。

（1）核（物質）による災害

ア 核（物質）の概要と特徴

① 概要

- 都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも都の地域が含まれていないことから、一般的に、原子力による災害が発生する可能性は低いと考えられる。一方、都内の医療・研究施設には、放射性同位元素などの放射性物質を取り扱っているものが多く存在するが厳しい法規制等の下で、厳密に管理されている。
- 核物質等が盗難などにあつた場合、それらがテロなどに悪用される可能性があるため、適切に保管管理をする必要がある。核物質を使用し、又は核物質取扱施設等を攻撃してその放出を狙ったものを核（物質）テロという。

② 特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。
- 放射線量は機器により測定できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
- 一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。
- 風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

イ 核（物質）テロに対する基本対応

① 人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じるできないので、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。このため、確実な避難等の措置を講ずるためには、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

② 災害現場における基本的対応

災害現場における基本対応災害現場において放射線の放出が少しでも疑われる場合には、その放出があるものと仮定して行動することを原則とし、原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法等に基づいて国と連携を図りながら、原子力災害の特徴を踏まえて対処することを基本とする。

(2) 生物剤による災害

ア 生物剤の概要と特徴

① 概要

- 生物剤とは、微生物であって、人間又は動植物の生体内で増殖する場合に、これらを発病させ、死亡させもしくは枯死させるもの又は毒素を生産するもの（生物兵器禁止条約の実施に関する法律）と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。
- WHOでは生物テロに使用される可能性の高いものとして29の病原体をあげており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリーAとし、カテゴリーAには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

② 特徴

生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

- 生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。
- 感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
- 通常発症しない病気が発現する。

イ 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。

また、早期に的確な保健医療対応がなされれば、まん延は防衛できることから、迅速な初動対応のための体制を確保したうえで、平常時から区市町村、警察、消防等との連携を強化しておくことが必要である。

(3) 化学剤による災害

ア 化学剤の概要と特徴

① 概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

② 特徴

通常化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

- 通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である。
- 一般的に目や気道（口、鼻）、皮膚等に刺激的な症状が出現する。
- 殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死的である。

- 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- 同時多発、広範囲散布の可能性はある。

イ 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。また、学校や教育委員会は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置に関し、協力を求められた場合は、必要な協力を行うこととしている。

(4) 学校において共通する対応

- 「テロが行われる（た）場合の対応 事前に犯行声明がなかった場合」（四章 43 ページ）に従って行動する。
- 児童・生徒の避難に関しては、教育委員会からの指示によること。
- 避難所開設が求められた場合、教職員は協力する。

○ 対策を講じる上での留意事項

- ・ 迅速、確実な情報連絡体制の確立
- ・ 指示（命令）の迅速な伝達と各部の有機的な連携
- ・ 各災害の特性に応じた適切な対策の実施

第6 原子力災害への対応

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から 220 km 離れている東京都においても、様々な影響を受けた。

都内及び区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備えておく必要がある。

1 情報収集と児童・生徒等への情報伝達

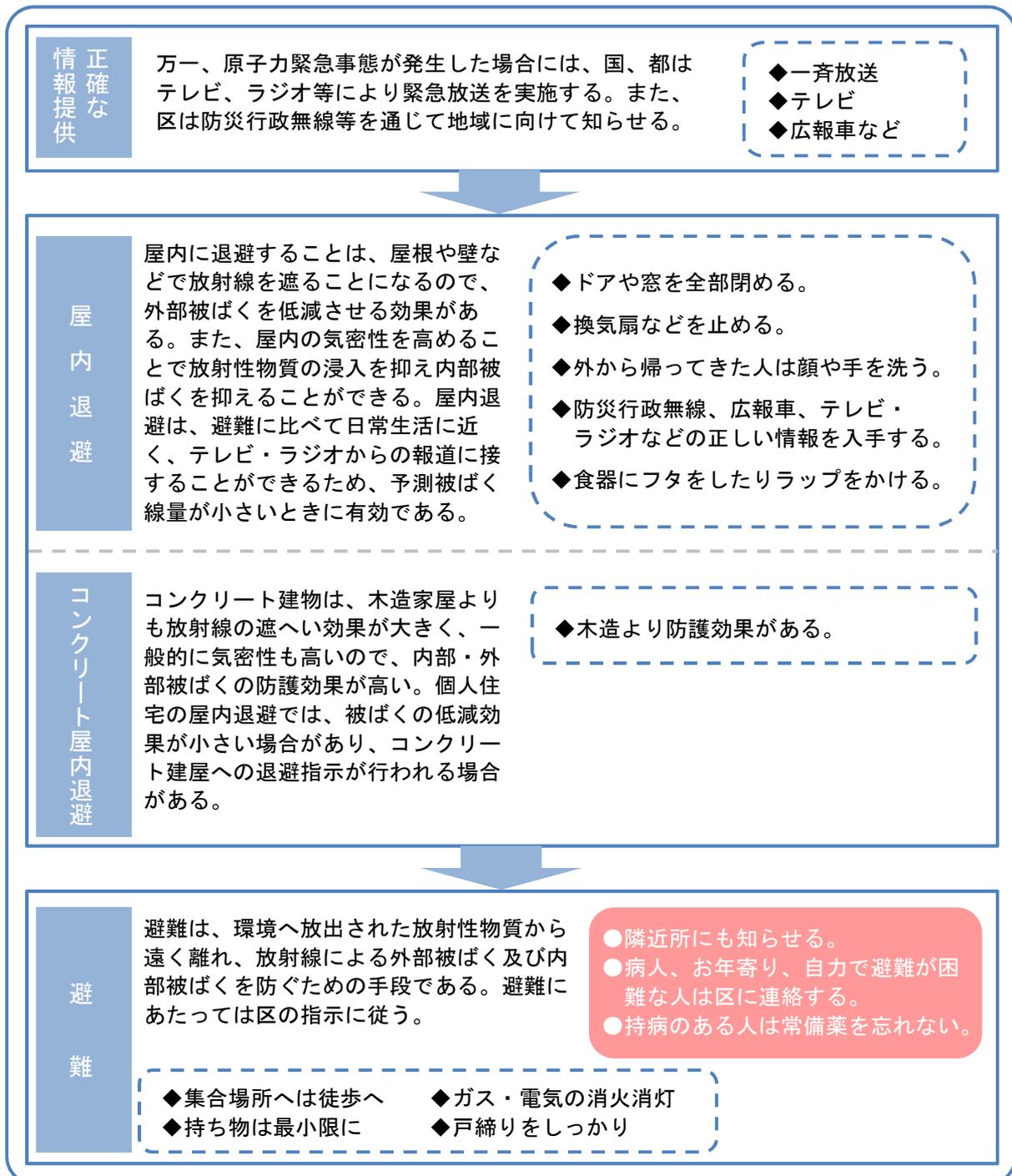
放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することはできない。よって、緊急事態においては、国や都、区の災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、区災害対策本部と綿密に連絡をとり、情報収集に努める。災害対策本部の情報から状況等を把握し、屋内退避・避難等の対応について指示を受ける。

2 適切な退避と避難行動

災害対策本部の対応方針に応じて、児童・生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童・生徒等については、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。

また、北区学校連絡メール配信システム等により保護者へ連絡する。



出典：文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波）作成手引き」より、一部改

第7 避難所運営支援

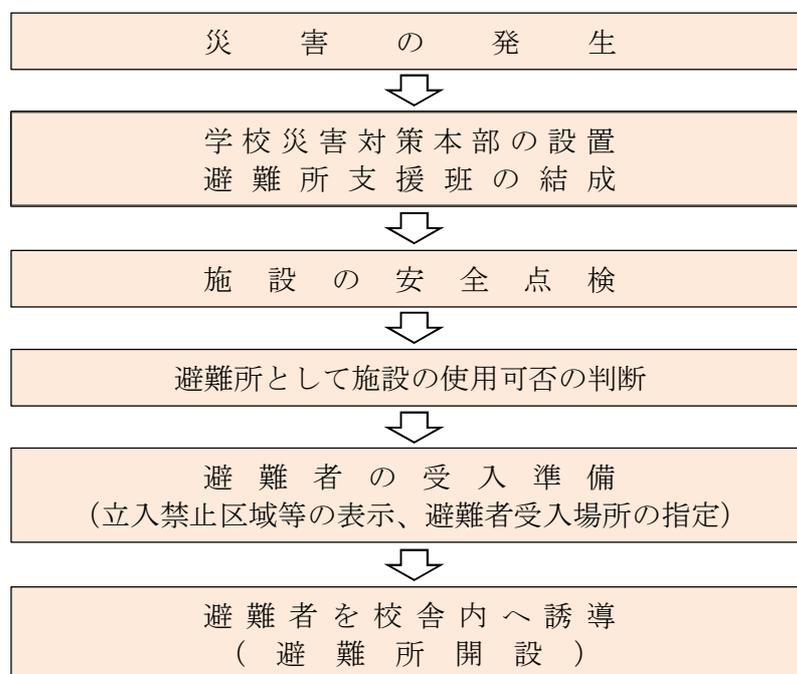
避難所は、自主防災組織を中心に、学校、区の連携により、開設、運営が行われる。教職員は児童・生徒等の安全確保に支障がない範囲で、適切な役割分担のもとにこれを支援する。

学校災害対策本部の本部長は、児童・生徒等及び教職員の安否が確認でき、二次災害のおそれがないことが確認できたときを目安に、避難所の開設に備え、避難所支援班を設置する。発災直後は、児童・生徒等の安全確保に全力を注ぎ、「学校施設利用計画」に従って児童・生徒等の安全を確保するためのスペースの確保等を行う。児童・生徒等の保護者への引き渡しの進捗により、順次、教職員を避難所支援班に組み入れて避難所運営の支援にあたる。区の「避難所運営マニュアル」に従い、運営主体の自主防災組織と協議しながら運営を行う。

1 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、「建物被災状況簡易チェックシート」（様式6）により、避難所となる学校施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。二次災害を防止するため安全が確認できるまで、厳冬期であっても避難者を校庭で待機させる。

避難者を受け入れるため、体育館、校舎等の安全点検及び危険個所、校長室等の立入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、区災害対策本部へ報告をする。



2 初動態勢

発災初動期における避難所運営態勢の確立は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。

避難所の運営は、原則「避難所管理運営委員会」を設置して行うが、避難所管理運営委員会が確立するまでの間は、以下の役割分担を基本に自主防災組織、校長・副校長、区職員が協力して対応する。

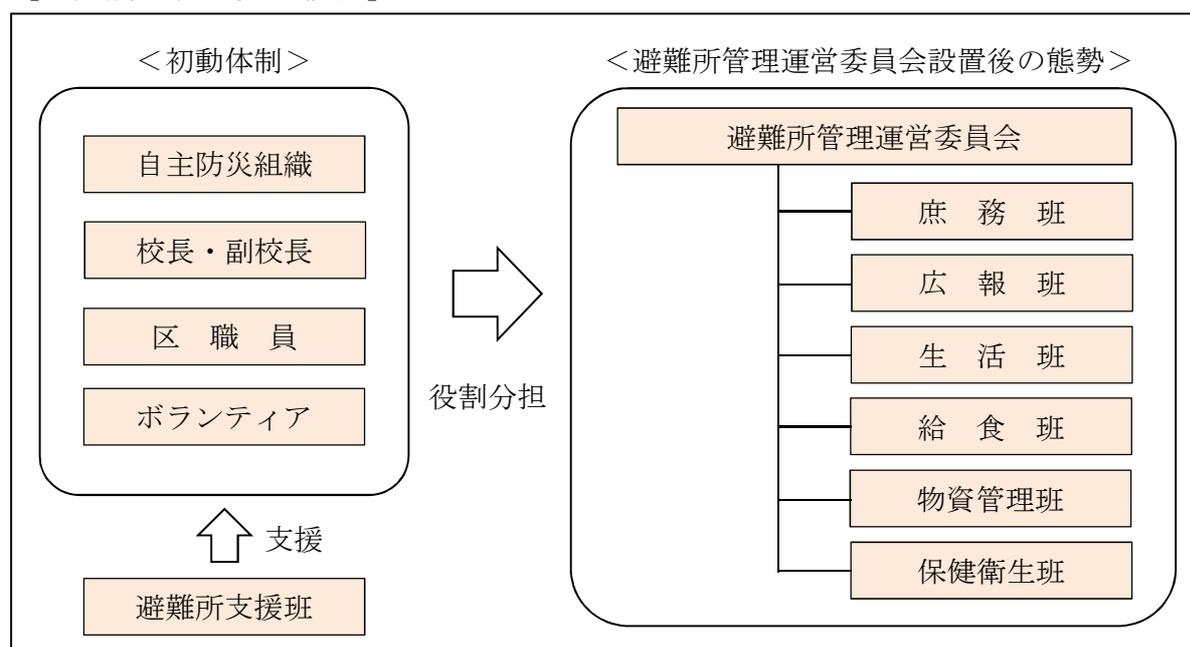
なお、児童・生徒の在校時に発災した場合、避難所支援班が災害当初における避難所の開設・管理運営に従事する。

主 体	役 割 分 担
自主防災組織 (避難者)	(1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
校長・副校長	(1) 児童・生徒の避難誘導（児童・生徒の在校時に発災した場合） (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受け入れ場所の指示・誘導
区 職 員	(1) 職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、校長・副校長が不在の場合は校長・副校長の役割(2)(3)(4)について学校参集職員が対応する。
ボランティア (児童・生徒)	区職員や自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

3 避難所管理運営委員会設置後の態勢

避難所管理運営委員会設置後は、初動期の活動を運営委員会が引き継ぐ。

【避難所運営態勢の移行】



【組織の構成と主な役割】

組織構成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理運営委員会は、避難所の運営全般について協議する場として、自主防災組織代表、校長、区職員、各班長、ボランティア代表で構成する。 ・避難生活での避難者の主体的活動を確保するため、委員長は自主防災組織の代表とする。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催に関すること ・応援要請、物資補給要請に関すること ・各班の業務調整に関すること ・秩序維持に関すること ・その他、避難所全般の管理運営に関すること

分 担	主 な 役 割
避難所 管理運営委員会 (本部会議)	各班の班長と庶務班で構成される避難所の最高意思決定機関 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所や外部機関との窓口 ・マスコミ対応



※委員会のもとに、業務別に下記の班を構成します

庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理運営委員会の庶務 ・ボランティア受付 ・各班活動調整
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と整理 ・避難者への情報提供 ・避難者名簿の整理と管理 ・避難者の受付
生 活 班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ルールの作成 ・居住空間の設定
給 食 班	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し ・食糧の配布 ・栄養管理
物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校備蓄品の管理 ・救援物資の受入・管理
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護 ・災害時要援護者への支援 ・ペットの管理

4 児童・生徒のボランティア活動

「今回の震災では多くの一般ボランティアに混じって、避難者でいっぱいになった自分たちの学校や様変わりした街の惨状を前に『今の自分に何ができるか』を自らに問いつづけ行動を起こした中学生や高校生の『ボランティア』がいたことも忘れてはならないだろう。震災後、子どもたちは学校にやって来て、極めて自然な形で自分たちにできる避難所のさまざまな運営作業に関わっていったことが学校の報告からわかる。（中略）子どもたちは、避難所でのさまざまな奉仕作業への参加を通して、自分を生かすことが社会の人たちの役に立ちうる存在であることに気づいたことだろう。また、相手の立場に立ってものを考えることや自ら責任をもって行動することの大切さなど多くのことを学んだに違いない」（兵庫県教育委員会「震災を生きて」から）。

このように、災害時、児童・生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、児童・生徒が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。

校長は、児童・生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、以下のようなボランティア活動に児童・生徒が進んで参加できるように努める。

また、児童・生徒がボランティア活動に当たる場合は、教員（担任等）の直接の指揮下に置く。活動例として、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等が考えられるが、東日本大震災での都内の学校では、中学校4校・高校8校で休息場所への誘導案内、備蓄食糧・毛布の配布等が生徒のボランティアとして活動した事例として報告された。



中学生の炊き出しボランティア（避難所運営訓練）

災害発生後、児童・生徒にできること～災害時のボランティア活動（例）

◎前提条件：児童・生徒自身の安全が確保されており、活動に従事できる状態にあること。

学年	●避難所 ○自宅及び周辺 ◎公共施設
小学校低学年	<ul style="list-style-type: none"> ●◎ボランティアの人たちに元気に挨拶をする。 ●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。 ●○○自分より小さい子供たちと遊ぶ。 ●食事の容器を運んだり、片付けたりする。 ○◎徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。
小学校中学年	<ul style="list-style-type: none"> ●給水車の到着や救援物資の配給が始まることを知らせて回る。 ●避難場所の掃除や整理整頓を行う。 ●○○自分よりも小さい子供たちの世話をする。 ●災害救援物資の搬入を手伝う（運べる重さの物を選ぶ。）。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワー室の掃除などを手伝う。 ○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける大人の手伝いをする（簡易な清掃程度）。 ○◎徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。
小学校高学年	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の様々な役割分担に積極的に加わる。 ●○○中学生や高校生とともに、自分より小さい子供の世話をしたり、高齢の避難者の手伝いをする。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワーの掃除などを手伝う。 ●◎炊き出しの手伝いをする。 ●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。 ●ペットの散歩を代行する。 ○近所の高齢者宅でできることを手伝う（洗濯、掃除、避難所との連絡）。
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。 ●◎水や食料等や救援物資の配給を手伝う。 ●避難所の高齢者の健康状態を確認するために声をかけて回る。 ●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害時要援護者に対して声をかけ、頼まれたことをする。 ●◎小学生や中学生を集め、絵本や本の読み聞かせをする。 ●◎乳児を抱えて避難してきた親の介助をし、乳児の子守をする。 ●◎米飯の炊き出しを担当する。 ●○○避難所や公共施設における情報（救援物資配給、給水車到着予定、被害状況等）を近所の高齢者や障害者宅に届ける。

学年が上がるにつれて、できる取り組みは広がり、主体性も増す。

第五章 教育活動の再開

第五章

教育活動の再開

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒等の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒等の心のケアに十分配慮する。

第1 安否情報、被害状況の収集と把握

1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急時引き渡しカード等の連絡先に家庭訪問又は電話等で、児童・生徒等及び保護者の安否状況を把握する。

学級ごとの名簿等を作成し、各方面からの情報が集約できる工夫をする。

また、携帯・固定電話、北区学校連絡メール配信システム、ホームページ、

SNSなど多様な手段を適時利用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や地域の掲示板等に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒等の被災状況を把握し、災対教育委員会事務局に報告する。

安否確認の内容（例）
<input type="checkbox"/> 児童・生徒等及び家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/> 被災状況
・児童・生徒等の様子
・困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/> 居場所（避難先）
<input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法

2 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に、教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、「学校教育活動再開見通し報告書」（様式4）を参考に教育委員会（教育指導課）に報告する。

災害救助法の適用がある場合は、都が一括して調達し、区に配分する。

災害救助法の適用がない場合、教科書は、要保護・準要保護世帯については、教科書協会から寄贈される。要保護・準要保護世帯以外は、区が支給する。

○ 関連資料：北区震災復興マニュアル（復興施策編）

7-1-3 「被災児童生徒に対する学用品等の支援」（資料編14ページ）

[連絡先] 一般社団法人 教科書協会

〒135-0015 東京都江東区千石1丁目9番28号

電話：03-5606-9781（代） FAX：03-5606-3086

e-mail: textbook@gol.com

第2 学校教育施設の再建

校舎の補修や改修を要する個所があれば、修繕を教育委員会に要請する。

- 関連資料：北区震災復興マニュアル（復興施策編）
7-1-1 「学校教育施設の復旧・再建」（資料編 11 ページ参照）

第3 授業再開の準備

1 校舎等の安全確認・整備

授業再開にあたっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。

被災状況を見て、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を教育委員会と協議する。

2 児童・生徒の通学路の安全確認等

授業再開にあたっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

通常の通学路が危険な場合は迂回の通学経路を設定し、児童・生徒等及び保護者に周知する。また、地域別の集団登下校を実施するなど、登下校中の安全を確保する。

3 授業再開時期の決定

教育委員会と協議の上、授業再開時期を決定する。時期の決定にあたっては、下記の事項を勘案する。

- ① 学校施設の復旧状況
- ② 被災校舎等の立ち入り禁止区域の設定などの安全対策
- ③ 通学路の安全確保
- ④ ライフラインの復旧状況
- ⑤ 使用可能な教室数
- ⑥ 登校可能な児童・生徒数
- ⑦ 他校の利用、代替区有施設の確保及び仮設校舎の建設等
- ⑧ 保護者や地域住民の意向

4 授業再開の保護者への周知

授業再開にあたって、学校は保護者に対して下記の方法で授業再開の時期及び通学路について連絡する。

- ① 区及び学校のホームページ
- ② 電子メール
- ③ 電話
- ④ 学校だよりの配布
- ⑤ 校門や自治会・町会の掲示板への掲出
- ⑥ 説明会の開催

○ 関連資料：北区震災復興マニュアル（復興施策編）

7-1-2 「授業の再開」（資料編 13 ページ参照）

第4 応急教育計画の作成

校長は、学校教育が正常に実施できるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画を作成する。

校長は、応急教育計画を作成するにあたって、教育委員会（教育指導課）と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

教育活動の再開にあたって、次の点に主に留意する。

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・ 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。



第5 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子どもも心が疲弊している状態にある。応急教育の立案にあたっては、このような児童・生徒等の心の状態に配慮し、心のケアの指導体制をとる。

また、心のケアについては、児童・生徒等の対応を行う教職員についても配慮が必要である。

校長は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

なお、心のケアの推進にあたっては、文部科学省が発行する「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」を参考にする。

文部科学省「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」

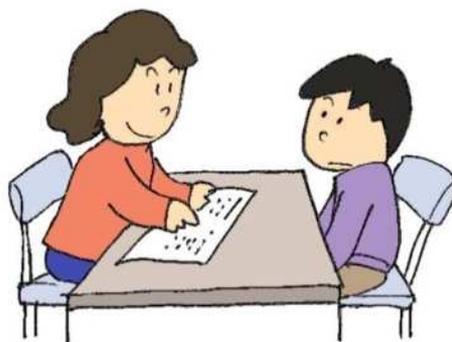
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1297484.htm

文部科学省「子どもの心のケアのために―PTSDの理解とその予防―」（保護者用）

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kokoro/

○ 関連資料：北区震災復興マニュアル（復興施策編）

7-1-4 「被災児童生徒のメンタルヘルスケア」（資料編 16 ページ参照）



第6 転出入に伴う学籍変更等

避難先が遠距離の場合、原則として転退学の手続きをとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒等については、原則として元の学校に籍を置く。）。

親族宅等への避難により一時的に転校する児童・生徒については、転入学手続きについて柔軟な対応をする。

なお、学校及び教育委員会（学校支援課）はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

第7 就学（入園）相談に関する対応

就学（入園）を控えている児童・生徒等の保護者にとって、震災後の混乱した状態の中で就学（入園）は大きな不安となる。学校は、就学（入園）相談を十分行える相談コーナーを設置し、保護者や児童・生徒等の不安解消に努める。

また、教育相談所との連絡・調整をする。

参考・引用文献

- ・ 文部科学省
「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）」
- ・ 東京都教育委員会「学校危機管理マニュアル（平成 25 年 3 月）」
- ・ 兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル（平成 24 年度改訂版）」
- ・ 埼玉県教育委員会「学校防災マニュアル（平成 23 年 9 月改訂）」
- ・ 栃木県教育委員会「学校における防災関係指導資料（平成 24 年 6 月）」
- ・ 徳島県教育委員会「学校防災管理マニュアル（暫定版）（平成 23 年 12 月）」
- ・ 神戸市教育委員会「学校園防災マニュアル作成指針」
- ・ 横浜市教育委員会「横浜市学校防災計画（平成 25 年 4 月改訂）」
- ・ 東京都地域防災計画（平成 24 年改定）
- ・ 北区地域防災計画（平成 20 年修正及び平成 24 年改定）
- ・ 北区水防計画（平成 24 年度）
- ・ 東京都北区避難所運営マニュアル《暫定版》（平成 25 年 6 月）
- ・ 東京都北区防災協定に基づく
災害時区有建築物等安全点検運用マニュアル（平成 25 年 3 月）
- ・ 東京都「帰宅困難者対策ハンドブック（平成 25 年 1 月）」
- ・ 東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック（平成 24 年 7 月）」
- ・ 国土交通省「洪水ハザードマップ作成の手引き（改定版）」（平成 25 年 3 月）
- ・ 国土交通省「土砂災害防止法」（平成 26 年 2 月）
<https://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm>
- ・ 東京都「土砂災害対策について」（平成 26 年 2 月）
http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kasen/map/dosha_r.html
- ・ 気象庁ホームページ「東海地震に関連する情報」（平成 25 年 8 月時点）
http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tokai/hellojma_index.html
- ・ 気象庁ホームページ「天気の急変から身を守るために」（平成 25 年 8 月時点）
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tenki_chuui/tenki_chuui_pl.html
- ・ 気象庁ホームページ「災害から身を守るための情報」（平成 25 年 10 月時点）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/index.html>
- ・ 気象庁ホームページ「指定河川洪水予報」（平成 25 年 10 月時点）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>
- ・ 気象庁ホームページ「特別警報について」（平成 25 年 11 月時点）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

- 北区ホームページ「特別警報の発表について」（平成 25 年 11 月時点）
<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/965/096515.htm>
- 政府広報オンライン「大雨や台風の気象情報に注意して 早めに防災対策・避難行動を行いましょう」（平成 26 年 2 月時点）
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201206/1.html>
- 東京都ホームページ「災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板（携帯用・web171）」
（平成 25 年 9 月時点）
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/message/index.html>
- NTT東日本「災害用伝言板（web171）」（平成 25 年 9 月時点）
<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>

様式編

- 様式 1 学校施設・設備安全確認チェックリスト
- 様式 2 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】
- 様式 3 東海地震警戒宣言への対応状況報告書
- 様式 4 学校教育活動再開見通し報告書
- 様式 5 点検チェックリスト（非構造部材・学校用）
- 様式 6 建物被災状況簡易チェックシート
- 様式 101 学校被害状況報告書
- 様式 102 学校避難者状況報告書
- 様式 104 避難者名簿
- 様式 105 避難者名簿（集計表）

※様式番号 100 番台は、災対教育委員会事務局職員行動マニュアルに規定された様式

様式編

- 様式 1 学校施設・設備安全確認チェックリスト
- 様式 2 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】
- 様式 3 東海地震警戒宣言への対応状況報告書
- 様式 4 学校教育活動再開見通し報告書
- 様式 5 点検チェックリスト（非構造部材・学校用）
- 様式 6 建物被災状況簡易チェックシート
- 様式 101 学校被害状況報告書
- 様式 102 学校避難者状況報告書
- 様式 104 避難者名簿
- 様式 105 避難者名簿（集計表）

※様式番号 100 番台は、災対教育委員会事務局職員行動マニュアルに規定された様式

学校施設・設備安全確認チェックリスト (災害予防のための施設点検)

点検日 年 月 日

学校名

確認者

1 物品の転倒防止点検		
(1) 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止		
	天井からつりさげた空調機や照明器具は確実に固定されているか。	
	放送設備（スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター等）は確実に固定されているか。	
	大型可動式書架にストッパーがあるか。	
	収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	
	下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
	厨房機器類は固定しているか。	
	その他（ ）	
(2) 理科室の地震対策の点検		
	実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
	薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
	所要の火災防止措置はしているか。	
	危険薬品を適切に保管しているか。	
	その他（ ）	
(3) 図書室の書架等の点検		
	書架を固定しているか。	
	書架と書架を連結するなど、転倒防止措置をしているか。	
	可動式書架にストッパーがあるか。	
	その他（ ）	

2 避難経路の点検		
	非常階段の点検	
	校舎棟からの非常出入口の点検	
	職員室・特別教室からの出入口の確保	
	避難場所への経路の確保	
	特別支援学級の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保	
	その他（ ）	
3 落下危険物の点検		
	外壁の点検	
	ガラスの点検	
	屋根の点検	
	屋上等の高架水槽の点検	
	アンテナ・避雷針の点検	
	空調屋外機器等の点検	
	その他（ ）	
4 防災施設の点検		
	出火防止	
	ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
	石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	
	ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
	消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善箇所の有無	
	危険物の点検	
	薬品の保管方法の安全性点検	
	灯油・ガソリン類の適切な保管	
	ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
	その他（ ）	

5 倒壊危険物の点検

門の点検	
塀・柵等の点検	
擁壁の点検	
屋外電気設備の点検	
自転車置き場の点検	
その他 ()	

日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

(1) 学校における防災体制について

1	安全指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	
3	地域の防災訓練へ教職員、児童・生徒の参加が計画されているか。	
4	「東海地震に関する情報」（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）や警戒宣言の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
5	地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
6	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	
7	地震発生時における教職員の参集体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	
8	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	
9	教職員が、校内の避難経路、児童・生徒の避難集合場所を理解しているか。	
10	児童館・学童クラブなど他の施設と連携を図っているか。	
11	非常時持ち出しする重要書類を把握するとともに、持ち出す担当者を定めているか。	
12	プールに水を溜めた状態にしているか。	
13	防災マップの作成など、地域の実情を把握しているか。	

(2) 区役所・地域との連携について

1	個々の教職員が地域の自主防災組織の役員と顔見知りになっているか。	
2	地域の自主防災組織の役員の連絡先を把握しているか。	
3	区災害対策本部の連絡先を把握しているか。	
4	学校参集職員を把握しているか。	
5	避難所運営マニュアル等を読み、災害時における避難所の役割を教職員が理解しているか。	
6	自校が避難所となったとき避難所運営に必要なスペースとして提供できる場所をあらかじめ決め、地域の自主防災組織と教職員が共有しているか。	
7	避難所の鍵の保管について調整しているか。	
8	備蓄庫に保管されている防災資機材や備蓄品にちて把握しているか。また、防災資機材の使用方の訓練をしているか。	
9	北区地域防災行政無線機の使用方の訓練をしているか。	
10	連絡調整者又は避難所支援班は、地域の避難所運営訓練に参加しているか。	

東海地震注意情報・警戒宣言への対応状況報告書

学校名 _____

報告者 [職] _____ [氏名] _____

調査日時 年 月 日 午前・午後 時 分現在

1. 学校災害対策本部の設置状況

設置済	・	未設置
-----	---	-----

2. 児童・生徒等の状況

(人)

学年	在籍数	校内で保護	下校	その他
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合計				

※その他は、欠席等で学校の管理下でない児童・生徒等の数

3. 校内保護した児童・生徒等の状況（待機場所等）

4. 学校と地域・住民等との状況（避難者対応等）

学校教育活動再開見通し報告書

学校名

報告者 [職] [氏名]

調査日時 年 月 日 午前・午後 時 分現在

仮登校日 年 月 日 午前・午後 時 分

1. 登校可能な児童生徒の人数

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計	在籍全児童・生徒数
人数											名

2. 勤務可能な教職員の人数

	校長	副校長	教員	養護	栄養	事務	用務	給食 (委託)	その他	計	在籍全教職員数
人数											名

3. 不足する教科書の状況

学年	教科	冊数	学年	教科	冊数

4. 不足する学用品の状況

学用品名	数量	備考

5. 不足する教材・教具の状況

教材・教具名	数量	被害状況・復旧見込み等

6. その他連絡事項（転校希望者数など）

--

点検チェックリスト（学校用）

≪点検結果≫ A:異状は認められない、または対策済み B:異状かどうか判断がつかない、わからない C:明らかな異状が認められる
--

記入者名	
点検日	
点検箇所 (該当に○)	屋内運動場 教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他
階	室名

番号	点検項目	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異状箇所・状態等)
			脱落	変形	剥離	破損	変質		
			ず れ た り な い	ぶ ら さ が う た い	ガ タ ツ キ が あ る	ゆ が り が あ る	こ じ り が あ る		
I. 天井									
(1)	天井材(天井仕上げボード)に破損等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
II. 照明器具									
(1)	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
III. 窓・ガラス									
(1)	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。	23						A・B・C	
(2)	窓ガラス周辺 地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	23						A・B・C	
(3)	建具 建具に変形(たわみ)、腐食、ガタつきは見当たらないか。	24						A・B・C	
(4)	クレセント 開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	24						A・B・C	
IV. 外壁(外装材)									
(1)	外壁(外装材) 外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
V. 内壁(内装材)									
(1)	内壁(内装材) 内壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
VI. 設備機器									
(1)	放送機器・体育器具 本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。	26						A・B・C	
(2)	空調室外機 空調室外機は傾いていないか。	26						A・B・C	
VII. テレビなど									
(1)	天吊りテレビ テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	27						A・B・C	
(2)	棚置きテレビ テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。	27						A・B・C	
(3)	テレビ台 テレビ台の移動・転倒防止対策を講じているか。	28						A・B・C	
(4)	パソコン パソコン機器類の転倒・落下防止対策を講じているか。	28						A・B・C	
VIII. 収納棚など									
(1)	書棚・ロッカーなど 書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。	29						A・B・C	
(2)	棚の積載物 書棚等の上に重量物を置いていないか。	30						A・B・C	
(3)	薬品棚 薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。	31						A・B・C	
(4)	薬品棚の収納物 薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	31						A・B・C	
IX. ピアノなど									
(1)	ピアノなど ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	33						A・B・C	
X. エキスパンション・ジョイント									
(1)	カバー材 エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。	34						A・B・C	
(2)	エキスパンション・ジョイント及びその周辺 エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	34						A・B・C	

建物被災状況簡易チェックシート

営繕課 作成
平成25年12月

はじめに

このシートは、大地震が発生した直後で、応急危険度判定が実施される前に、区有施設等を緊急で使用する場合に使用します。

目的は、建物が当面使用できる状況か否かを、簡易な方法で一般職員が行える判定用シートとして構成しています。

そのため、建物の安全性を保証するものではなく、当面の使用に耐えるであろうと想定する状況の確認を行うためのものです。

専門職員による応急危険度判定で判断されるまでは、危険箇所等がある場合も考えられますので、常に安全確認を行ってください。

調査方法

1. 職員が2名以上で調査を行ってください。その際、相互に安全に留意した行動をお願いします。
2. 調査方法は目視で行います。該当箇所があれば1か所でもチェック を入れます。
3. 調査範囲は建物の外部と内部があります。外部調査で「要注意」「危険」と判定が出た場合は、内部には入らないで調査を終了してください。
4. 内部調査は、足元と頭上を特に気をつけて行ってください。天井の落下、床の崩落等が見られた場合は、近づかないでください。
5. 危険と思われる場所には、貼り紙などで立入禁止や、注意喚起を行うようにしてください。
6. このシートで「要注意」「危険」と判定がでたときは、危険性が高いので、建物を使用しないでください。緊急で止むを得ない場合は、専門職員による判定を待って、使用するようしてください。

		質 問	該 当 項 目
全 景	1	外観による判定	<input type="checkbox"/> ③ 一見して建物全体が倒壊してる <input type="checkbox"/> ③ 一見して建物の一部の階が全部倒壊している
	2	隣接する建物が傾き、区有施設の建物に倒れ込む危険性がありますか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 傾いている感じがする <input type="checkbox"/> ③ 倒れ込みそうである
施 設 周 辺	3	建物周辺に地すべり、がけ崩れ、地割れ、噴砂、液状化、地盤沈下などが生じたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 生じた <input type="checkbox"/> ③ ひどく生じた
	4	区有施設の建物が沈下しましたか？ 若しくは、建物周辺の地面が沈下しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 生じた <input type="checkbox"/> ③ ひどく生じた
施 設 外 部	5	建物が傾斜しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 傾斜している感じがする <input type="checkbox"/> ③ 明らかに傾斜した
	6	建物の外壁が壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① 壁面にわずかに割れ目が生じている、壊れていない場合も含む <input type="checkbox"/> ② わずかな落下や目地にずれが生じた <input type="checkbox"/> ③ 壊れて部分的あるいは大きく落下している 壁面全体に亀裂が生じた
	7	建物外部の柱や壁にひび割れがありますか？	<input type="checkbox"/> ① ないか、髪の毛ほどのひび割れがある <input type="checkbox"/> ② 比較的大きなひび割れが入っている <input type="checkbox"/> ③ 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	8	外壁タイルやモルタル等が落下しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 落下しかけている、落下している
	9	窓ガラスが破損しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② ガラスの割れた窓がある <input type="checkbox"/> ③ ガラスが割れ、窓枠も曲がった窓がある

外部からの判定

①	②	③

ここまでの調査の判定結果を左の集計表に記入してください。

判定に「②」又は「③」の該当項目があった場合は、施設内部に入ってチェックする必要はなく、質問 10 から 15 までの、施設内部についての点検は必要ありません。

施設内部には入らず、総合判定に進んでください。

	質 問	該 当 項 目
施設内部	10 建物内部の床が壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 少し傾いている、下がっている <input type="checkbox"/> ③ 大きく傾いている、下がっている
	11 建物内部の柱、壁が壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① ないか、髪の毛ほどのひび割れがある <input type="checkbox"/> ② 比較的大きなひび割れが入っている <input type="checkbox"/> ③ 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	12 建具やドアが壊れましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 建具、ドアが動かない <input type="checkbox"/> ③ 建具、ドアが壊れた
	13 防火シャッターが閉じていますか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② シャッターは閉じているが、通ることはできる <input type="checkbox"/> ③ シャッターは閉じかつ壊れている、通ることはできない
	14 非常階段は通れますか？	<input type="checkbox"/> ① はい <input type="checkbox"/> ② 落下物が散乱しているが、通れる <input type="checkbox"/> ③ 落下物で通行できない
15 天井、照明器具などが落下しましたか？	<input type="checkbox"/> ① いいえ <input type="checkbox"/> ② 落下しかけている <input type="checkbox"/> ③ 落下した	

総合判定

①	②	③

「③」の答えが一つでもある場合は「危険」です。施設内部には立ち入らないでください。災害対策本部に連絡してください。

「②」の答えが一つでもある場合は「要注意」です。施設内部には立ち入るのは控えてください。災害対策本部に連絡してください。

「①」 のみの場合でも、危険性のある個所等がある場合も考えられますので常に注意して施設を使用してください。

- 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度簡易チェックシートで被災状況を点検してください。
- この簡易チェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであり、災害対策本部へ連絡し、できるだけ早く応急危険度判定員による判定を受けてください。

学校被害状況報告書【速報版】

学校名

報告者

[職]

[氏名]

学校の通信機器が使用不能の場合は、最寄の地域振興室等（又は個人の携帯電話）を利用してください。

調査日時

年

月

日

午前・午後

時

分

1. 人の状況

	総 数			うち負傷者		うち死亡者	
	男	女	計	男	女	男	女
出席児童生徒数							
外部からの避難者数							
教 職 員 数							
区 職 員 数							

2. 建物の状況

各室使用の可否		被 害 状 況 （簡潔に）
職員室	可 ・ 否 ・ 応急修理すれば可	
保健室	可 ・ 否 ・ 応急修理すれば可	
校 庭	可 ・ 否 ・ 応急修理すれば可	
体育館	可 ・ 否 ・ 応急修理すれば可	

3. 電気等の状況

電 気	使用可 ・ 不可
水 道	使用可 ・ 不可
電 話	使用可 ・ 不可

4. 避難所としての使用可否

可	否
応急修理すれば可	

※「建物被災状況簡易チェックシート」又は
応急危険度判定員の調査結果に基づく判断

※電話使用不可の場合、防災無線は（使用可 ・ 不可）

↓
使用不可能な場合、代替使用できる近隣の地域振興室等
はどこ？[施設名：]

学校避難者状況報告書

学校名

学校の通信機器が使用不能の場合は、最寄の地域振興室等（又は個人の携帯電話）を利用してください。

報告者 [職] [氏名]

調査日時 年 月 日 午前・午後 時 分

単位：人

	男	女	計
在校児童生徒数			
うち負傷者数			

外部からの避難者数			
うち負傷者数			

〈避難者存在箇所〉

- | | | |
|--------|---|---|
| ①体育館 | 約 | 人 |
| ②廊下・階段 | 約 | 人 |
| ③校庭 | 約 | 人 |
| ④その他教室 | 約 | 人 |

避難者名簿カード

施設名		部屋名	
町会自治会名			

住所			
連絡先	連絡のつく電話番号をご記載ください	親戚等の連絡先	名前 住所 電話

家族構成（避難所にきている人）

ふりがな 氏名	続柄	性別	年齢	特技・資格 ※医療・介護・建築・調理 電気・水道関係や、手話通訳、 外国語通訳、大型特殊免許など	身体状況 ※介護・障害・ケガ 持病など
	本人	男・女			
		男・女			

※ 下記には、外出先などにおいて避難所にまだきていないご家族をご記載ください

		男・女			
		男・女			

※ 家族の状況に変更（個々の入退所など）がありましたら、避難所運営委員会にお知らせください

他からの問い合わせがあったとき、 「住所」「氏名」を公表してもよいですか？	はい ・ いいえ
--	----------

ご自宅の状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止	ペット同行 の有無	
--------	--------------------------	--------------	--

※ ペット同行の場合は、種類などを記載して下さい

特記することがあれば 記載して下さい			
-----------------------	--	--	--

退所情報 ※ この欄は、 世帯全体が退所す る際に記載	退所年月日	退所先住所・方書	退所先の連絡先 (電話番号など)
--------------------------------------	-------	----------	---------------------

※ この名簿は、記載後に責任をもって避難所運営委員会で保管いたします。

※ 書ける範囲でご記載願います。適切な避難所運営に活用いたしますので、ご協力をお願いします。

注2： エクセルデータのまま災対教育委員会事務局にご提出ください。